

昭和十六年五月

昭和十五年事業報告

人口問題研究所

国立社会保障人口問題研究所



1 6 9 8 8 4

昭和十五年度事業報告目次

一 人口政策要綱（第一次）ノ決定

二 前年度施行出産力調査結果ノ速報

三 前年度施行所得階級別婚姻出生及死亡調査結果中一部分ノ中間報告

四 昭和十五年度ニ於テ實施又ハ着手セル標本の調査

（後述人口問題研究所指定村ニ於ケル調査ヲ除ク）

（一）内地在住朝鮮人出産力調査

（二）都市職業別現住戸數及人口調査

（三）遺傳性精神病者家族ノ出産力調査

（四）農村人口移動調査

（五）開拓地社會衛生學的調査

（六）多産者家系調査

（七）初婚者所得調査

五 人口問題研究所調査指定村ノ設置

ノ、埼玉縣入間郡東吾野村

（一）家系調査

（二）全村民健康調査

2、千葉縣東葛飾郡梅郷村

（一）死亡死産調査

（二）結核調査

六 乳幼児審査表ノ集計及結果ノ發表

七 乳幼児發育經過審査票ノ集計

八 人口問題研究所研究報告會ノ開催

九 既存資料ノ蒐集

一〇 社會衛生學的研究實驗器具ノ購入

一一 本年度ニ於ケル主要刊行物

(一) 人口問題研究所要覽

(二) 人口政策確立要綱

(三) 人口問題研究資料 (一) 及 (二)

(四) 人口問題資料 (第一輯)

一二 人口問題研究所長ノ異動

一三 人口問題研究所參與ノ會合並ニ異動

昭和十五年度事業報告

一 人口政策要綱（第一次）ノ決定

當研究所ニ於テハ我が國人口政策ノ樹立ニ貢獻致スベク銳意之ガ調査
研究中ノ處現下ノ重大時局ニ鑑ミ急速ニ實行ヲ要スル人口政策ニ關シ
成案ヲ得タルニヨリ昭和十五年七月十九日當研究所參與ノ會合ヲ求メ
之ガ意見ヲ參酌シ茲ニ我が國人口政策ノ基本トナルベキ人口政策要綱
（第一次）（別紙一）ヲ決定シ同年八月二十八日厚生大臣宛報告シ印
刷ノ上關係官廳ニ參考資料トシテ配付セリ

二 前年度施行出生力調査結果ノ速報

昭和十四年度ニ施行セル出生力調査ニ關シ之ガ集計製表ヲ終了シ其ノ
結果ヲ速報（別紙二）トシテ印刷ノ上關係官廳ニ配付セリ又「人口問
題研究」第一卷第七號ハ「出生力調査結果特輯號」トシテ「出生力調
査結果ノ概説」ヲ掲載セリ

三 前年度施行所得階級別婚姻出生及死亡調査結果中一部分ノ中間報告

昭和十四年度ニ施行セル所得階級別婚姻出生及死亡調査ニ關シ之ガ集
計製表ヲ終了シタルガ調査都市ノ中金澤、青森、盛岡、秋田及山形ノ
五都市ノ結果中ノ一部分ニ付中間報告（別紙三）ヲナセリ

四 昭和十五年度ニ於テ實施又ハ着手セル標本的調査

（一）内地在住朝鮮人出生力調査

前年度ニ於テ施行セル内地人ノ出生力調査ノ結果ト比較シ近住民族
ノ人口現象ニ關スル資料作成ノ爲別紙（四）調査要綱ニヨリ財團法
人中央協和會ノ協力ノモトニ内地在住朝鮮人出生力調査ヲ施行セリ
本調査ノ方法ハ北海道外七府縣ニ於ケル警察部特高課内鮮係（同課
内ニ地方協和會アリ）ニ調査票ヲ配付シ各道府縣ノ警察署並協和會
係員ニヨリ朝鮮人ニ直接面接質問ヲナシ代筆ニヨリ調査票各欄ニ記
入スル方法ヲ採リ昭和十五年八月一日午前零時現在ノ状態ヲ右ノ方
法ニヨリ調査シ次表ノ如ク蒐集ヲ見タリ
尚之ガ集計製表ヲ終了シ近ク結果ノ發表ヲ行フ豫定ナリ

内地在住朝鮮人出産力調査票配布枚蒐集枚數表

區分	世帶數	配布數	蒐集數	備考
北海道	一、五〇〇	一、八〇〇	一、七二四	
東北	五、〇〇〇	六、〇〇〇	四、九九八	
神奈川	二、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇二九	
愛知	六、〇〇〇	七、二〇〇	五、八八一	
大阪	二四、〇〇〇	二八、八〇〇	二三、五六二	
山口	五、〇〇〇	六、〇〇〇	五、一五二	
福岡	六、〇〇〇	七、二〇〇	四、〇六二	
富山	六五〇	八〇〇	五一〇	
計	五〇、一五〇	六〇、二〇〇	四七、九一八	

本調査ニ要シタル經費ハ次ノ如シ

一 内地在住朝鮮人出産力調査票印刷費 二、〇〇〇枚

八一七、六〇

一 内地在住朝鮮人出産力調査票印刷費 一、〇〇〇部

七〇、〇〇

一 調査票記入蒐集委託費

二、三七五、〇〇

一 調査票及同乘發送費

五、四〇

一 集計製表費

三、二六一、八六

計

六、五二九、八六

(二) 都市職業別現在戸數及人口調査

人口ノ量的質的増強ト之ガ地域の職能的ノ適正ナル配分ヲ計ル國土計畫ニ關スル資料トシテ都市ノ性格並職業別現住戸數及人口調査ヲ施行セリ

調査ノ方法ハ全國各都市ニ付市ノ性格並昭和五年乃至昭和十四年ノ職業別戸數及職業別人口ヲ別紙(五)ノ通之ガ回報方市役所ニ依頼セリ

尙本調査ハ防牒上嚴秘ニ關スル事項ナルト又新興都市ノ資料不備ナルトノ爲回答ヲ得ルコト困難ナリシモ大體同答蒐集ノ状態ヨク又之ガ集計ハ人員不足ノ爲本年中着手不能ナルノ狀況ナリ

(三) 遺傳性精神病者家族出産力調査

我が國人口政策ニ關スル資料作成ノ爲ニ厚生省豫防局ニ於テ施行セル全國遺傳性精神病者家系調査ニ際シ蒐集セル資料(約三、〇〇〇家系ナリシモ昭和十五年六月二十日ノ厚生省廳舎火災ニヨリ約六〇〇家系ヲ殘シ他ハ燒失セリ)約六〇〇家系ニ付人口ノ社會衛生的調査トシテ別紙(六)調査要綱ニヨリ遺傳性精神病者家族出産力調査ヲ實施セリ

本調査ノ方法ハ前記六〇〇家系ノ夫々ニツキ戸籍謄本及除籍謄本ヲ當該役所ヨリ蒐集シ之ニヨリ病者夫婦、病者ノ兩親及病者ノ同胞等ヲ知リソレ等家族ノ出産力ヲ別紙(七)ノ出産力調査票(A)(B)二種ニ分チ記入シ之ニ實施セル一般人出産力調査ノ結果ト比較シ社會生物學的見地ヨリ人口政策ノ向フベキ處ヲ示サントス
尚戸籍謄本及除籍謄本ノ蒐集ニ就テハ同家系在住市區町村長ニ交付方依頼セルモノナリ
斯クシテ蒐集シ得タル戸籍謄本及除籍謄本ヨリ記入シ得タル出産力

(四) 農村人口移動調査

調査票ハ病者自身ニ關スルモノ七十一、病者ノ兩親ニ關スルモノ四百七十、病者ノ同胞ニ關スルモノ四百九十八ニシテ目下製表中ナリ
今次事變ニ伴フ農村人口ノ移動狀況ヲ調査シ農村ニ於ケル人口分布人口構成及ビ農業勞働力等ノ變化ヲ明ラカニスルト共ニ工業勞働力強化ガ勞務者特ニ農村出身勞務者ノ保健狀態ニ及ボス影響等我が國人口政策ニ關スル一資料タラシムル爲別紙(八)調査要綱ニヨリ昭和十五年九月一日現在ニ於テ農村人口移動調査ヲ實施セリ其ノ概要ヲ述ブレバ先ヅ岩手縣外十一縣下三十一ヶ村ヲ選定シ別紙(九)農村人口移動調査票ヲ縣經由當該農村ノ各戸ニ配付シ戸主又ハ其ノ代人ヲシテ記入シ當該村長之ヲ蒐集シ本研究所宛送付セシム本調査實施ニ際シテハ村役場職員ノ協力ヲ得タルハモトヨリナルモ時期宛モ内閣統計局ノ昭和十五年國勢調査實施時期前ナリシタメ各村ノ國勢調査委員ノ協力ヲ得又小學校及青年學校教員及生徒ノ斡旋ニヨリ記入蒐集ハ圓滑ニ終始セリ蒐集シタル調査票ハ整理ノ上緊急製表ヲ要スル事項ヨリ集計ニ着手セルモ人員不足ノ爲本年度中ニ結果表作成

送ニ至ラズ尙本調査ニ要シタル經費ニ付テハ如次

一 農村人口移動調査票印刷費 三〇〇、八〇

一 調査票記入蒐集委託費 一、三一〇、〇〇

一 調査票送付費 二六、六四

一 調査事務打合せ指導出張旅費 七九二、七〇

計

二、五〇九、三四

因ニ調査票配付蒐集状況ハ次表ノ如シ

農村人口移動調査票配布蒐集表

調査村名	配布枚数	蒐集枚数	備考
(一) 岩手縣 岩手郡 太田村	1,500	655	
“ 和歌郡 鬼柳村		392	
(二) 山形縣 飽海郡 稻川村	1,000	563	
“ 西村山郡 舘調村		319	
(三) 新潟縣 西蒲原郡 和納村		620	
“ 中蒲原郡 七谷村	3,000	640	

(四) 長野縣 東筑摩郡 神林村	1,100	517	
“ 諏訪郡 中洲村	200	550	
“ 小縣郡 浦里村	1,050	764	
(五) 千葉縣 長生郡 高根村	2,000	497	
“ 君津郡 金田村	1,000	201	
“ 東葛飾郡 高木村	1,000	802	
(六) 埼玉縣 北足立郡 安行村	700	569	
“ 児玉郡 藤田村	900	698	
“ 北埼玉郡 廣田村	550	467	
(七) 岐阜縣 加茂郡 坂祝村	700	614	
“ 安八郡 淺草村	350	267	
“ 不破郡 府中村	660	570	
(八) 三重縣 桑名郡 多度村	550	524	
“ 三重郡 八郷村	550	526	

(九) 愛媛縣宇摩郡金生村	喜多郡粟津村	北宇和郡立間村	(十) 長崎縣西彼杵郡伊木力村	東彼杵郡宮村	北松浦郡皆瀬村	(四) 鹿兒島縣日置郡伊作町	薩摩郡上東鄉村	始良郡帖佐村	(三) 茨城縣那珂郡柳河村	合計						
3000	3500	6200	7600	10000	4000	2101	505	418	302	544	634	2913	1740	1955	282	22824

(五) 開拓地ニ於ケル社會衛生學的調査

滿洲開拓農村ニ於ケル保健衛生問題特ニ母性及乳幼児ノ實狀ヲ究メ
 開拓農村ノ健全ナル人口構成ノ完成ニ關スル對策樹立ニ督スル爲滿
 洲開拓村中滿榮外六ヶ村ヲ選定シ別紙(一〇)調査要綱ニヨリ開拓
 地母性兒童調査票及保健衛生調査票ニ付キ調査事項ヲ記入セシメ調
 査表六八〇枚ヲ得、之ガ整理集計ヲ了シ其ノ第一報ヲ「社會衛生學
 的ニ見タル滿洲開拓農村第一報開拓農村ニ於ケル結婚及妊娠出産ニ
 就テ」トシテ「人口問題研究」第二卷第五號ニ發表セリ

尙本調査ニハ西野研究官及笠間研究官補昭和十五年七月乃至八月滿
 洲國ニ出張實施セリ

本調査ニ要シタル經費ニツイテハ

一 開拓地母性兒童調査票 3000枚

一 保健調査票 3000枚

一 調査打合せ指導出張旅費

一五三、〇〇圓
 一一四、〇〇〇
 五〇〇、〇〇〇
 七六七、〇〇〇

(六) 多産者家系調査

昭和十四年五月神奈川縣ニ於テ施行セル多産者子女育成功勞褒賞者
（現存セル十名以上ノ子女ヲ有スル婦人）九百九十三名ニ就キ我が
國人口政策ニ關スル基礎資料トシテノ多産ガ遺傳スルヤ否ヤノ問題
ニ關シ別紙（一一）調査要綱ニヨリ多産者家系調査ヲ實施セリ
本調査ハ第一調査、第二調査ニ區分シ（本調査要綱參照）本年度ニ
於テハ第一調査ノミ施行シ先ヅ神奈川縣警察部ノ幹旋ニ依リ前記九
百九十三名ノ多産婦人ニ別添多産者家系調査票ヲ配付シ調査事項ヲ
記入セシメ大意之ガ結果ヲ見ルニ至リ人口問題研究第二卷第二號ニ
「多産者家系調査報告」（第一回）トシテ掲載發表セリ

本調査ニ要シタル經費次ノ如シ

- 一 多産者家系調査票印刷費 二〇〇〇枚 六〇、〇〇
- 一 調査票記入蒐集委託費 一〇〇、〇〇

計

一六〇、〇〇

(七) 初婚者所得調査

現時ニ於ケル所得ト婚姻トノ關係ヲ明ラカニシ結婚年齢遲延ニ關ス
ル原因ヲ究明シ我が國人口政策ニ關スル一資料タラシムル爲東京市
内荒川區外四區ヲ選定シ別紙（一二）調査要綱ニヨリ初婚者所得調
査ヲ實施セリ

本調査ハ先ヅ荒川區外四區内ニ於ケル十月一日ヨリ十二月三十一日
ニ至ル三ヶ月間ノ婚姻見込數ヲ求メソレニヨリ各區役所戶籍係ニ對
シ昭和十五年十月一日ヨリ同年十二月三十一日ニ至ル間ニ夫妻共ニ
初婚ナル婚姻届出者ニ初婚者所得調査票ヲ郵送又ハ直接窓口ニテ配
付方依頼ス

配付ヲ受ケタル初婚者ハ調査票ニ調査事項ヲ記入シ同時ニ配布ヲ受
ケタル本研究所宛ノ返送用封筒ニテ返送スルコトトシ次表初婚者所
得調査票回收一覽表ノ如ク蒐集シ得タリ

區分	荒川	本所	杉並	世田谷	大森	計
一 一般俸給生活者	八一	五五	一一一	三八	三〇	三二五
二 一般工場勞務者	一二九	七一	二三	一〇	二二	二五五
三 商工業業主	三九	二五	一六	七	七	九四
四 商工業從業者	八五	六四	二一	一七	九	一九六
五 其他	三一	一一	一六	四	二	六四
合計	三六五	二二六	一八七	七六	七〇	九二四

備考、分類中其他ニハ農業者、日傭人夫、僧侶、畫家、遊藝師、自動車運轉手、學生並ニ其ノ他ノ職業不明ナルモノ及無業等ヲ含ム

尙本調査ノ趣旨徹底ヲ圖リ且ツ蒐集ニ遺憾ナキヲ期スル爲區役所ト協力シ婚姻届ニヨリ調査票未返送者ニ對シ督促狀ヲ發送セリ
 本調査ニ要シタル經費ニツイテハ次ノ如シ
 一 初婚者所得調査票並督促狀印刷費 共 五〇〇〇枚 一四〇、〇〇圓
 一 荒川區外四區役所戶籍係員ニ對スル謝金 一三〇、〇〇

計

二八四、〇〇

尙蒐集セラレタル調査票ハ整理ノ上集計ニ着手スベキモノニ從事スル集計員不足ナルト他ノ集計事務繁忙ナルトノ爲本年度ニ於テハ着手不能ナリ

三 人口問題研究所調査指定村ノ設置

我が國農村ノ社會經濟的並ニ社會生物學的實狀ニ付相當長期ニ亘リ精密ナル臨地的調査ヲ實施シ我が國人口政策ニ關スル基礎資料ヲ得ル爲別紙(一三)要綱ニヨリ一定地區ヲ指定シ常時諸種ノ調査ヲ行フコトトシ埼玉、千葉兩縣知事ニ對シ昭和十五年九月十四日發人口第二九四號ヲ以テ依頼シ埼玉縣入間郡東吾野村及千葉縣東葛飾郡梅郷村ノ二ヶ村ヲ人口問題研究所調査指定村ト決定直チニ各種調査ニ着手セリ尙本年度ニ着手セル調査次ノ如シ

一、埼玉縣入間郡東吾野村ニ於ケル調査

(4) 家系調査ノ施行

昭和十五年十月ヨリ東吾野村ニ於テ別紙(一四)調査要綱ニヨリ家系調査ヲ行ヒ別添調査票ニ記入シ同村内長澤、井上、虎秀平戸、白子ノ五部落ノ内記入終了セルモノ井上及白子ノ二部落ニシテ他部落ハ目下調査繼續中ナリ

(四) 全村民健康調査

昭和十六年三月全村民約二、四〇〇名ニ就キ別紙(一五)健康診斷票ニヨリ全村民健康調査ヲ實施セリ

II、千葉縣東葛飾郡梅郷村ニ於ケル調査

(1) 死亡死産調査

昭和十五年十月同村役場ニ於テ埋火葬認許證臺帳ニヨリ明治十三年以來現在ニ至ル死亡者ノ住所氏名、年齢、性別、病名等ヲ復寫シ死亡、死産調査ヲ繼續中ナリ

(2) 結核調査

梅郷村ニ於ケル國民學校兒童ノツベルクリン皮内反應検査ヲ施行セリ又尙幼兒ニ就キ同様検査ヲ行ヒ農村結核ノ感染経路及ビ都市トノ關係ヲ究明セントス

六 乳幼児審査票ノ集計及ビ結果發表

財團法人中央社會事業協會及恩賜財團愛育會共同主催ニヨリ第十三回全國兒童愛護週間ノ舉行ニ際シ實施セル乳幼児審査ノ結果回收セル一、四七四票ニ付地域別、地區別、性別、市町村別、生活階級別ニ分類シ之ガ集計及ビ觀察ヲ行ヒタリソノ結果ハ「人口問題研究」第二卷第三號笠間尙武「社會環境ガ乳幼児ノ發育ニ及ボス影響ニ關スル考察」ニ於テ發表セリ

七 乳幼児發育經過審査票ノ集計

昭和十五年財團法人中央社會事業協會ニ於テ第十四回全國兒童愛護運動週間舉行ノ際實施セル乳幼児發育經過審査ノ審査票九、五〇五票ハ同協會ヨリ當研究所宛寄贈セラレタルニ依リ之ヲ市町村別、性別、生活階級別ニ夫々分類シ集計ニ着手セリ

八 研究報告會ノ開催

昭和十五年度中ニ開催セラレタル研究報告會ノ報告會ノ報告項目及報告者ヲ掲グレバ次ノ如シ

第十三回 一五 四 五 民族周流理論（續） 館 研究官

第十四回 一五 四 二 分村計畫の事例と實績 北 山 研究官補

第十五回 一五 四 一 九 滿洲ニ於ケル苦力問題 小 山 研究官

第十六回 一五 四 二 六 スベングラー「佛國人口問題」 北 岡 企 畫 部長

第十七回 一五 四 三 民族周流理論（續） 館 研究官

第十八回 一五 四 一 〇 出生率減退ニ關スル一考察 中 川 調 査 部長

第十九回 一五 四 一 七 徳川時代ニ於ケル出生及死亡率 關 山 研 究 官

第二十回 一五 四 二 四 婚姻統計ノ方法ニ就テ 岡 崎 研 究 官

第二十一回 一五 四 三 一 將來人口ノ計算ニ就テ 中 川 調 査 部長

第二十二回 一五 四 六 八 日本人ノ經濟的生産年齢ニ就テ 西 野 研 究 官

第二十三回 一五 四 一 四 出産率ト婚姻年齢ノ關係ニ就テ 岡 崎 研 究 官

第二十四回 一五 四 二 一 フェーアチヤイルド「人口の數と質」 北 岡 企 畫 部長

第二十五回 一五 四 二 八 農村社會學 北 山 研 究 官 補

第二十六回 一五 四 七 六 腦髓ノ發達ニ就テ 青 木 研 究 官

第二十七回 一五 四 七 一 七 日本民族ノ構成 小 山 研 究 官

第二十八回 一六二〇一五 滿洲視察ヲ終ヘテ 西野 研究官

第二十九回 一六二〇二二 佐藤信淵ノ國土計畫論 關山 研究官

第三十回 一六二〇一九 國土計畫ヘノ關聯ニ於テ見タル都市人口増殖力 館 研究官

第三十一回 一六二〇二三 昭和十五年國勢調査ニ就テ 友安 研究官

第三十二回 一六二〇一七 婚姻率ノ變動ヨリ見タル婚姻政策 岡崎 研究官

第三十三回 一六二〇二一 人口ト失業トノ關係ニ就テノ學說概觀 北岡 企畫部長

第三十四回 一六二〇二四 北滿開拓農村ニ於ケル衛生狀態、特ニ乳幼児、母性衛生方面ニ就テ 笠間 研究官補

第三十五回 一六二〇一八 都市人口補給源トシテノ「假想的背地」ノ決定ニ關スル一考察 上田 研究官補

第三十六回 一六二〇三四 六大都市死亡曲線ノ差異及ビ變化ニ就テ 窪田 研究官補

第三十七回 一六二〇一八 英國植民地ノ人口現象 島村 研究官補

六 既存資料ノ蒐集

人口問題ノ調査研究ニ不可缺タル各種資料中既存資料ノ蒐集ニ關シテハ寄贈ヲ受ケ得ルモノニ就テハ出來得ル限り之ヲ編纂又ハ刊行先宛乞フコトトシ然ラザルモノハ購入スルコトトセリ

昭和十四年度中ニ購入セルモノノ中主要ナルモノヲ掲グレバ次ノ如シ

一 和書 三二五冊 一、二九〇。二九

二 洋書 一三三冊 一、五七六。七五

計 四五八冊 二、八六七。〇四

前年度計 四五二冊 三、八四四。七三

累計 九一〇冊 六、七一一。七七

內 譯

一、和 書

(一) 人口問題及人口理論

南 亮三郎著

人口理論と人口政策

外一八册

(二) 人口統計學

塚 原 仁著

人口統計論

外 一册

(三) 民族問題

王 桐 齡 著

中國民族史

外四三册

(四) 植民政策

矢内原 忠 雄著

植民及植民政策

外二七册

(五) 社會衛生學

中 川 一 郎著

成長と榮養

外一六册

(六) 社會學及社會問題

大河内 一 男著

社會政策ノ基本問題

外四八册

(七) 經濟學及經濟政策

那 須 皓著

農業政策

外九〇册

(八) 統計學及數學

統計學社編

統計叢書

外一二册

(九) 人口統計資料

內閣統計局編

現任人口靜態ニ關スル統計材料

一册

(十) 一般統計資料

東京統計協會編

日本帝國統計全書

一册

(十一) 社會統計

財團法人協調會編

勞働生活者職工生計調査報告

外 六册

(十二) 外地、滿洲國及支那統計

滿洲事情社編

滿洲國產業概觀

外 五册

(十三) 政治及法律

美濃部 達 吉著

日本行政法

外 四册

(十四) 哲學、歷史及地理

國史大年表

外一六册

(十五) 辭 書

佐 藤 寬 治著

農業小辭典

外 六册

二、洋 書

(一) 人口問題及人口理論

World Population & others 12

(二) 人口統計學

Statistique du Mouvement de la Population & others 21

(三) 民族問題

Russische Judenpolitik & others 21

(四) 植民政策

Kampf um deutsche Kolonien & others 31

(五) 社會衛生學

Sero-Diagnostic de La Syphilis & others 16

(六) 社會學及社會問題

Wohnungswirtschaft & others 18

(七) 經濟學及經濟政策

China, Wirtschaft politische Landeskunde 1

(八) 統計學及數學

Chamber's Seven Figure Mathematical Tables & others 13

(九) 人口統計資料

Population and its Distribution & others 1

(十) 社會統計

Recensement de la Population 1

(出 辭 書

Handwörterbuch für Deutsche Sprache & others 8

一、社會衛生學的研究實驗器具機械ノ購入

當研究所ニ於ケル社會衛生學的研究ノ爲整備ヲ要スル各種實驗器具ノ
內昭和十五年度ニ於テ購入シタルモノヲ掲グレバ次表ノ如シ

一、醫療物品 週上天秤外一九〇點 四、九一七。九五

一、藥 品 セニエツト鹽外四六點 一五三、〇四

計 五、〇七〇。九九

二本年度ニ於ケル主要刊行物

本年度ニ於ケル主要ナル刊行印刷物ハ左ノ如クニシテ別冊ノ通印冊ノ上夫々關係官廳ニ配布セリ

(一)人口問題研究所要覽

(二)人口政策確立要綱

(三)人口問題研究資料

(三) 支那事變による出生及死亡の變化

(三) 昭和十三年及昭和十四年各年男子出生數の減と其の對策としての死亡率改善に就て

(四)人口問題資料

(第一輯) 我が國人口問題概要

二三人口問題研究所長ノ異動

本研究所長ハ左記ノ通り異動セリ

昭和十五年四月五日	任 厚 生 次 官	兒 玉 政 介
同	依 願 免 本 官	岡 田 文 秀
昭和十六年三月廿六日	任 厚 生 次 官	兒 玉 九 一
同	依 願 免 本 官	兒 玉 政 介

二三人口問題研究所參與ノ會合並異動

本研究所ニ於テハ昭和十五年七月十九日午後一時學士會館ニ本研究所參與ノ會合ヲ求メ我が國現下ノ情勢ニ鑑ミ特ニ緊急ヲ要スル人口増殖政策ニ就キ本研究所立案ノ人口政策要綱案ヲ提示兒玉所長ノ挨拶ノ後北岡企畫部長ヨリ人口政策要綱案ニツキ各般ニ亘ル出產奨勵政策ヨリ體力向上死亡率改善政策ニ及ブ項目ニツキ詳細ナル説明アリ列席參與諸氏ヨリ夫々極メテ適切ナル意見ノ陳述アリ貴重ナル成果ヲ得テ午後四時閉會セリ

又昭和十五年度中ニ於ケル人口問題研究所參與ノ異動ハ昭和十五年五月二十三日附ヲ以テ次ノ如ク發令セラレタリ

昭和十五年五月二十三日

(各通)

內務省計畫局長 藤岡長敏
 陸軍少將 石本寅三
 商工書記官 椎名悅三郎
 拓務省拓務局長 森部隆
 厚生省衛生局長 加藤於菟丸
 人口問題研究所參與被仰付
 陸軍少將 中村明人
 人口問題研究所參與被免

昭和十六年二月四日

(各通)

陸軍少將 田中隆吉
 海軍少將 中原義正
 厚生書記官 青木秀夫
 厚生科學研究所技師 林春雄
 人口問題研究所參與被仰付

(各通)

陸軍中將 石本寅三
 海軍少將 伊藤整一
 人口問題研究所參與被免



昭和十五年八月

人口政策要綱（第一次）

人口問題研究所

人口政策要綱（第一次）

凡ソ適正十全ナル人口政策ヲ確立シ以テ悠久ナル帝國發展ノ根基ニ培ハ
ンガ爲ニハ廣範圍ニ亘ル精密ナル科學的調査研究ノ結果ニ立脚セザルハ
カラザルハ言フ俟タズト雖、我が國現下ノ情勢ニ鑑ミレバ、人口増殖政
策ノ樹立ハ須臾モ緩セニスベカラザル現下喫緊ノ國家的要務ニシテ、其
ノ主要政策トシテ考慮スベキ事項概ネ以下ノ如シ

一 出產獎勵政策

(一) 家族賃銀（俸給）制度ノ確立

- (1) 有配偶者ニ對シ其ノ最低生活ヲ保障スベキ賃銀及俸給額ヲ定メ、
結婚シタル場合少クトモ此ノ定額迄ニ増額又ハ増俸スルコト（夫
妻共ニ賃銀又ハ俸給ヲ受クル場合ニハ夫ニノミ適用スルコト）
- (2) 子女數ニ應ジテ昇給率及昇給速度ヲ加減スルコト
- (3) 以上ノ制度ハ賃銀及俸給ノ統制ニ關スル法規ノ制定上考慮スルコ
ト

ト

(4) 以上ノ制度ハ官廳及官營工場ニ於テ卒先之ヲ制定採用シ民間ノ經
營ニ對シ之ニ準ズル制度ヲ採用スベキコトヲ勸奨スルコト

(5) 民間ノ經營ニ於テハ平準金庫制ヲ併セテ採用セシムルコト 註(一)

(二) 結婚ニ關スル適正ナル機關ノ指導獎勵

(1) 民間企業及經營ニ於テ福利施設トシテ結婚斡旋機關ノ設置ヲ獎勵
擴充シ、其ノ聯絡提携ヲ圖ルベキ適當ナル機關ヲ設クルト共ニ適
正ナル指導監督ヲ行フコト

(2) 結婚相談所等公設ノ機關ヲ設置シ優生婚ノ指導獎勵ヲ圖リ、結婚
ニ關スル設備ノ利用等ニ關スル便宜ヲ與ヘシムルコト

(三) 其ノ他ノ結婚獎勵政策

(1) 結婚ヲ延期阻害スル一切ノ雇傭條件ヲ排除スルト共ニ職業ノ爲女
子ノ結婚ヲ延期阻害スルコトナキ様努メシムルコト

(2) 晚婚ヲ阻止シ適齡婚、就中女子ノ適齡婚（二十歳前後）ヲ獎勵ス

ルコト 註(二)

(3) 獨身税ヲ創設シ人口對策ニ要スル經費ノ財源ノ一トナスコト 註

(三)

(4) 結婚ニ伴フ費用ノ輕減ヲ圖ルコト

(四) 出産及育兒ノ保護

(1) 無料又ハ低廉ナル産院及乳兒院ヲ設置擴充スルコト

(2) 出産用衛生資材ノ配給ヲ確保スルコト

(3) 一定数以上ノ婦人労働者ヲ使用スル工場鉉山ニ對シテハ授乳所、保育所、産院、乳兒院等ノ施設ヲ強制設置セシムルコト

(五) 多子家族ノ經濟的保護

(1) 家族貸銀(零給)制度ノ樹立普及(上掲)

(2) 多子家族ノ子女ニ對スル学用品ノ官公費支給及教育機關ノ授業料免除又ハ減免

(3) 優良多子家族ノ優良ナル子女ニ對スル育兒獎勵金ノ交付

(4) 租稅政策

所得稅ノ扶養家族ノ控除ヲ更ニ多子累進タラシメ、多子家族ニ對スル相續稅ノ減免ヲ行ヒ、特ニ地方稅ニ於テモ多子家族ノ租稅負擔輕減ヲ圖リ、無子稅ヲ創設シテ人口政策費ノ財源ノ一タラシム

(六) 出産減退防止政策

(1) 國民優生法第十五條及第十六條ノ趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト

(2) 避妊用品ノ製造販賣ハ原則トシテ之ヲ禁止スルコト(花柳病豫防ノ器具及藥品ハ避妊ニ利用セラレガル様適當ナル措置ヲ講ズルコト)

(3) 花柳病豫防及治療施設ヲ擴充スルコト

(七) 優生政策

(1) 優生思想ノ啓蒙普及ヲ圖ルコト

(2) 結婚相談所ヲ通シテ優生婚ノ指導獎勵ニ努ムルコト

(3) 國民優生法ノ徹底ヲ期スルコト

二 死亡率改善・體力向上政策

- (一) 全國都鄙別ニ厚生組織網ヲ確立シ死亡率特ニ乳幼児ノ死亡率低下スル國民體位ノ向上ヲ圖ルコト
- (二) 都市及農村ニ於ケル保健所及保育所等社會保健施設ノ普及徹底ヲ圖リ、之ヲ中心トシテ保健婦制度(社會保健婦)ノ擴充徹底ヲ期スルコト
- (三) 國費及地方費ヲ以テ保健婦(社會保健婦)養成機關ヲ設置シ社會保健婦ノ大量養成ヲナシ、之ヲ市、町、村ニ配置スルコト 註四、
- (四) 醫療機關ノ普及ヲ圖リ前項ノ厚生組織網ト協力シテ治療ノ外疾病豫防ニ努メシムルコト
- (五) 工場鑛山保健施設ノ擴充ヲ圖ルト共ニ工場鑛山勞務者ノ過勞防止ニ努ムルコト持ニ少年勞働及婦人勞働ノ保護ヲ強化擴充スルコト
- (六) 結核豫防及治療機關ノ擴充ヲ圖ルコト

三

三 人口再分布政策

- (一) 環境衛生施設ノ改善、特ニ庶民住宅ノ供給改善ヲ圖ルコト
 - (二) 榮養改善施設ヲ勸奨助成スルコト持ニ小學校児童ノ榮養食給與ヲ擴充スルコト
 - (三) 國民體育ノ奨勵及心身鍛鍊ニ努ムルコト
 - (四) 國民體力管理制度ノ擴充強化ヲ圖ルコト
 - (五) 國民健康保險ノ擴充ヲ圖ルコト
- ### 人口再分布政策
- (一) 大都市ノ膨脹ヲ阻止スルト共ニ大都市ニ綠地帯ヲ設置スル等大都市ノ弊害ヲ阻止スルコト 註六、
 - (二) 極力工場學校等地方分散ニ努ムルコト
 - (三) 農村ニ於ケル租稅其ノ他一切ノ經濟的負擔ヲ極力軽減スルコト

四 精神運動及教育政策

以上述ベタル制度施設モ、國民が此ノ精神ヲ理解シ民族使命ノ重要性ヲ自覺シ熱意ヲ以テ國策ニ協カスルニ非ザレバ其ノ效果ヲ發揮スルコト

ト難シ、是レ制度施設ト並行シテ精神運動ヲ起スノ必要アル所以ナリ
トス。精神運動ニ當リ特ニ必要トスルモノ左ノ如シ

(一) 啓蒙宣傳及組織

(1) 啓蒙宣傳ヲ組織的ニ行フコト

(2) 右ノ場合ニ於テハ特ニ左ノ點ニ留意スルコト

(1) 東亞新秩序建設テフ絶大ナル民族的使命達成ノ根本條件ハ良質
多數ノ人口ニ存スル所以ヲ明カニスルコト

(2) 人口増加ヲ阻止スル思想ノ艾除ニ努ムルコト

(3) 特ニ出産増加ニ重點ヲ置クコト

(4) 特ニ都市ニ於テ徹底ニ努ムルコト

(5) 特ニ知識階級ノ教化ニ努ムルコト

(二) 表彰

(1) 政府又ハ團體ニ於テ各種ノ適切ナル表彰ヲ行フコト

(三) 教育機關ノ改善及擴充

(1) 大和民族カ民族接觸、民族鬭爭ノ經驗ノ乏シキニ鑑ミ、教育機關
ノ徹底的改善及擴充ヲ圖リ、諸民族協力以テ興亞ノ大業ヲ實現ス
ベキ根基ヲ啓培スルコト

(2) 民族博物館ノ新設及擴充ヲ圖ルコト

(3) 外國及外地ニ於テ活動シ又活動スベキ中堅大和民族ノ養成機關ノ
新設及擴充ヲ圖ルコト

(4) 高等女學校以上ノ女子教育機關ニ特ニ保健科ヲ設置シ保育保健ニ
關スル知識及若干ノ技術ヲ授テ併セテ婦人ノ國家的使命ヲ認識セ
シメ、卒業後ハ學生組織網ニ編入シテ保健婦ノ補助機關トシテ鄉
土ニ於テ社會的活動ヲナサシムルコト

註(一)

家族賃銀(又ハ俸給)トハ現時經濟上ノ原則トシテ賃銀又ハ俸給ハ專ラ勤勞者本人ノ業績ニ依リ、本人ノ家族的負擔ノ如キハ之ヲ省ミザルニ反シ、賃銀俸給ハ家族扶養ノ責任ニ應ジテ差別ヲ設ケントスルモノナリ(此ノ実施ノ方法トシテハ基本賃銀ノ外ニ家族ニ對スル手當ヲ如給スルヲ通稱トス)。本制度ハ其ノ設定ノ動機ヨリスレバ

(一)單ナル福利施設タルモノ(歐洲戰前及現時ノ任意施設ハ概ネ之ニ屬ス)

(二)物價騰貴時代ニ家族多キモノニシテ手當ヲ給シテ全般的ノ賃銀引上ヲ防止セントスルモノ(歐洲戰時中獨逸其ノ他各國ニ行ハレタルモノ)

(三)最低賃銀ノ決定ニ當リ、勞働者本人ノ賃銀ト家族手當トヲ分テ、以テ賃銀支拂ヲ合理化セントスルモノ(歐洲及ニユーゲイランド)等アルモ、現時ニ於テハ概ネ

五

(四)人口ノ維持増加ヲ目的トスルモノトス(獨逸、伊太利、ハンガリー、スペイン、ベルギー、佛蘭西皆然リトス)。

本制度ノ形骸ハ(1)戰時勞働不足ノ時代(2)單ナル福利施設程度ノモノ(3)官公事業(4)鐵道ノ如キ獨占業等ニ於テハ雇主ノ單獨負擔トスルコトヲ得ルモ、廣ク一般私営事業ニ行ハントスルトキハ平準金庫制ニ依ルニ非レバ家族持勞働者ハ却ツテ排斥セラルル逆效果ヲ現ハス。之何レノ國ニ於テモ一般私営事業ニ家族手當ヲ強制スルトキハ平準金庫制ニ依ル所以ナリトス平準金庫ノ組織(佛國 *Caisse de Compensation* ト稱ス)ハ國ニ依リ區々ナリ。佛蘭西、ベルギーニ於テハ雇主ノ業務別又ハ地方別組合廣ク行ハルルモ、伊太利ニ於テハ國家、雇主及勞働者三者ガ分擔スルコト恰モ社會保險ト同様ノ制度ニ依ル。被傭者以外ニモ家族手當制度ヲ普及スルノ傾向ト共ニ漸次コノ社會保險類似ノ方法ガ普及スベシト思考セラル。獨逸ハ一九三五年公資金ニ依リ一定收入以下ノ者ニ對シ家族手當ヲ給シタリシガ後失業金庫ノ資金ヲ其ノ財源トシタリ。近ク合理的ナル家族手

当金庫ヲ設置スル予定ナリ。家族貸銀ノ範圍程度ハ区々ナルモ官吏ヲ除キテハ何レノ國ニ於テモ有配偶ノ故ヲ以テ特別手当ヲ支給スルモノナク、手当ヲ支給スルハ其ノ子女ニ限ラレ、更ニ第二子(佛蘭西)又ハ第三子(獨逸)以降ニ限ルモノモアリ。

(参照) 經濟學論集第十卷第二号北岡論文、家族手当制度論

註(二) 出産率増加ノ見地ヨリスレバ女子結婚適齡ハ滿歲一九・五歳トス。

其ノ算定ノ基礎左ノ如シ

(1) 母ノ年齢別特殊出生率(昭和十二年)

母ノ年齢	特殊出生率 ‰
15才	175.86
16 "	211.81
17 "	211.83
18 "	268.62
19 "	292.68
20 "	332.03
21 "	334.30
22 "	332.77
23 "	327.65
24 "	314.34
25 "	303.82
26 "	299.80
27 "	286.54
28 "	269.52
29 "	268.94
30 "	243.84

(四) 生理學の基礎

日本人女子ノ平均初潮年齢一四・五歳ニ生理的成熟期間四年ヲ加ヘテ一八・五歳ヲ得

註(三)

獨身税トシテハ伊太利ノ制度最モ有名ナリ、同國ニ於テハ一九二六年獨身税ノ名ノ下ニ二十五歳乃至五十五歳ノ獨身男子ニ對シテ獨身税ヲ課スト共ニ獨身男子ノ所得税ニ二五%ノ増徴ヲ行ヘリ。獨身税ノ率ハ年齢ニヨリ異リ、当初ハ二十五歳乃至三十五歳迄年三十五リラ、三十五歳乃至五十歳年五十リラ、六十歳以上年二十五リラナリシガ一九二八年之ヲ倍額ニ増加シタリ。

佛蘭西ニ於テハ三十歳以上ノ獨身者及子ナキモノニ所得税ヲ増徴シタリシガ、一九三九年ノ家族法典ニ依リ之ニ代ルニ家族賠償税(Taxe de Compensation Familiale)ヲ課ス。其ノ納税義務者ハ綜合所得税納付

義務アル獨身者、離婚者及嫁夫ニシテ子ナキモノトシ、稅率ハ綜合所得稅ヲ基準トシテ左表ニ依ル。
尚結婚後二年ニシテ子ナキモノハ綜合所得ヲ基準トシテ左表ノ通り無子稅ヲ課徴セラル。

綜合所得	獨身稅	無子稅	綜合所得	獨身稅	無子稅
五方法以下	三%	二%	五万—十万	六%	四%
十万—二十万	九%	六%	二十万—三十万	一—二%	八%
三十万—五十万	一—五%	一—〇%	五十万—八十万	一—八%	一—二%
八十万ヲ超ユル部分	二〇%	一—四%			

左ノ者ハ除外ス

- (1) 子アリテ十六歳ニ達シテ死亡シタルモノ
- (2) 四〇%以上ノ廢疾者
- (3) 養子ヲスルモノ

註(四)

乳幼児ノ死亡率ヲ低下セシメントスル運動中最も規模ノ大ナルモノハナチス獨逸ノ國民福利團(N.S.V.)ノ事業ナルベシ。同團ハ乳児死亡率ヲ百分ノ四迄低下セシメントヲ目標トシ相談所、巡回指導、産院、母子保養所、營養配給等凡ユル事業ヲ行ヒ協力者約五十万、其ノ中九十八%ハ無給ノ有志者ニシテ四十戸ニ付一人ノ部落管理者(Block-Walter)ヲ置キ凡テノ妊娠及出産ニツキ訪問婦ヲ派シテ指導ト必要ナル保護ヲ與フ。一九三七年ニ於ケル其ノ主タル活動状態ヲ示セバ左ノ如シ

○協力者

總數(一九三七年末)

四四二、一三五人

内専門家

國民監護者(男女)

三、五二九

幼稚園及託児所婦

四五七七

青年指導者(男女)

三七五

家庭指導者(男女)

二〇五

家庭世話人(男女)

一八八

看護婦

三三五八

乳児看護婦

四八〇

病人監護者(男女)

二七三

○母子扶助

世話妊婦数

二三九、一八七

世話未妊婦数

二一七〇一

世話乳児数

一三三、〇三八

○母子保養

一九三七年中保養所ニ送りタル母ノ数

七七、一八九

右ト共ニ送りタル乳児ノ数

六〇、三八

○乳幼児保護

託児所、幼稚園預り所(一九三七年末)

三四六一

全上保護児童数

一五五、三九四

收穫時託児所、收穫時幼稚園(一九三七年末)

四一一一

全上保護児童数

一一五三〇七

○家庭扶助

相談總件数 月平均

九七一、七八二

内 獨身者

一四八三一

無子ノ夫婦

一五、九三四

子一人ノ家庭

四五、三一三

子二人ノ家庭

四九、五〇六

子三人ノ家庭

四三、七九二

子四人以上ノ家庭

五九九〇三

扶助申込

三五〇、五二六〇

○救助及相談

救助所

二二九八九

合上訪問者

三二七四〇四九

相談所

一五〇九

合上訪問者

二九九四三七

○食事給與

食事給與児童数

毎月平均

一〇三六五五

○少年保護

少年保養所 = 送り夕ル数

六三六一五五

次 = 経費 = 依リテ其ノ活動ヲ見ルニ左ノ如シ

一 救助及相談所

五一四七五九マルク

二 託児所、幼稚園

一〇、四〇、五九九

三 児童給食

七七九四九一

九

四 妊娠婦保護

二、二〇、四八三五

五 家計及職業扶助

八八六一四一

六 父母ノ保養

一、一八七七二五〇

七 児童保養

四三〇、二六、八五八

八 全上キャンプ

一九一六、五八九

九 住宅扶助

一、五八、五七八三

○ 各種経済的給助

一九八六、〇三〇七

二 團體補助、職員養成其ノ他諸費

五八七七、二七二

三 少年給與

一、三六三、二〇八

合計

九九、二九八、四五七マルク

尚我國ニ於テ乳幼児保護施設ニヨル乳児死亡率低下ノ实例ヲ見ルニ左ノ如シ

(一) 財團法人大阪乳児保護協會

本協會ハ昭和二年七月創立セラレソノ事業トシテ小児保健所ノ設置並ニ普及、保護医、保護婦ノ養成等ヲ行ヒツツアリ。昭和十三年末ニ於ケル小児保健所数ハ大阪市ニ八、堺市ニ、合計三〇ナリ

大阪府及大阪市ノ累年乳児死亡率（出生百ニ対スル）ヲ見ルニ次ノ如ク漸次低下ノ傾向ヲ辿リツツアリ

		昭和元年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	一二年	一三年
大阪府		一四・九	一一・八	一三・三	一二・八	一一・二	一一・四	一〇・六	一〇・七
大阪市		一五・〇	一一・九	一三・四	一三・一	一一・八		一〇・三	一〇・二

(二) 財團法人東北更新会—乳幼児妊産婦保護施設

東北更新会ハ昭和十年五月設立セラレ、東北各縣ニ於テ種々ノ社会施設ヲ爲シツツアルガ就中之等各縣ニ於テ数村ヲ指定シ分会ヲ設置シ、

乳幼児妊産婦保護施設トシテ保健婦ヲ置キ村民ノ保健指導ヲナサシメ、更ニ一部ノ分会ニ於テハ囑託医ヲ置キ乳幼児妊産婦ノ健康指導ニ當ラシメツツアリ

昭和十一年ヨリ引續キ施設セル分会ヲ有スル村ニ就テ最近数年間ノ乳児死亡率ヲ見ルニ宮城、岩手、山形、秋田ノ分会ハ施設前ニ比シ相當改善セラレタルヲミル

					昭和八年	九年	一〇年	以上三年平均	一一年	一二年	一三年	以上三年平均
宮城縣	吉田村、八谷村、大鷹沢村、宮乃村合		七・九九	一〇・二六	六・五三	八・二三	六・五五	七・〇五	三・八三	五・八八		
福島縣	五十澤村、御木澤村、大森村合		八・三九	一〇・八八	九・五四	九・四五	七・八八	九・三七	九・二五	八・九一		
岩手縣	門馬村、内川目村合		二・一八	一四・三七	一三・三三	一三・二〇	一一・四九	七・八三	一〇・四六	九・九五		
青森縣	脇野村、船沢村、荒川村合		一一・六七	一三・四九	一二・九三	一二・六八	一三・六九	一二・八四	一〇・〇八	一一・九七		

山形縣	秋田縣
湯田川村、豊田村 醍醐村 合 計	矢島村、南内越村 真中村、川西村 合 計
一八、七一	一三、六〇
一六一七	一四、七四
一三八七	一、〇九
一六三二	一三、三〇
一五、五五	一〇、〇〇
一、〇二	九、四三
二一三、三一	一〇、八六
一三三、二一	一〇、〇二

註(五)

目下島根縣ニ於テ計畫中ノ(一)社會保健婦養成所設置、(二)高等女學校ニ於ケル保健科ノ設置及(三)縣下厚生機構ノ確立ハ、死亡率、就中乳幼児死亡率低下策トシテ、人口政策上概不適切ナリト認メラルルヲ以テ一事例トシテ其ノ概要ヲ掲グレバ以下ノ如シ。

(一)島根縣社會保健婦養成所ノ設置

島根縣社會事業協會、財團法人援護會島根縣支部、及愛國婦人会島根縣支部ヲ以テ經營主体トシ、縣下高等女學校ニ島根縣社會保健婦養成所ヲ附設シ、本科及速成科ノ二部ニ分キ、前者ニ於テハ女子中

等學校卒業者ヲ一箇年養成シ將來產婆及看護婦ノ免狀ヲ獲得シ、且社會保健婦ノ資格ヲ與ヘ島根縣ニ於テ保健狀態ノ改善ニ當ラシメ、後者ニ於テハ、高等小學校卒業以上ノ学力ヲ有スルモノヲ收容シ、農閑期ニ於テ二週間宛年三回之ヲ開設シ、之ニ社會保健婦並ニ保育所保母ノ業務ノ概念ヲ與ヘ、社會保健婦ノ補助者又ハ季節保育所ノ主任保母タラシメントス。本科修了者ニハ社會保健婦ノ資格ヲ與ヘ縣内ノ愛育村、衛生指定村、國民健康保健組合、診療所、隣保館及學校、市町村等ニ有給配置ス。第一期養成定員本科六十名、一養成所當二十名、速成科百八十名、一養成所當一回二十名ノ見込。尚養成所ニハ母子寮及常設保育所ヲ附設スル見込。

(二)高等女學校ニ於ケル保健科ノ設置

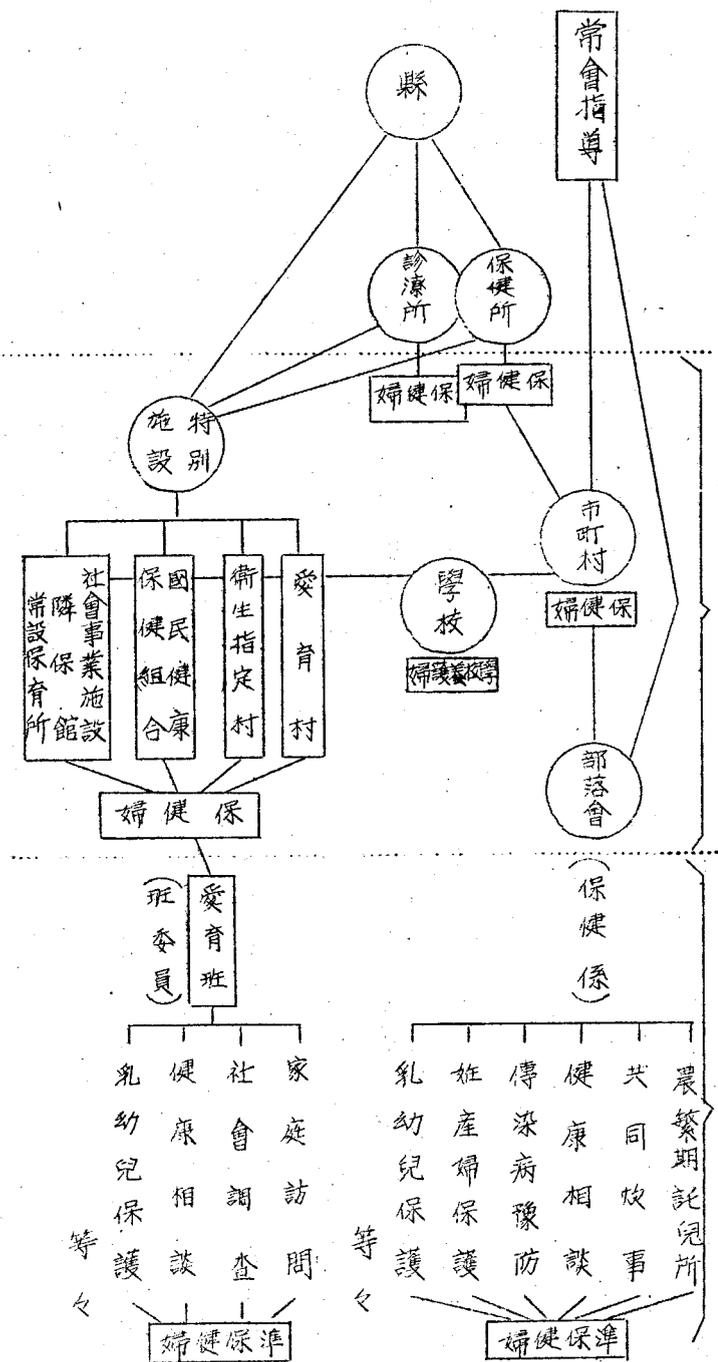
當縣高等女學校ノ第三学年及第四学年ニ加設科目トシテ保健科ヲ設置シ、學則ニ規定シテ正科トシテ取扱フ。

生徒ヲシテ卒業後ハ社会補健婦ノ補助又ハ社会保健婦ニ準ズル着季
節託児所ノ主任保母トシテ活動スルニ十分ナル実カヲ附與シ以テ其
ノ需要ニ應セントス。

(三) 島根縣厚生機構ノ確立

縣民ノ保健衛生状態ノ革新ヲ期センニハ医療機關其ノ他保健衛生施
設ノ拡充ヲ図ルヲ以テ足レリトセス、縣民自體ノ自覺ヲ促シ隣保相
助ノ精神ヲ涵養シテ生活的協同ノ実ヲ擧グルヲ最モ緊要トスルコト
ニ鑑ミ、常会制度ヲ基礎トシテ厚生機構ヲ確立シ(一)及(二)項ニヨル社
會保健婦及之ニ準ズルモノヲ以テ活動ノ中心トナサントス。其ノ機
構ノ大要ヲ因示スレバ左ノ如シ。

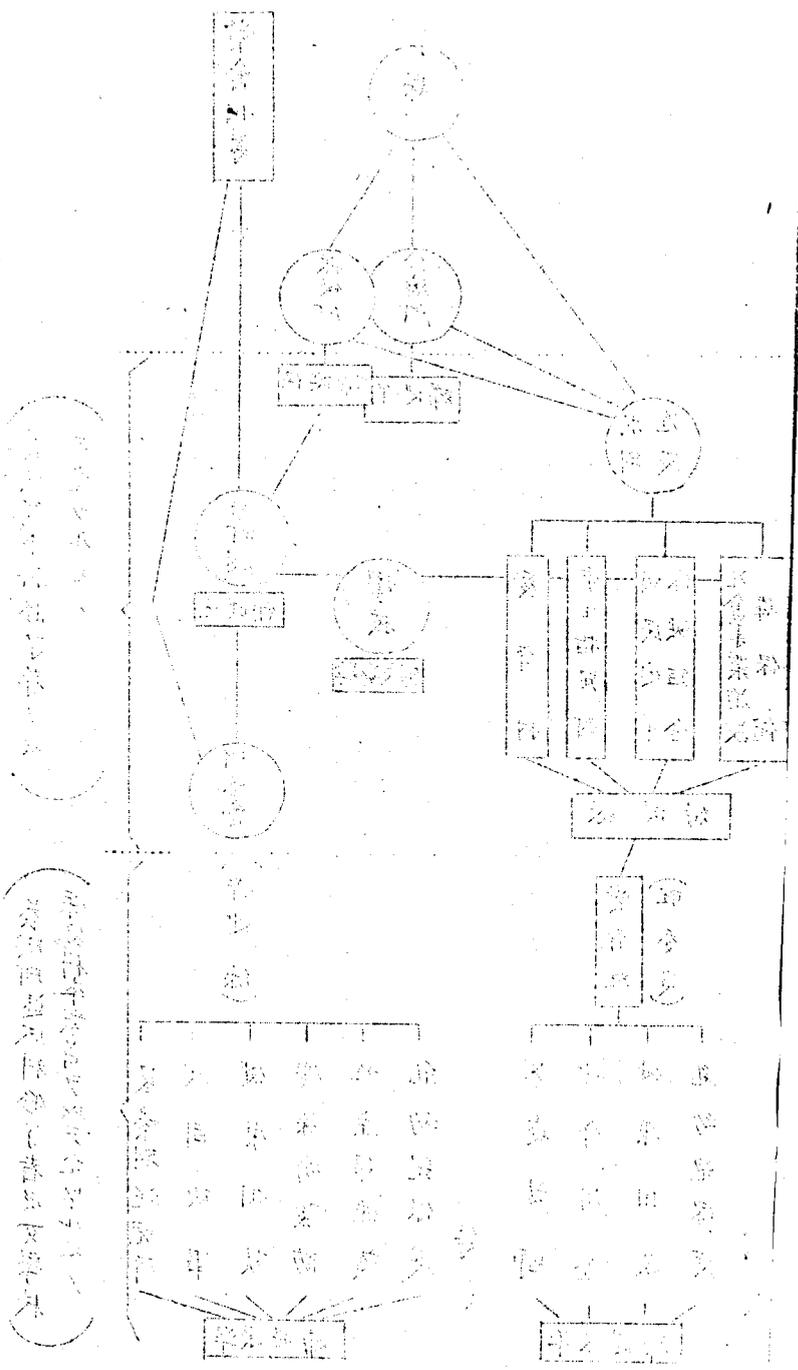
市町村厚生機構



養成所本科修了者ヲ以テ充ツルモノ

養成所速成科修了者及女學校保健科卒業者ヲ以テ充ツルモノ

増加率ハ全國ニ比シテ著シク低ク、中ニハ大阪市、神戸市等ノ如キ増殖力ヲ全ク喪失シ外部ヨリノ人口ノ補給ニヨリテ存續シ拡充シツツアルノ状態ヲ示セルモノアリ。



註(六)

一般ニ都市ハ農村ニ比シテ出産力著シク低ク之ニ反シテ死亡率高ク、從
ツテ人口増殖力著シク微弱ナルヲ特色トス。此ノ傾向ハ都市ノ規模大
三

ナルモノ程著シキヲ以テ通例トス。而シテ都市ノ人口構成ヲ見ルニ農
村ヨリ受容シタル一五歳乃至三五歳ノ青壯年人口ノ割合多ク老幼年人
口ノ割合少キヲ以テ普通出生率ハ其ノ眞ノ出生率ニ比シテ過大ニ表現
セラレ死亡率ハ其ノ眞ノ死亡率ニ對シ過少ニ表現セラルルヲ常トス。反
之老幼年人口ノ割合多キ農村ニ於テハ出生率ハ過少ニ死亡率ハ過大ニ
表現セラルル傾向アリ。從ツテ都鄙ノ普通出生率死亡率ヲ以テソノ各
々ノ人口増殖力ヲ測定スルハ困難ニシテ特殊ノ方法ヲ用ヒテ此ノ都鄙
年齢構成ノ差異ヲ除去セザルベカラス。

今、朝鮮京城大學教授水島治夫醫學博士ノ調査ニカカル此ノ種計算ノ
結果ノ一例ヲ示セバ左表ノ如ク、大大都市ノ増殖力即チ眞ノ人口自然
増加率ハ全國ニ比シテ著シク低ク、中ニハ大阪市、神戸市等ノ如キ増
殖力ヲ全ク喪失シ外部ヨリノ人口ノ補給ニヨリテ存續シ補充シツツア
ルノ状態ヲ示セルモノアリ。

内地大都市の人口動態（昭和五年） 水島治夫博士算定

（人口一〇〇〇に付）

	東京	大阪	京都	名古屋	横浜	神戸	全国
粗出生率	三三・三九	二四・八九	二四・五二	三一・二五	二八・四八	二五・〇四	二三・三五
眞の出生率	二二・一九	二一・七二	二二・五四	二九・五七	二六・九六	二二・五五	三四・〇九
粗死亡率	一三・〇一	一五・三八	一六・二八	一六・六九	一五・六三	一六・七二	一八・二七
眞の死亡率	二〇・一七	二三・五九	二二・五五	二一・〇九	二〇・七〇	二三・九二	一八・六九
粗自然増加率	一〇・三八	九・五一	八・三三	一四・四八	一一・三五	八・三三	一四・二八
眞の自然増加率	二〇・二	(一)一・八七	〇・二九	八・四八	六・二六	(一)三・七	一五・四〇
一人の女（配偶の有無を問はず）が生涯に生む娘の数	一・〇六	〇・九五	一・〇一	一・二八	一・三一	〇・九三	一・五八
同上 子の数	二・二〇	一・九六	二・〇八	二・三四	二・四八	一・八九	三・三四
	(男十女)						

（眞の動態率は安定人口法に依る）

昭和十五年九月

出產力調查結果速報

人口問題研究所

本研究所では、婚姻年齢、職業、教育程度及び収入等が出生力と如何なる関係を有つものであるかを明らかにし、現下喫緊の人口政策に基本資料を提供せんとする目的を以て、昭和十五年一月二十日現在で、出生力調査を実施した。蒐集せる調査票は内閣統計局に依頼して整理中であつたが、此の程結果表の完成をみたので、不取敢其の概要の一斑を発表することにした。

調査の方法、客体及び調査項目については既に「人口問題研究」第一巻第一号に記載してあるから、こゝでは重ねて説明しない。因に、集計に使用した記入の完全なる調査票は七二六〇六であつた。

この研究の對象となる夫婦数は、有効調査票の數と同じく、七二六〇六である。これ等の夫婦が調査期日までに出生せる子女數は全体で二四二三九九であつて、一夫婦當り平均出生數は三・四人である。また死産兒數は全体で五三三四三であるから、之を加へると、一夫婦當り平均出生兒數は三五である。しかしこれ等の數値は夫婦の實際の繁殖力を示してゐるものとは

云ひ得ない。何故なら凡ての夫婦の懐妊力が、調査期日に終結してゐるのではなくして、今後も尚出産する機會ある夫婦が少くないからである。従つて一夫婦が果してどれだけの出生力を有つてゐるかを明かにするには、妊孕期間經過後の夫婦について平均出生兒數又は平均出生兒數を調べて見る必要がある。この妊孕期間經過後の夫婦としては、妻の年齢が四十五歳以上の、しかも初婚者のみを數へ上げたことにした。この條件に合致せる夫婦數は一八、三二〇であつて、出生兒數の合計は八五、七九であるから、一夫婦當り出生兒數は四・六四である。即ち結婚後妊孕期間が経過する迄の間は一夫婦が生んだ平均子女數は四・六四人である。更に之を夫の職業別に示せば次の表の如くである。

一 妊孕期間経過後、一夫婦當り出生児数

職業別	階級	夫婦数	出生児数	一夫婦當り出生児数
一般俸給生活者		九五九	三九三〇	四・一〇
内官吏		二七五	一〇一〇	三・六七
小学校教員		三四五	一五五四	四・五〇
銀行會社員		三三九	一三六六	四・〇三
農村在住俸給生活者		五五九	二二六八	四・〇六
一般俸給労働者		一六〇	六五六六	四・一〇
農村在住俸給労働者		八一〇	三三三四	四・三六
農業者		一〇五四	五二四八	四・九八
漁業者		五一五	二〇八三	四・〇四
一般中小商工業主		一一八三	四九三三	四・一七
農村在住中小商工業主		一三〇五	五二二一	四・〇〇
富有階級		四九三	二二三二	四・五三
カースト階級		三五三	一八三〇	五・一八
合計		一八三二〇	八五〇七九	四・六四

右の表について、職業別に一夫婦當り出生児数を見るに、カースト階級の五・一八が最も多く、之に次いで農業者の四・九八、富有階級（第三種所得）税千円以上を納める者（四・五三）が多い。農村の出生率は一般に高いといふが、農業者が比較的多くの子女を有つてゐることは極めて当然のことと思はれるが、カースト階級と富有階級が最も多くの子女を有つてゐることには興味ある現象である。之に反して、子女数の最も少いのは官吏の三・六七である。之に次いで農村在住中小商工業主の四・〇〇、銀行會社員の四・〇三、漁業者の四・〇四等が少い。

次に収入階級より見たる妊孕期間経過後の一夫婦當り出生児数を示せば、左表の如くである。

二 收入階級ヨリ見タル妊字期間經過後、一夫婦當リ出生児數

收入階級	一般俸給生活者		農村在住俸給生活者		一般優級労働者		農村在住優級労働者	
	夫婦數 出生児數	出生児數	夫婦數 出生児數	出生児數	夫婦數 出生児數	出生児數	夫婦數 出生児數	出生児數
五。月未満	六	二七	一六	四六五	一五	四〇一	四〇四	四、七
五。月以上。月未満	一三八	五五五	一七一	七〇七	三五	九、五	二〇四	八五八
四。月以上。月未満	二二二	九〇〇	四〇五	三六三	一五	三九四	一五	四、二
三。月以上。月未満	一四九	五八四	三〇	九三	三七	五七	一五	六、三
二。月以上。月未満	一八三	七三九	二九	一三三	一	一六	一	八、〇
一。月以上。月未満	二六二	一、二五	九一	三五五	一	五	一	八、〇
不明	九	九	二九	二九	四六	四六	一四八	一

級別	農業者		有	
	夫婦數 出生児數	出生児數	夫婦數 出生児數	出生児數
五級未満	二二八九	九八七	四三一	四三一
五級以上一町未満	四三三五	二、二六〇	四九二	四九二
一町以上二町未満	三、三六	一、六五四	五四六	五四六
二町以上三町未満	三七三	二、二二二	五九六	五九六
三町以上	一一八	七三九	六、八	六、八
不明	三九九			

營業收益種別	一般中小商工業主		農村在住中小商工業主	
	夫婦數 出生児數	出生児數	夫婦數 出生児數	出生児數
除	一〇三	四一四	三八五	一、四八三
二五。月未満	一五六	六〇五	一七〇	七〇五
二五。月以上。月未満	一五三	六七〇	七二	二八一
五。月以上	六三一	二、六四七	七三	三三六
營業收益不明	一四〇		六〇六	四、六七

右の表について、先づ一般俸給生活者の収入階級別による一夫婦當り出生見数を見るに、最も収入の少なき階級即ち収入五〇圓未満の階級に於て、出生見数が最も多く四・五〇である。そして収入が増加するに伴つて出生見数は逆に次第に減少し、最も収入の多き階級即ち収入三〇〇圓以上の階級に於ては出生見数は再び増加してゐる。故に一般俸給生活者に於ては、収入の少なき階級と、収入の多き階級とに於て出生見数が多く、その中間の収入階級に於ては出生見数は少ない。農村在生俸給生活者に於ては、一般俸給生活者の場合に於けるが如く、収入階級の両極端に於て出生見数は特に多くはなつてゐないが、中等の階級即ち収入一〇〇圓以上一五〇圓の階級に於ては出生見数は三・九〇であつて、最も少くなつてゐる。次に一般賃銀労働者、農村在生賃銀労働者に於ては、大體の傾向として、収入の多き階級ほど出生見数が多い。農業者に於ては、耕作段別との關係に於て、出生見数を見たのであるが、耕作段別が増加するにつれて、平行的に出生見数が増加してゐることを明白に認

めることが出来る。最後に中小商工業主に在つては、營業収益税との關係に於て、出生見数を見たのであるが、一般中小商工業主に於ても、また農村在生中小商工業主に於ても、營業収益税の大小と出生見数との關係について、何等一定の傾向を見ることが出来ない。

次に夫婦の教育程度別に一夫婦當り出生見数を示したいと思ふのであるが、妊孕期間經過後の夫婦について、この種類の調査を行はなかつたので、ここには婚姻持續期間、一六年乃至二〇年及び二一年乃至三〇年の夫婦について、夫婦の教育程度別に一夫婦當り出生見数を示せば次の如くである。

	夫の教育程度別による婚姻持續期間一六年乃至二〇年及び二一年乃至三〇年の一夫婦當り出生見数		妻の教育程度別による婚姻持續期間一六年乃至二〇年及び二一年乃至三〇年の一夫婦當り出生見数	
	一六—二〇年	二一—三〇年	一六—二〇年	二一—三〇年
無學	三・二	三・八	二・六	三・八
小學校修	四・六	五・一	三・六	四・七
小學校卒	四・七	五・三	三・七	四・七

中等學校修	四・三	四・七	四・〇	四・二
中等學校卒	四・〇	四・七	三・八	四・三
專門學校以上修	四・一	三・九	三・四	四・二
專門學校以上卒	三・七	四・〇	三・六	三・八

右の表について、先づ夫の教育程度別に一夫婦當り出生児数を見るに、婚姻持續期間一六乃至二〇年に於ても、また二一乃至三〇年に於ても、小學校卒業者に於ける出生児数が最も多く、これよりも教育程度が低い場合にも、また教育程度が高い場合にも出生児数は減少してゐる。次に妻の教育程度別に一夫婦當り出生児数を見るに、夫の教育程度別に於ける場合と略ぼ同一の傾向を示してゐることが認められる。夫婦の教育程度そのものが出生児数と密接不離の關係にありや否やは軽々しく断言出来ないが、調査の結果によれば、小學校卒業程度の夫婦が比較的最も多くの出生児を有つてゐるのであつて、これよりも教育程度の低き夫婦

又は教育程度の高き夫婦に於ては出生児数は比較的に少い。最後に婚姻期日より第一子出生に至る迄の平均期間、第一子出生期日より第二子出生に至る期間、これを出生速度と名付けて、第一子より第十七子の出生に至るまで、それらの平均期間を算定せるものが次の出生速度表である。

出生速度

	全體	一般俸給生活者	農業者	一般労働者	一般中小業主	富有階級	下階級
婚姻より第一子出生までの平均期間	二九・二一月	二五・五九月	二九・四三月	三一・四四月	二九・六六月	二六・六四月	二七・四〇月
第一子出生より第二子出生までの平均期間	三六・九三月	三四・一〇月	三七・五〇月	三八・三三月	三五・二四月	三四・二二月	三六・二〇月
第二子 第三子	三七・二五月	三六・八六月	三七・六〇月	三七・三二月	三七・四六月	三三・六三月	三八・五六月
第三子 第四子	三六・九八月	三七・三五月	三七・四九月	三五・九五月	三四・三三月	三五・三一月	三九・六六月
第四子 第五子	三六・五一月	三八・五八月	三六・五九月	三五・八九月	三四・七五月	三三・五一月	三六・五〇月
第五子 第六子	三六・一八月	三五・一六月	三六・七六月	三四・三二月	三四・六九月	三四・九〇月	三五・四九月

第六子、第七子	三五、二〇月	三四、七一月	三五、四五月	三五、五七月	三三、大五月	三三、四九月	三三、大七月
第七子、第八子	三四、三六月	三六、〇〇月	三四、大四月	三二、大四月	三三、八一月	三二、二一月	三三、大一月
第八子、第九子	三四、三一月	三三、二二月	三四、四七月	三四、〇〇月	三五、三一月	三三、大六月	三三、三七月
第九子、第十子	三三、一六月	三五、三三月	三三、〇三月	三〇、九五月	三七、〇四月	三二、大三月	三二、七七月
第十子、第十一子	三二、八六月	三八、〇〇月	二六、七四月	二七、大八月	三二、三五月	二七、三三月	五八、〇〇月
第十一子、第十二子	三〇、八九月		三〇、四七月	三一、五〇月	三〇、〇〇月	三〇、〇〇月	七八、〇〇月
第十二子、第十三子	三〇、八六月		三一、二四月	三六、〇〇月	三〇、〇〇月	二四、〇〇月	
第十三子、第十四子	二六、四〇月		二〇、〇〇月				
第十四子、第十五子	二四、〇〇月						
第十五子、第十六子	三〇、〇〇月						
第十六子、第十七子	三〇、〇〇月						

備考

全體について第十七子まで示されてゐるに拘らず、多種の職業別に

は第十三子以上の表示なきは、一見、不思議に思はれるであらうが、第十三子以上第十七子を有する夫婦は、これに示した職業外の夫婦例へば、農村在住俸給生者又は、農村在住債銀労働者の中にあるがためである。

右の表について、先づ全體の出生速度を見るに、婚姻期日より第一子出生までの平均期間は二九・二一月である。即ち夫婦は婚姻後平均二年半を経過して第一子を出生することになつてゐる。第一子出生期日より第二子出生までの平均期間は三六・九三月であつて、大體、三年見當である。以下、第六子までは、常に三年の間隔で出生してゐることとなる。然るに第六子以上の出生ある夫婦に在つては、その平均出生間隔は幾分短縮せられ、三十月乃至三十四月になつてゐる。

次に各他の職業別夫婦について、婚姻期日より第一子出生までの平均期間を見るに、一般俸給生者者の二五・五九月が最も短かく、之に次いで富有階級の二六・大四月、カード階級の二七・四〇月が短かい。之に

反して、一般賃銀労働者の三一・四四月が最も長く、之に倅いで一般中
小商工業主の二九・六六月が長い。

昭和十四年

所得階級別婚姻、出生及死亡調査結果中

金澤市及青森、盛岡、秋田、山形四市ノ部

厚生省

人口問題研究所

1. 所得階級及年齡(5歲階級)別死亡率 (各年齡階級人口1000に付)

金澤市

階級 年齢	最下級			下級			中級			上級		
	人口	死亡数	死亡率	人口	死亡数	死亡率	人口	死亡数	死亡率	人口	死亡数	死亡率
0歳	871	128	146.96	650	95	146.15	284	25	88.03	98	2	20.41
1-4	3367	99	29.40	2611	71	27.19	1241	31	24.98	349	5	14.33
5-9	4563	33	7.23	3468	23	6.63	1701	11	6.47	496	2	4.03
10-14	4367	30	6.87	3460	14	4.05	1656	7	4.23	521	3	5.76
15-19	3265	62	16.92	2979	49	16.45	1495	17	11.37	529	2	3.78
20-24	3397	45	13.25	2386	24	10.06	1143	9	7.87	381	3	7.87
25-29	3867	32	8.28	2531	21	8.30	1189	7	5.89	313	2	6.39
30-34	3447	37	10.73	2482	22	8.86	1036	2	1.93	270	2	7.41
35-39	3030	35	11.55	2160	12	5.56	1000	7	7.00	296	1	3.38
40-44	2320	24	10.34	1891	10	5.29	979	4	4.09	327	4	12.23
45-49	2050	40	19.51	1499	17	11.34	783	7	8.94	277	2	7.22
50-54	1829	40	21.87	1389	25	18.00	750	13	16.00	242	5	20.66
55-59	1763	44	24.96	1164	35	30.07	638	13	20.38	200	6	30.00
60-64	1454	69	47.46	952	36	37.82	465	12	25.81	152	1	6.58
65-69	953	61	64.01	603	35	58.04	319	11	34.48	114	3	26.32
70-74	574	48	83.62	340	42	123.53	189	14	74.07	62	5	80.65
75-79	250	23	92.00	152	13	85.53	94	11	117.02	40	9	225.00
80以上	234	40	170.94	140	23	164.29	69	7	101.45	25	6	240.00
合計	42001	890	21.19	30857	567	18.38	15021	207	13.77	4692	63	13.43
標準化率			20.92			18.80			13.81			12.55

青森・盛岡・秋田・山形四市

階級 年齢	最下級			下級			中級			上級		
	人口	死亡数	死亡率	人口	死亡数	死亡率	人口	死亡数	死亡率	人口	死亡数	死亡率
0歳	4823	404	83.77	1397	45	32.21	715	34	47.55	383	17	49.61
1-4	20335	518	25.47	4964	135	27.20	2890	53	18.34	1454	28	19.26
5-9	24432	119	4.87	6368	31	4.87	3845	12	3.12	1958	12	6.13
10-14	22094	101	4.57	6137	18	2.93	4015	16	3.99	1962	9	4.59
15-19	18255	152	8.33	5531	33	5.97	3545	17	4.80	1888	3	1.59
20-24	14397	134	9.31	4120	36	8.74	2647	21	7.93	1638	6	3.69
25-29	15571	119	7.64	4139	40	9.66	2509	14	5.58	1268	10	7.89
30-34	14087	100	7.10	3796	33	8.69	2012	20	9.94	1141	10	8.76
35-39	12543	90	7.18	3397	22	6.48	2028	14	6.90	1004	9	8.96
40-44	9981	104	10.42	2930	30	10.24	1960	8	4.08	891	11	12.35
45-49	7799	85	10.90	2513	20	7.96	1827	20	10.95	776	8	10.31
50-54	6698	127	18.96	2188	36	16.45	1565	14	8.95	760	15	19.74
55-59	5497	150	27.29	1898	56	29.50	1181	23	19.48	509	9	17.68
60-64	4443	167	37.59	1372	49	35.71	801	27	33.71	482	14	28.80
65-69	2717	164	60.36	751	59	78.56	594	33	55.56	322	45	140.58
70-74	1816	130	71.59	551	45	81.67	353	23	65.14	205	22	107.32
75-79	1152	108	93.75	408	21	51.98	280	14	49.00	130	14	107.68
80以上	648	97	149.46	137	26	189.78	87	14	159.26	43	14	198.98
合計	182288	2848	15.52	52597	745	14.16	32844	384	11.59	16845	229	13.64
標準化率			14.04			13.72			14.27			12.59

2. 所得階級別女有配偶者の公生児出生率
(女有配偶者1,000人付)

	最下級	下級	中級	上級	計
金澤市	有配偶者 公生児数 出生率	5,917 668	2,985 286	937 93	17,203 1,937 112.60
青森・盛岡 秋田・山形市	有配偶者 公生児数 出生率	7,290 1,342	5,984 655	3,073 401	47,128 4,737 137.13

3. 所得階級別出生率 (人口総数1,000人付)

		最下級	下級	中級	上級	計
金澤市	公生	42,001 890	30,857 668	15,031 286	4,692 93	92,581 1,937 20.92
	私生	42,001 8	30,857 3	15,031 1	4,692 3	92,581 15 0.16
計	人口総数	42,001 898	30,857 691	15,031 287	4,692 96	92,581 1,952 21.08
	出生率	21.38	21.75	19.09	20.46	
青森・盛岡 秋田・山形市	公生	187,288 4,339	52,597 1,342	32,784 713	16,845 401	289,514 4,795 23.47
	私生	187,288 52	52,597 14	32,784 5	16,845 -	289,514 71 0.25
計	人口総数	187,288 4,391	52,597 1,356	32,784 718	16,845 401	289,514 4,866 23.72
	出生率	23.19	25.51	21.75	23.81	

4. 所得階級別平均初婚年齢

	最下級	下級	中級	上級	總平均
金澤市	28.22 ^歳 24.16	28.18 ^歳 24.29	28.31 ^歳 23.74	26.33 ^歳 23.21	28.19 ^歳 24.07
青森・盛岡 秋田・山形市	28.52 24.78	27.75 24.33	27.46 23.83	26.70 23.41	28.14 24.41

(備考)

最下級……勤勞所得ハニ年額600圓ナル者ニ對スル戸數割以下ノ
 戸數割(勤勞所得600圓ヨリ少ナク又ハ全ク無キモ財産
 ナルニヨリ之ニ相當スル戸數割ヲ納ムルモラ含ム)以下ニ同シ
 納税者並ニ戸數割免稅者ニシテ一戸ヲ構フル者
 下級……上記ノ戸數割ヲ超エ勤勞所得年額1,200圓ナル者
 對スル戸數割以下ノ戸數割納稅者
 中級……上記ノ戸數割ヲ超エ勤勞所得年額3,000圓ナル者ニ對
 スル戸數割以下ノ戸數割納稅者
 上級……上記ノ戸數割ヲ超エル戸數割納稅者

昭和十五年七月

内地在住朝鮮人出産力調査の彙

厚生省 人口問題研究所

東京市麴町區霞ヶ關三ノ一
電話銀座 (57) 六六一〇〇番
六八五〇〇番

秘

内地在住朝鮮人出産力調査の葉

一、調査目的

本調査は當研究所に於て財團法人中央協和會の協力の下に内地在住朝鮮人の結婚年齢、職業、教育程度、收入、内地在住の期間等が出産力と如何なる關係を有するかを調査し、内地在住朝鮮人の實情認識の基礎資料の一部となさんとするものであります。

二、調査票の配布及記入上の注意

- (1) この調査は一定の地域に就き内地在住朝鮮人有配偶者の出産力を標本的に調査するものであります。
- (2) 記入事項は嚴秘の取扱をなし、統計作製以外の目的には絶対に使用しませんから有りの儘を正確に記入して下さい。調査票の㊦の記號を附したのは記入後「秘扱」をすると云ふ意味でありまして、記入前の調査票の配付を禁止すると云ふ意味ではありません。
- (3) 調査票は現に妻ある朝鮮人の家族を對象とし、主として其の妻に關して記入するものであります。其の妻が内地人たると朝鮮人其他であると更に正式の夫婦であると内縁關係であるとを問ひません。
夫と別れた寡婦、妻と別れた嫁は子があつても記入に及びません。
妻のある男子（内縁關係も含む）は子が無くても記入して下さい。一世帯に二夫婦以上が含まれてゐる場合には各夫婦毎に記入して下さい。

- (4) 調査票は直接本人をして記入せしめるのが最良ですが、大部分の朝鮮人は實際上本人の記入が困難でせうから適當に係員が指導を與へるか、又は本人に直接面接質問して代筆して下さい。
 - (5) 調査票を配付する場合には、その配付先は之を記録して置き、調査票蒐集の際には虚偽の記入や、面倒くさがつていゝ加減に報告したものや、不明としたものに對しては飽くまで追究検討して正確を期して下さい。
 - (6) 調査票には昭和十五年八月一日午前零時現在の状態を記入するのであります。調査票は八月末日までに當研究所に到着するやう御手配下さい。
 - (7) 調査事項に就きましては調査票の裏面に記入例をあげて置きました。が尙次に簡単な解説を書き添へて置きます。若しそれでも尙ほ不明の點がありましたら當研究所宛照會して下さい。
 - (8) 調査票の記入は成る可く墨又は黒色、ブルー・ブラックのインキを用ひて下さい。已むを得ず鉛筆を使用する場合には明瞭に記入するやう特に御注意下さい。
- 三、調査項目に關する解説
- (一) 夫妻ニ關スル調査事項
- (1) 氏 名
氏名が戸籍のものと同稱のものとは異なつてゐる時には、戸籍上の氏名を記入して下さい。
 - (2) 創氏改名ノ場合ハ舊姓名
創氏改名の場合の舊姓名とは戸籍上の舊姓名を指します。變更なき場合は「ナシ」と記入して下さい。
 - (3) 生 年 月

戸籍上の年月ではなく實際に生れた年月を記入して下さい。若し生年月が不詳の場合には満何歳と記入して下さい。

- (4) 夫ノ本籍地
夫の朝鮮に於ける本籍地を記入するのです。
- (5) 入夫婚姻の場合ハ婚姻前ノ本籍地（朝鮮に於ける）を書くのです。
妻ノ民籍
妻が朝鮮人であれば「朝鮮」の項に、内地人であれば「内地」の項に○印を附します。
- (6) 現 住 所
夫婦が現に居住して居る所の地名番地を記入するのです。現在夫婦が同居して居る場合には妻の現住所は「同上」と記入し、夫が出稼に行つてゐるやうな場合の夫の現住所には出稼地の住所を記入します。
- (7) 寄 留 届
寄留届を役所に出したかどうか。届出済ならば「了」の項に○印、手續をしてゐない場合には「未」の項に○印を附します。
- (8) 事實上ノ婚姻年月
戸籍吏に届出た時の婚姻年月ではなく實際に同棲を開始した時の年月を記入して下さい。
- (9) 婚姻ノ形態

本調査は法律上の婚姻のみでなく事實上の婚姻も問題としてゐるのでありますから、内縁關係も含まれます。

内縁関係のうち「重婚的」とは、内地又は朝鮮に法律上の妻があるにも拘らず現在他の女と同棲してゐるやうな関係を指します。「單婚的」とは、法律上の手續を済ましてゐない一夫一婦の関係を指します。

(10) 婚姻ノ場所

事實上の婚姻關係が成立した當時の居住地を指します。

(11) 初婚、再婚ノ別

初婚者は「初婚」、再婚者は「再婚」の項に○印を附して下さい。

三婚、四婚の場合には「再婚」の項に三、四と書き入れて下さい。

(12) 兄弟、姉妹ノ數、順位

例へば夫に兄が二人、妹が二人合せて五人あり、本人が三男なるときは五「人」、三「男」と記入します。妻の場合には實家に於ける兄弟姉妹數と順位を書くのです。

(13) 渡來年月

渡來年月は夫婦同時の場合も異なる場合も夫婦毎に記入します。

(14) 職 業

職業は本業を記入し、夫又は妻が内職を営む時には内職名も記入します。

職業に關する四欄はたとへ職業上の變化がなくとも夫々の欄に之を記入します。該當欄には其の當時職業を持たず失業又は在學中、無職であつたときは其の旨を記入します。

職業名は國勢調査に於ける大分類を用ひず成るべく詳細に記入して下さい。例へば「〇〇市吏員」「〇〇工場旋

盤工」「〇〇鑛山採炭夫」「小作農」等の如く記入するのです。内地人を妻とする場合には妻の欄には妻の結婚當時と現在との職業をのみ記入して下さい。例へば結婚當時の職業は「酌婦」、現在の職業は「帽子加工内職」等の如く記入するのです。

(15) 現在月平均収入額

収入は夫妻の収入を加算して一ヶ月平均の収入額を算出し、収入分類の相當欄に○印を附して下さい。

調査票中「三十圓未満」とあるのは三十圓も含めて下さい。以下同様です。

(16) 郷里へノ送金ノ有無

郷里への送金は夫又は妻の郷里たるを問はず送金してゐる場合は「有」に○印を附し、送金してゐない時には「無」に○印を附して下さい。金額は記入に及びません。

(17) 公ノ扶助ノ有無

公の扶助とは生活費の一部を公共團體其他から受けることを云ひます。有無に従つて○印を附して下さい。

(18) 教育程度

受けた教育のうち最も程度の高いものに○印を附します。例へば小學校、中學校を卒業し、専門學校を中途退學した者は専門學校以上の「退」の項に○印を附します。

(19) 内地語理解ノ程度

「完」とは、内地語で内地人と自由に會話をし得る程度、「不完」とは、内地語を話すまでにはゆかないが、内地語を聞き分けられる程度です。

「無」とは内地語が全然判らない者です。

(二) 出産力ニ關スル調査事項

(1) 出産力は現在の夫婦に就き調査するのでありますから先妻或は先夫との間に生れた子供は計算から除外します。

(2) 出産力の調査でありますから、生れた子供のみでなく妊娠と云ふ事實があつた場合、それが假令流産で終つても其の結果を記入します。早産とは滿十ヶ月以前に生きて胎児が母體から分離する状態を指し、流産とは妊娠四ヶ月以前に死んで胎児が母體から分離する状態を指し、死産とは妊娠四ヶ月以後死んで胎児が母體から分離する状態を指すのでありますが、かゝる嚴密な意味でなくて結構です。不明の場合には、早産は出産へ、流産は死産へ含めて其の項に○印を附して下さい。

妊娠の中絶も含むのでありますから妊娠の順序に従つて詳しく其の結果を記入して下さい。

全然妊娠したことが無き時には「妊娠ナシ」に○印を附して下さい。

(3) 性別

生れた子が男の場合には「男」、女の場合には「女」の項に○印を附して下さい。流産で胎児の性別が不明であつた場合は其の「男」「女」の兩項を斜線で消して下さい。

(4) 發生年月

これは出生、早産、死産、流産の結果が發生した當時の年月を意味してゐるのであります。昭和、大正、明治と記載されてゐる不必要年號は斜線を引いて消し、更に年月の空所に必要數字を書き入れるのです。若し其

の結果發生の年月が不明である場合には必要年號を残し、他の年號及び年月を斜線で消して下さい。

不明なものを省いては妊娠の順序に狂ひが来ますから注意して下さい。

(5) 發生ノ場所

出生、早産、死産、流産がそれ／＼發生した場所を「内地」「内地外」の別に従つて○印を附して下さい。

(6) 現在生存、死亡別

これは生きて産れた子が現在（昭和十五年八月一日）生きてゐる場合には「生存」の項に○印を、然らざる場合には「死亡」の項に○印を附します。

(7) 子ノ職業

現在子供が職業に就いてゐる場合には其の職業名を記入して下さい。

子供が親と同居してゐるとゐないと關係なく記入するのです。

職業を持たない場合は「ナシ」、親の職業の助手をしてゐる場合には「助手」と記入して下さい。

(8) 子ノ教育程度

受けた教育又は現に受けつゝある教育の最も程度高き相當項に○印を附します。

中等學校以上の者は備考欄に妊娠順位、番號と學校名と「卒業」、「中途退學」、「在學中」の相當する文字を記入して下さい。

(三) 空欄に記入すべき調査事項

調査票中のローマ數字記號の空欄は祕密を要するので左記の事項と照合の上特に警官掛員の方が調査票を蒐集後

I		II		III		IV	
夫ノ犯罪有無		婚姻ノ起因		家庭状態		妻ノ實家ノ經濟状態	
有	無	1 許見相許脅暴 2 3 4 5 6	嫁合愛衛迫行	圓	滿	上	
	罪			不	和	中	
						下	

備考 II 以下の事項は内地人を妻とせるものみ記入のこと

記入例

I		II		III		IV	
有		見	合	圓	滿		
賭博罪							下

記入して頂き度いのです。

I、夫ノ犯罪ノ有無、其ノ罪名

夫が犯罪者である場合は「有」、然らざる場合は「無」と記入します。

「無」の場合は當然罪名の個所は空欄になります。

犯罪は刑法上の犯罪に止まらず特別法、例へば古物商取締法、治安維持法、警察犯處罰令等に違反したものも含まれます。

注意 II からIVまでの欄の記入は内地人を妻としたものに限るのですから、御注意下さい。

II、婚姻ノ起因

これは内地人を妻とするものが妻と結婚するに至つた端緒経過を調査するであります。

(1) 許嫁 これは夫婦双方の親同志が其の子のために幼少の時婚約し、それを實現した場合を指します。

(2) 見合 これは結婚しようとする男女が仲介者を通じて始めて相會した場合の如き媒酌結婚を指しま

す。

(3) 相愛 これは普通に云ふ自由な戀愛から結婚に入つた場合を指します。

(4) 詐術 相手を詐いて結婚した場合、例へば朝鮮人でありながら朝鮮人であることを秘し内地人である如く装ひ、内地人の女と肉體的關係を結び、或は朝鮮の名家、富豪の子弟の如く詐いて内地人の女と肉體的關係に入り、それを持續してゐる場合の如きを指します。

(5) 脅迫 相手の弱點を利用し又は害惡を加ふることを通知して相手に畏怖心を生ぜしめ肉體的關係に入つた場合を指します。

(6) 暴行 相手の反抗を抑制して行はれた姦姪行為即ち強姦の場合を指します。

III、家庭状態

これは結婚の起因が何であつても現在彼等が圓滿な家庭を営んでゐるか、夫婦仲が不和であるかを係員の判断で記入するのです。

IV、妻ノ實家ノ經濟状態

嚴密な意味で上、中、下を分ける標準を決定するのは困難ですが、常識的な上流階級、中産階級、貧民階級の區別で記入して下さい。

妻の實家の状態は結婚當時のものを記入すべきですが、現在の状態でも宜しく、又不明の場合は實家の職業を記入して下さい。

注意 尙其他お氣付の點がありましたら備考欄に書入れて下さい。



内地在住朝鮮人(有配偶者)出産力調査票

昭和15年8月1日現在

番號	氏名	創氏改名ノ場合ハ舊姓名	生年月日	夫ノ本籍地	現住所	寄留届
(一) 夫妻ニ關スル調査事項	夫		明治和 治正和 明大昭 明大昭	朝鮮ノ内地 其ノ他		未了
妻						未了
事實上ノ婚姻年月	婚姻ノ形態	婚姻ノ場所	初婚、再婚ノ別	兄弟姉妹ノ數	I. II. III. IV.	
明治和 大正和 昭和	普通婚姻 人夫婚姻 重婚的 内縁 單婚的		初婚 再婚 初婚 再婚	男 女		
渡來年月	渡來前ノ職業 (内職ニ記入ノコト)	渡來後ノ職業 (内職ニ記入ノコト)	現在ノ職業 (内職ニ記入ノコト)	現在月平均收入額	獨里ハ送金ノ有無	公ノ扶助有無
夫 明治和 明大昭	明治和 明大昭	明治和 明大昭	明治和 明大昭	30円 未滿 31円以上 70円未滿 71円以上 100円未滿 101円以上	有 無	有 無
妻						
教育程度						
夫	無就學	書堂	小學校退	中等學校退	專門學校以上卒	内地語理解ノ程度
妻	無就學	書堂	小學校退	中等學校退	專門學校以上卒	

備考	(二) 出産力ニ關スル調査事項	妊娠順位	結核	果ナシ	性別	發生年月	發生場所	現在生存別	子ノ職業	子ノ教育程度					
		0	妊娠	ナシ	男	明治和 明大昭	内地	死亡	無就學	書堂	小學校退	中等學校退	學校卒		
		1	早産	死産	女	明治和 明大昭	内地	死亡	無就學	書堂	小學校退	中等學校退	學校卒		
		2	早産	死産	女	明治和 明大昭	内地	死亡	無就學	書堂	在	退	在	退	學校卒
		3	早産	死産	女	明治和 明大昭	内地	死亡	無就學	書堂	在	退	在	退	學校卒
		4	早産	死産	女	明治和 明大昭	内地	死亡	無就學	書堂	在	退	在	退	學校卒
		5	早産	死産	女	明治和 明大昭	内地	死亡	無就學	書堂	在	退	在	退	學校卒
		6	早産	死産	女	明治和 明大昭	内地	死亡	無就學	書堂	在	退	在	退	學校卒
		7	早産	死産	女	明治和 明大昭	内地	死亡	無就學	書堂	在	退	在	退	學校卒
		8	早産	死産	女	明治和 明大昭	内地	死亡	無就學	書堂	在	退	在	退	學校卒
		9	早産	死産	女	明治和 明大昭	内地	死亡	無就學	書堂	在	退	在	退	學校卒
10	早産	死産	男	明治和 明大昭	内地	死亡	無就學	書堂	在	退	在	退	學校卒		

調査者

管轄警察署名

記入例

番號	30	氏名	甲野圭徹	創氏改名ノ場合、舊姓名	李圭徹	生年月月	明治三十五年三月	夫ノ本籍地	京城府鳳雛町100	現住所	大阪市東成區中本町10	寄留届	未了	
(一) 夫妻ニ關スル調査事項	妻	事實上ノ婚姻年月	婚姻ノ形態	婚姻ノ場所	初婚、再婚ノ別	兄弟姉妹ノ順位	I	II	III	IV	同	上	未了	
		明治二年六月	○普通婚姻 ○入夫婚姻 ○重婚の單婚	大阪市	初婚 ○再婚 ○初婚	三人二男 四人三女								
夫	渡來	來年月月	職業	職業	現在ノ職業	現在月平均收入額	30円未滿	31円以上71円以上	71円以上101円以上	101円以上	郷里へ透金ノ有無	○有	○無	無
		明治十二年三月	農業	渡來直後ノ職業	硝子職工	現在ノ職業	30円未滿	31円以上71円以上	71円以上101円以上	101円以上	郷里へ透金ノ有無	○有	○無	
妻	昭	和	内縁	職業	現在ノ職業	現在月平均收入額	30円未滿	31円以上71円以上	71円以上101円以上	101円以上	郷里へ透金ノ有無	○有	○無	無
		明治十二年三月	無	渡來直後ノ職業	無	現在ノ職業	30円未滿	31円以上71円以上	71円以上101円以上	101円以上	郷里へ透金ノ有無	○有	○無	
教育程度														
夫	無	就學	書堂	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	
														小退
妻	無	就學	書堂	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	
														小退

(二) 出産力ニ關スル調査事項	妊孕地位	0	結	娠	ナ	シ	性別	發生年月	發生場所	生ノ所	現在生存別	子ノ職業	子ノ教育程度	無就學	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	無																								
																										1	○出生	早産	死産	流産	○男	明治四年五月	○内地	内地	○生存	死亡	無就學	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	無	
																										2	出生	早産	○死産	続産	男	明治七年三月	○内地	内地	○生存	○死亡	無就學	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	無	無
																										3	○出生	早産	死産	流産	○男	明治十年六月	○内地	内地	○生存	死亡	無就學	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	無	無
																										4	出生	早産	死産	流産	男	明治	内地	内地	生存	死亡	無就學	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	無	無
																										5	出生	早産	死産	流産	男	明治	内地	内地	生存	死亡	無就學	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	無	無
																										6	出生	早産	死産	流産	男	明治	内地	内地	生存	死亡	無就學	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	無	無
																										7	出生	早産	死産	流産	男	明治	内地	内地	生存	死亡	無就學	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	無	無
																										8	出生	早産	死産	流産	男	明治	内地	内地	生存	死亡	無就學	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	無	無
																										9	出生	早産	死産	流産	男	明治	内地	内地	生存	死亡	無就學	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	無	無
																										10	出生	早産	死産	流産	男	明治	内地	内地	生存	死亡	無就學	書堂	小退	○退	中退	專門學校以上	○完	不完	無	無	無	無	無

調査者

中野博

管轄警察署

東成警察署

發人口第一九〇號ノ内一

昭和十六年一月三十一日

厚生省 人口問題研究所長

兒玉 政介

都市職業別現住戸數及人口ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ客年七月一日附發人口第一九〇號ヲ以テ照會申上候處其ノ後御回答ニ不接候ヘ共本件ニ關シテハ昭和十五年九月二十四日閣議決定ノ國土計畫設定要綱（週報第二〇七號參照）ノ趣旨モ有之本研究所ニ於テモ該要綱ニ基キ銳意研究中ノトコロ同決定第三ノ五ノ基礎資料トシテ必要有之候ニ付御多忙中トハ存候ヘ共左記事項至急御回報相煩度重テ及御依頼候
追而貴市「市勢要覽」一部併而御送付相煩度候

記

一、市ノ性格

一、職業別現住戸數及人口

都市職業別現住戸數及人口調査

參考資料（週報第二〇七號）

一、國土計畫設定要綱（昭和十五、九、二四閣議決定）拔萃

第三 策定要領

其人口ニ關スル計畫ニ付テハ人口ノ量的質的增強ト之ガ地域的職能的ノ適正ナル配分ヲ圖ルヲ以テ目的トス

六 基礎調査ハ各廳ノ調査ヲ統合シ民間ノ協力ヲ得テ内外ニ亘ル關係資料ノ整備ヲ圖ルモノトス

第四 主要策定事項

七 綜合的人口配分計畫

イ、都市配置ニ關スル計畫

ロ、職能別人口配分計畫

ハ、地域別人口配分計畫

ニ、綜合的移民計畫

第五 事務ノ機構並其運用

三 各廳ハ國土計畫ノ策定ニ參畫シ其所管ニ從ヒ計畫ノ内容タル事項ノ調査、計畫實施ヲ掌ル（以下略）

第一表 市ノ性格

市ノ性格	此ノ欄該當ノ 箇所ニ○印ヲ 附スコト	備考
1. 政治都市		政治的中心地
2. 軍事都市		軍港、要塞、兵營等ヲ有スル都市
3. 文化都市		學校ノ設置ニヨリ發達セル都市 神社、佛閣ヲ中心トシテ發達セル都市
4. 水産都市		水産業ニヨリ發達セル都市
5. 鑛業都市		鑛業ニヨリ發達セル都市
6. 工業都市		工業ニヨリ發達セル都市
7. 商交 業通 都市		商業ノ中心地、貿易港、交通上ノ 要衝トシテ發達セル都市
8. 保養 遊覽 都市		溫泉、海濱等ニ保養ノタメ來集ス ル人口、名勝舊蹟ノ遊覽ノタメ來 集スル旅客ヲ對象トシテ發達セル 都市

注意 ニツ以上複合セル場合ハソノ何レノ欄ニモ○印ヲ附スコト
一般通念ニヨル分類ニヨリ精密ナル證據ノ必要ナシ
明確ナル判定困難ナル場合ハ記入ニ及バズ

第二表 職業別現住戸數

年次	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
農業										
水産業										
鑛業										
工業										
商業										
交通業										
公務										
自由業										
其ノ他										
計										

注意

昭和五年乃至同十四年ノ間ニ於テ市制ヲ施行セル場合ハ市制施行後ノ
事實ニ付記入スルコト

第三表 職業別現住人口

年次	昭和五年			昭和六年			昭和七年			昭和八年			昭和九年			昭和十年			昭和十一年			昭和二十年			昭和三十年			昭和四十年		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男			
農業																														
水産業																														
鑛業																														
工業																														
商業																														
交通業																														
公務																														
自由業																														
家事																														
其他																														
計																														

注意 昭和五年乃至同十四年ノ間ニ於テ市制ヲ施行セル場合ハ市制施行後ノ事實ニ付キ記入スルコトハ見積ニテモ差支ナシ

昭和十五年七月一日改訂

全國遺傳性精神病者家族出產力調查要綱

人口問題研究所

全國遺傳性精神病者家族出產力調查要綱

(昭和十五年七月一日改訂)

一 調查目的

本調査ハ遺傳生物學的ニ惡質ナル素質ヲ有スル者就中遺傳性精神病者家族ノ出產力ヲ明ニシ、之ヲ變ニ本研究所ニ於テ實施セル一般人出產力調査ノ結果ト比較シ、以テ社會生物學的見地ヨリ人口政策ノ向フベキ處ヲ示サントスル基礎資料ノ一ト爲スタメ實施スルモノナリ。

二 調査客體

昭和十四年厚生省豫防局ニ於テ全國精神病學專門家ニ委囑シ蒐集セル精神病者家系約三、〇〇〇(但シ厚生省火災ノ爲大部分ノ資料燒失シ燒失ヲ免レタル家系票八二三ニツキ調査ヲ施行セリ)ニ就キ病者ノ家族ヲ對象トス

三 調査方法

病者ノ本籍地タル市町村ヨリ病者及ビソノ同胞ノ戶籍謄本並ニ除籍謄本ヲ蒐集シ之ニ基キ本研究所ニ於テ別添ノ出產力調査票(A B 二

種)ニ次ノ如キ調査項目ヲ記入シ、之ヲ整理集計ス

備考 調査票(A)ハ病者同胞ノ出產力ニ關スル事項ヲ記入シ、(B)ハ

病者自身及ビ病者兩親ノ出產力ニ關スル事項ヲ記入ス

四 調査項目

(一) 夫婦ニ關スル調査事項

イ、氏名

ロ、本籍地

ハ、現住所

ニ、生年月日

ホ、死亡ノ場合ノ年月日

ヘ、婚姻ノ年月日

(二) 出生兒ニ關スル調査事項

イ、出產順位

ロ、體性別

ハ、生年月日

ニ、死亡ノ場合ノ年月日

五 調査地域

北海道他全國各府縣



出 産 力 調 査 票 (A)

F. Nr.

調査日 昭和15年

月

日

厚生省人口問題研究所

本 籍	府 縣	郡 市	區	町 大字	番 地
夫ノ姓名			妻ノ姓名		
夫ノ出生年月日			妻ノ出生年月日		
夫妻ノ婚姻日			夫 初婚 再婚	妻 初婚 再婚	
夫死亡ノ場合ノ年 月 日			妻死亡ノ場合ノ年 月 日		
子 欄	出生ノ順位	性 別	出 生 年 月 日	死 亡 ノ 場 合 ノ 年 月 日	
	第一子	男 女	年 月 日	年 月 日	
	第二子	男 女	年 月 日	年 月 日	
	第三子	男 女	年 月 日	年 月 日	
	第四子	男 女	年 月 日	年 月 日	
	第五子	男 女	年 月 日	年 月 日	
	第六子	男 女	年 月 日	年 月 日	
	第七子	男 女	年 月 日	年 月 日	
	第八子	男 女	年 月 日	年 月 日	
	第九子	男 女	年 月 日	年 月 日	
第十子	男 女	年 月 日	年 月 日		
<p>備 考 (1) 初婚者ハ「初婚」ニ再婚者ハ「再婚」ニ○ヲ付ケテ下サイ</p> <p>(2) 子供欄ハ生レタ順ニ書キ10人以上ノ場合ハ紙ヲ繼ギ足シテ下サイ</p> <p>(3) 男ナラバ「男」ニ女ナラバ「女」ニ○ヲ付ケテ下サイ</p> <p>(4) 先妻ノ子供ヤ養子・連子ハ書カナイデ下サイ</p>					



出生力調査票 (B)

F. No.

調査日 昭和15年 月 日

厚生省人口問題研究所

本籍	府 縣	郡 市	區	町大字	番地	前籍		府 縣	郡 市	區	町大字	番地
						妻ノ前籍	夫死亡ノ場合					
夫ノ姓名			妻ノ名			夫死亡ノ場合	年 月 日	妻死亡ノ場合	年 月 日			
夫ノ出生年月日			妻ノ出生年月日			本籍戸主姓名		前籍戸主姓名				
婚 姻			夫	初婚	再婚	妻	初婚	再婚				
出生位			出生年月日			死亡ノ場合ノ年月日						
性別			性 別			分家・嫁入 婿・養子						
1	男	女	年 月 日									
2	男	女	年 月 日									
3	男	女	年 月 日									
4	男	女	年 月 日									
5	男	女	年 月 日									
6	男	女	年 月 日									
7	男	女	年 月 日									
8	男	女	年 月 日									
9	男	女	年 月 日									
10	男	女	年 月 日									

備考 (1) 初婚者ハ「初婚」ニ再婚者ハ「再婚」ニ○ヲ付テ下サシ

(2) 子供欄ハ生レタ順ニ書キ10人以上ノ場合ハ紙ヲ繰リ足シテ下サシ

(3) 男ナラバ「男」ニ女ナラバ「女」ニ○ヲ付ケテ下サシ

(4) 先妻ノ子供ニ養子・連子ハ書カナイテ下サシ

(5) 分家・嫁入・婿・養子ニ行ツタモノハ「分家・嫁入・婿・養子」ノ欄ニ夫々記入シテ下サシ

(6) 「姓」欄ニハ分家・嫁入・婿・養子先ノ姓ヲ書イテ下サシ

昭和十五年七月



農村人口移動調查要綱

人口問題研究所

農村人口移動調査要綱

一、調査ノ目的

今次事変ニ伴フ農村人口ノ殷賑産業其他ヘノ移動狀況ヲ調査シ人口分布ノ変化、農村人口構成ノ変化、農業勞力ノ変化等ヲ明カナラシムルト共ニ工業労働強化ガ労働者ノ保健狀況ニ及ホセル影響ヲ調査セントス。

二、調査ノ客體

(一) 昭和十五年九月一日調査村各戸ノ現住家族員(入学者、應召者及一時出稼其他ニ依ル一時的不在者ハ自宅ニ在ル者ト看做ス)

(二) 昭和十五年九月一日ニ於ケル自村外ヨリ来住ノ同居人

(三) 昭和十五年九月一日自宅外ニ在ル家族員(遊學中ノ者及自村外ノ他家ヘ入籍ノ者ヲ含ム)

(四) 昭和十二年首以降昭和十五年九月一日迄ニ死亡セル家族員

三、調査ノ事項

(一) 調査村各戸ニ現住スル家族員及自村外ヨリ来住ノ同居人ニ付テハ

- 1. 氏名
- 2. 家族上ノ地位
- 3. 男女ノ別

- 4、出生ノ年月
 - 5、配偶ノ関係
 - 6、教育程度
 - 7、出生地
 - 8、入村ノ年月(昭和十一年(月)以前ノ場合ハ記入ヲ要セス又昭和十一年(月)以降ノ出生者モ本欄ノ記入ヲ要セス)
 - 9、入村前ノ住居地(全 上)
 - 10、現職業
 - イ、職業ノ種類
 - ロ、従業ノ場所
 - ハ、就職年月
 - ニ、昭和十二年首以降ニ退職セル前職業
- (現職業ト同種類ノモノナルトモモ従業場所ノ異ナル場合ハ調査ス)

- イ、職業ノ種類
 - ロ、従業ノ場所
 - ハ、就職年月
 - ニ、退職年月
 - ホ、退職ノ事由
- 尚戸主ニ付テハ其ノ主ナル職業ガ農業ナル場合、耕作面積(五段未満、五段以上、二町未満、二町以上)及地主ノ區別ヲ調査ス。
- ニ) 自宅外ニ在ル家族員(遊學中ノ者及自村外ノ他家へ入籍ノ者ヲ含ム)ニ付テハ
- 1、氏名
 - 2、家族上ノ地位

- 3、男女ノ別
- 4、出生ノ年月
- 5、配偶ノ關係
- 6、教育程度
- 7、出生地
- 8、離村ノ年月
- 9、現在ノ住居地
- 10、職業
- 11、離村ノ事由
- 12、前職アラバソノ職業（昭和十二年首以降退職ノモノニ限ル）
- 13、退職ノ事由

三) 昭和十二年首以降昭和十五年九月一日迄ニ死亡セラル

三

家族員ニ付テハ

- 1、氏名
- 2、家族上ノ地位
- 3、男女ノ別
- 4、出生ノ年月
- 5、配偶ノ關係
- 6、教育程度
- 7、出生地
- 8、発病年月
- 9、発病當時ノ職業
- 10、発病當時ノ住居地
- 11、ソノ職業ニ從事シ初メタ年月

12. 死亡ノ年月

13. 死亡ノ地

14. 死因

四、調査ノ方法

別添ノ調査票ヲ農村ノ各戸ニ配布シ、戸主又ハソノ代人ヲシテ記入セシム

五、調査ノ地域

岩手縣 (三村 内一村八岩手郡、内盛岡保健所担当区域内ノ村)

山形縣 (三村 内一村八飽海郡、内酒田保健所担当区域内ノ村)

埼玉縣 (三村 内三村八北埼玉郡、内忍保健所及北足立郡、内川口保健所担当区域内ノ村)

千葉縣 (三村 内三村八千葉郡、内千葉保健所及東葛飾郡、内松戸保健所担当区域内ノ村)

新泻縣 (三村 内三村八中蒲原郡、内新津保健所及西蒲原郡、内巻保健所担当区域内ノ村)

長野縣 (三村 内三村八小縣郡、内苗保健所及諏訪郡、内岡谷保健所担当区域内ノ村)

岐阜縣 (三村 内一村八加茂郡、内太田保健所担当区域内ノ村)

三重縣 (二村 桑名郡安濃郡)

愛媛縣 (三村 内三村八宇摩郡、内三島保健所及喜多郡、内大洲保健所担当区域内ノ村)

鹿児島縣 (三村 内一村八薩摩郡、内川内保健所担当区域内ノ村)

長崎縣 (三村 内三村八北松浦郡、内佐世保保健所担当区域内ノ村)

昭和十九年九月五日

農村人口變動調查

調查目的

本調査は、農村人口の増減、年齢、性別、職業、教育程度、世帯構成、居住状況等を明らかにし、農村の経済的・社会的状況を把握し、農村政策の立案に資することを目的とする。

住戸	氏名		性別		年齢		出生		死亡		婚姻		その他	
	氏名	性別	年齢	出生	死亡	婚姻	その他	婚姻	その他	婚姻	その他	婚姻	その他	
1	田中 一郎	男	35	1880.10.15										
1	田中 二郎	男	32	1883.08.20										
1	田中 三郎	男	28	1887.05.10										
1	田中 四郎	男	25	1890.12.05										
1	田中 五郎	男	22	1893.03.18										
1	田中 六郎	男	19	1896.07.02										
1	田中 七郎	男	16	1899.11.15										
1	田中 八郎	男	13	1902.04.28										
1	田中 九郎	男	10	1905.09.12										
1	田中 十郎	男	7	1908.02.25										
1	田中 十一郎	男	4	1911.06.08										
1	田中 十二郎	男	1	1914.10.21										
1	田中 十三郎	男												
1	田中 十四郎	男												
1	田中 十五郎	男												
1	田中 十六郎	男												
1	田中 十七郎	男												
1	田中 十八郎	男												
1	田中 十九郎	男												
1	田中 二十郎	男												
1	田中 二十一郎	男												
1	田中 二十二郎	男												
1	田中 二十三郎	男												
1	田中 二十四郎	男												
1	田中 二十五郎	男												
1	田中 二十六郎	男												
1	田中 二十七郎	男												
1	田中 二十八郎	男												
1	田中 二十九郎	男												
1	田中 三十郎	男												
1	田中 三十一郎	男												
1	田中 三十二郎	男												
1	田中 三十三郎	男												
1	田中 三十四郎	男												
1	田中 三十五郎	男												
1	田中 三十六郎	男												
1	田中 三十七郎	男												
1	田中 三十八郎	男												
1	田中 三十九郎	男												
1	田中 四十郎	男												
1	田中 四十一郎	男												
1	田中 四十二郎	男												
1	田中 四十三郎	男												
1	田中 四十四郎	男												
1	田中 四十五郎	男												
1	田中 四十六郎	男												
1	田中 四十七郎	男												
1	田中 四十八郎	男												
1	田中 四十九郎	男												
1	田中 五十郎	男												
1	田中 五十一郎	男												
1	田中 五十二郎	男												
1	田中 五十三郎	男												
1	田中 五十四郎	男												
1	田中 五十五郎	男												
1	田中 五十六郎	男												
1	田中 五十七郎	男												
1	田中 五十八郎	男												
1	田中 五十九郎	男												
1	田中 六十郎	男												
1	田中 六十一郎	男												
1	田中 六十二郎	男												
1	田中 六十三郎	男												
1	田中 六十四郎	男												
1	田中 六十五郎	男												
1	田中 六十六郎	男												
1	田中 六十七郎	男												
1	田中 六十八郎	男												
1	田中 六十九郎	男												
1	田中 七十郎	男												
1	田中 七十一郎	男												
1	田中 七十二郎	男												
1	田中 七十三郎	男												
1	田中 七十四郎	男												
1	田中 七十五郎	男												
1	田中 七十六郎	男												
1	田中 七十七郎	男												
1	田中 七十八郎	男												
1	田中 七十九郎	男												
1	田中 八十郎	男												
1	田中 八十一郎	男												
1	田中 八十二郎	男												
1	田中 八十三郎	男												
1	田中 八十四郎	男												
1	田中 八十五郎	男												
1	田中 八十六郎	男												
1	田中 八十七郎	男												
1	田中 八十八郎	男												
1	田中 八十九郎	男												
1	田中 九十郎	男												
1	田中 九十一郎	男												
1	田中 九十二郎	男												
1	田中 九十三郎	男												
1	田中 九十四郎	男												
1	田中 九十五郎	男												
1	田中 九十六郎	男												
1	田中 九十七郎	男												
1	田中 九十八郎	男												
1	田中 九十九郎	男												
1	田中 一百郎	男												

調査員 田中 一郎

記入上ノ注意

◎記入者ニツイテ

一、調査票ハ戸主又ハソノ代人ガ左記ノ記入上ノ注意事項ヲヨク讀シタテ記入シテ下サレ...

◎記入ニ當リ注意スベキ點

一、文字ハ明瞭ニ、成ル可ク墨又ハ青イソキヲ記入シテ下サレ...

◎記入サレル者ノ範圍

一、本調査ヲ調査サレル者ハ自宅ニ在ルト否トヲ問ハス、又生存セルト否トヲ問ハス...

二、コノ調査票ハ此家族員及同居人ヲ「自宅ニ在ル家族員及同居人(自宅ニ在ル者)」ト...

三、コノ調査票ハ「自宅ニ在ル者」中「自宅ニ在ル家族員」トシテハ、昭和十五年九月一日午前零時...

四、コノ調査票ハ「自宅外ニ在ル家族員」トシテハ、コノ調査票ノ記入スルノ時...

五、コノ調査票ハ「自宅外ニ在ル者」トシテハ、コノ調査票ノ記入スルノ時...

六、コノ調査票ハ「自宅外ニ在ル者」トシテハ、コノ調査票ノ記入スルノ時...

入シナイノ時

一時的ノ來客ハ同居人デハアリマセン...

同居人デハツテモ、自村ノ者ハ記入シテハナリマセン...

「自宅外ニ在ル家族員」ニ付テハ自村ニ在ル者デモ、他村又ハ他地方ニ居ル者...

「戸主」ノ戸籍内ニ在ツタガ、今ハ自村外ノ家ニ入籍シテ居ル者アリマス...

「家族員」ニ付テハ、職業ト年齢ト關係ヲ無クシテ、昭和十二年一月一日以降ニ死亡セ...

田畑ヲ耕作シテ居ル場合ニハ現ニ耕作シテ居ル田畑ノ總反別ヲ反未滿ヲ切り捨テ何町何反...

一、未タ命名シナイモノハ「名ツクス」ト記入シテ下サレ...

二、氏名ノ明カデナイ者ハ通稱ヲ記入シテ下サレ...

三、家族上ノ地位ハ、昭和三十二年一月以前ヨリノ現在者ハ入...

別ノ別

終事上ノ身分ハ現在ノ事實ニヨツテ記入シテ下サレ...

「農業者」ト記入シナイデ、「農業者自作」又ハ「農業者自作」ノ様ニ記入シテ下サレ...

「入營中」ノ者又ハ應召中ノ者ハ記入スルニ及ビマセン...

「從業ノ場所」ハ「八、出生地」ノ記入方ニ依リテ記入シテ下サレ...

「退職」セル職業ニ依リテ記入シテ下サレ...

「小學校卒業生」ハ「卒業」ノ中ニ「専門學校以上」ノ卒業生...

「高卒」ト記入シテ下サレ...

「現任ノ職業」トシテハ、昭和十二年一月以降自村出生ノ者...

「職」ニ依リテ記入シテ下サレ...

農業者ト記入シナイ

「農業者」ト記入シナイデ、「農業者自作」又ハ「農業者自作」ノ様ニ記入シテ下サレ...

「入營中」ノ者又ハ應召中ノ者ハ記入スルニ及ビマセン...

「從業ノ場所」ハ「八、出生地」ノ記入方ニ依リテ記入シテ下サレ...

「退職」セル職業ニ依リテ記入シテ下サレ...

「小學校卒業生」ハ「卒業」ノ中ニ「専門學校以上」ノ卒業生...

「高卒」ト記入シテ下サレ...

「現任ノ職業」トシテハ、昭和十二年一月以降自村出生ノ者...

「職」ニ依リテ記入シテ下サレ...

「職」ニ依リテ記入シテ下サレ...

昭和十五年八月

開拓地社會衛生學的調查研究要綱

人口問題研究所

開拓地社會衛生學的調查研究要綱

一 調查研究ノ目的

滿洲開拓農村ハ昭和七年第一次開拓團彌榮村ノ入植ヨリ已ニ約八年、最近第九次開拓團ヲ送致シテ今日ニ及ベリ。自第一次至第九次開拓農村ノミニテモ妻帯者四、〇〇〇ヲ超ユル狀況ニシテ、尙ソノ他ノ集合移村或ハ青少年義勇軍ノ移住多數ニノボリ殊ニ百萬戸移住計畫樹立セラレ着々其ノ實施ヲ見ツツアル際、之等移民農村ノ成否ハ日滿兩國ノ將來ニ及ボス影響頗ル大ナルモノアリ。而シテ之等農村ノ保健衛生問題ハ開拓ノ成果如何ヲ左右スル最モ重大ナル問題ナリ。然ルニ開拓地衛生ニ關スル調查研究業績ハ未ダ其ノ數甚ダ少ク、殊ニ社會衛生學的調查研究ニ至ツテハ殆ンド見ルベキモノナキ現狀ナリ。本調査ハ社會衛生學的研究ノ第一歩トシテ開拓農村ノ母性及乳幼児ノ調查研究ヲ遂ゲ、ソノ實狀ヲ極メ、以テ開拓農村ノ健全ナル人口構成ノ完成ヲ目途トスル保健衛生施設並ニ社會施設ノ完備ヲ計ルベク、ソノ對策樹立ニ資セントスルモノナリ。

二 調查方法

本調査ニ際シ調査票二種ヲ作成シ

- (イ) 開拓地母性兒童調査票ハ拓務省開拓地農村並ニ滿洲拓植公社ト聯絡ノ上調査者調査村ニ滞在、母性ヲ問診ノ上記入スルモノトシ
- (ロ) 開拓地保健衛生調査票ハコノ問診不能ノ際、現地開拓村當局ニ依頼ノ上記入セシムルモノナリ。

三 調査客體

滿洲開拓村中、約五ヶ村

四 調査研究項目

(一) 開拓農村母性ノ社會衛生學的研究

- イ、開拓農村母性ノ妊孕力ニ關スル調査研究
- ロ、開拓農村ニ於ケル妊娠、分娩、產褥ニ關スル調査研究
- ハ、開拓農村ニ於ケル死、流、早産ニ關スル調査研究
- ニ、開拓農村女性ノ社會婦人科學的調査研究

(二) 開拓農村乳幼兒ノ社會衛生學的研究

- イ、開拓農村乳兒ノ哺育狀況ニ關スル調査

ロ、開拓農村ノ乳兒死亡ノ原因ニ關スル調査研究
ハ、開拓農村ノ幼兒ノ保育狀況並ニ死亡原因ニ關スル調査
（三）社會衛生學の見地ヨリ見タル開拓農村ノ社會施設ノ調査

- イ、隣保施設
- ロ、保健施設
- ハ、社會保健婦
- ニ、部落常會
- ホ、委員制度
- ヘ、其ノ他

（四）開拓農村ノ人口構成並ニ其ノ變化
イ、入植時ヨリノ變化
ロ、職業別人口構成並ニ其ノ變化

三、調査票記入事項

（一）開拓地母性兒童調査票
（1）妻ニ關スル事項

イ、氏名

ロ、住所

ハ、出生地、育成地

ニ、生年月

ホ、兩親ノ年齢健否、生力死カ

ヘ、同胞ノ數、死亡同胞ノ死因、年齢

ト、教育程度、特殊技能

チ、既往症

リ、健康狀態

ヌ、結婚年月

ル、入植年月

（2）夫ニ關スル事項

イ、生年月

ロ、入植年月

ハ、教育程度

ニ、職業、過去ノ職業症

ホ、既往症

(3) 月經ニ關スル調査

- イ、初潮
- ロ、來潮當時ノ月經型
- ハ、入植當時ノ月經型
- ニ、最近ノ月經型
- ホ、入植後ニ於ケル月經型ノ變化

(4) 現在妊娠

(5) 兒童ニ關スル調査

- イ、出生年月日
- ロ、分娩ノ場所
- ハ、妊娠月數
- ニ、妊娠經過
- ホ、出産前ノ勞働ノ種度
- ヘ、産前休養日數
- ト、分娩經過
- チ、介補者

リ、異常分娩カ否カ

ヌ、産褥經過

ル、産褥就床日數

ヲ、出産後ノ勞働就業

ワ、娩出兒ノ生死

カ、流死早産ノ原因ト思ハル、事項

ヨ、當時ノ生活狀況

タ、離乳開始

レ、離乳完了

ソ、人口榮養

ツ、經過疾病

ネ、死亡年月

ナ、死因

ラ、死亡時ノ母ノ健康狀況

(二) 開拓地保健調査票

(1) 夫妻ニ關スル事項

- イ、住所
 - ロ、氏名
 - ハ、生年月
 - ニ、産地
 - ホ、初婚再婚ノ別
 - ヘ、結婚年月
 - ト、入植日時
 - チ、教育程度
 - リ、職業
 - ヌ、特殊技能
 - ル、健康狀況
 - ヲ、既往症
 - ワ、家族ノ人數
- (2) 兒童ニ關スル調査事項
- イ、出生年月
 - ロ、分娩ノ場所

- ハ、妊娠月數
- ニ、妊娠經過
- ホ、出産前ノ休養日數
- ヘ、分娩經過
- ト、出産介補
- チ、産褥經過
- リ、産褥就床月數
- ヌ、出産後ノ就業
- ル、娩出兒ノ生死
- ヲ、榮養（母乳、人工榮養）
- ワ、健康狀況
- カ、經過疾病
- ヨ、死亡日時
- タ、死因

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
出生年月日	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月
分母ノ時年ノ齡	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月
分母ノ時年ノ齡ノ總數	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月
※入植トノ關係	前後 年 月 月							
分娩ノ場所	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
妊娠種類	ケ月 月 月 生死流							
分娩經過	難 易 人 人	難 易 人 人	難 易 人 人	難 易 人 人	難 易 人 人	難 易 人 人	難 易 人 人	難 易 人 人
産前休養日數	日	日	日	日	日	日	日	日
出勞ノ前程度								
妊娠經過								
産褥經過	順調 發熱 嘔吐 出血 持續							
産褥就床日數	日	日	日	日	日	日	日	日
出産後ノ就業	日ヨリ							
死流産ノ原因								
離乳開始	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月
離乳完了	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月	歲 月 月
人工養育	ケ月ヨリ 山羊乳、牛乳、練乳、粉穀							
健康狀態 (否ハ病名)	健康 否 ()							
經過疾病								
※調査時ノ年齢	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月
死 因								
死亡ノ場所	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
※死亡年齢	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月	年 月 月
備 考								



開拓地保健調査票

※No.

昭和 年 月 日現在

住 所		省		縣		第 次開拓團		村		區	
氏 名	夫 妻	生 年 月		年 月		※ 満 年 齡		年 月		産 地	
		年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
初再婚ノ婚別	夫 妻	初 婚	再 婚	再 婚	再 婚	※ 結 婚 年 齡	年	年	年	年	縣
入植日時	夫 妻	昭 和	年	年	年	年	年	年	年	年	縣
教育程度	夫 妻	昭 和	年	年	年	年	年	年	年	年	縣
健康状態	夫 妻	昭 和	年	年	年	年	年	年	年	年	縣
分 娩 順 位	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII			
出 生 年 月	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
分 娩 ノ 場 所	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
分 娩 類 別	難 産	難 産	難 産	難 産	難 産	難 産	難 産	難 産	難 産	難 産	難 産
分 娩 前 日 數	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
分 娩 介 介 補	産 婆 隣 人	産 婆 隣 人	産 婆 隣 人	産 婆 隣 人	産 婆 隣 人	産 婆 隣 人	産 婆 隣 人	産 婆 隣 人	産 婆 隣 人	産 婆 隣 人	産 婆 隣 人
産 褥 經 過	順 發 出 血 持 續	順 發 出 血 持 續	順 發 出 血 持 續	順 發 出 血 持 續	順 發 出 血 持 續	順 發 出 血 持 續	順 發 出 血 持 續	順 發 出 血 持 續	順 發 出 血 持 續	順 發 出 血 持 續	順 發 出 血 持 續
産 褥 就 床 日 數	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
分 娩 後 ノ 就 業	日 目 ヲ リ 業	日 目 ヲ リ 業	日 目 ヲ リ 業	日 目 ヲ リ 業	日 目 ヲ リ 業	日 目 ヲ リ 業	日 目 ヲ リ 業	日 目 ヲ リ 業	日 目 ヲ リ 業	日 目 ヲ リ 業	日 目 ヲ リ 業
祭 乳	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲
健 康 状 况	健、否 ()										
經 過 疾 病											
死 亡 日 時	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
死 亡 ノ 場 所	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
※ 死 亡 ノ 年 齡	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
備 考											

開拓地保健衛生調査

一 この調査の目的

この調査は開拓地の夫妻及び子供に就いて行ふもので、開拓地の保健衛生の向上に役立てるための大切な資料となる基本のものとあります。

二 注 意

- (イ) この調査は一定の地域に就いて標本的に行ふものであります。
- (ロ) 記入事項は嚴秘の取扱をなし統計作成以外の目的には絶対に使用しませんから本當の事を正確に記入して下さい。
- (ハ) 記入に際しては次の記入心得をよく讀んで間違ひのない様に入力して下さい。

三 記 入 心 得

記入にはペン又は万年筆を以て明瞭に記入して下さい。数字を全て算用数字 (1.2.3.....) を以て記入して下さい。尚※印のついている欄は記入しないで置いて下さい。

(一) 夫妻に関する事項

この項は夫妻のことに就いて書いて下さい。

- (イ) 住 所 現在の住所第何次開拓團何々村何區と書いて下さい。
- (ロ) 生 年 月 戸籍と違つてゐても差支ありませんから本當の生れた年月を記入して下さい。(明治、大正の内何れかへ○をつけて下さい。)

- (ハ) 産 地 夫妻の故郷の縣名を書込んで下さい。生れた所に育つたものは其所でいいが、生れた所をはなれて育つたものは一番長く居た所を書いて下さい。

(ニ) 初婚再婚の別 この調査は總て現在の夫婦に就いて調べるもので、初婚者は初婚に、再婚者は再婚に○をつけて下さい。

(ホ) 結 婚 年 月 戸籍と違つてゐても差支へありませんから實際に結婚した年月を記入して下さい。

(ヘ) 入 植 年 月 開拓地に入つた年月を夫妻夫々明瞭に記入して下さい。

(ト) 教 育 程 度 一番あとに通つた學校の卒業又は何年修了かを記入して下さい。

(チ) 職 業 夫妻の職業を書き、農業以外の職業を持つてゐるなら其の職業も書いて下さい。田何町、如何町と耕作面積を記入して下さい、又家畜がゐる場合は牛、馬、山羊、豚、鶏の数を書いて下さい。

(リ) 特 殊 技 能 特別に有する技能を記入して下さい。例へば夫では大工、左官、鍛冶屋、教員等、妻では産婆、看護婦、教員等を前にやつて居たことあり、その技能を行ふ資格のある場合はその旨記入して下さい。

(ヌ) 健 康 狀 態 夫妻の現在の健康状態を書いて下さい。丈夫ならば健に○をつけ、丈夫でなければ否に○をつけ弱、精氣なれば否に○をつけて特名を書込んで下さい。

(ル) 既 往 症 今までの罹つた精氣の中で主なるものに就いて記入して下さい。風邪や二三日の下痢等は記入せず、大病又は手術を受けたこと、或は一ヶ月以上休養したる程度の病氣や大きな負傷など何歳の時何々と記入して下さい。

(ヲ) 家 族 の 人 數 夫妻子供その他父母兄弟姉妹、縁故者等現在家庭にゐる人数の合計を書いて下さい。

(二) 子供に関する事項

このところは現在の夫婦間に生れた子供に就いてお産した順序に I から記入を始め、各項目に就て記入してもらふのですから先妻、先夫の子供は記入しないで下さい。尙夫妻だけで子供のない場合は (一)の夫妻に関する調査事項だけでよいのです。

(イ) 出 生 年 月 戸籍と違つてゐても本當の生年月を記入して下さい。

(ロ) 分 娩 の 場 所 内地で生れたら内地の縣名、開拓地で生れたら其の縣名を記入して下さい。

(ハ) 妊 娠 月 數、分 娩 種 類 お産が月滿ちて生れたならば十月、月たらずで早く生れたら例へば八月と書いて下さい。流産なればその月數を記入して下さい。尙生きて産れたら生、死んで産れたら死、流産だつたら流の字に夫々○をつけて下さい。

(ニ) 妊 娠 經 過 妊娠中に浮腫があつたり、腎臟炎、脚氣等に罹つたなら其のことを記入して下さい。

(ホ) 分 娩 前 の 休 養 日 數 分娩前に畑に出ないで家で休養した日數を記入して下さい。

(ヘ) 分 娩 經 過 お産が重かつたか軽かつたかを記入して下さい。重ければ難、軽かつたら易に○をつけて下さい。特に難産で醫師の手にかゝり機械で出した場合はその旨を備考欄のところに書込んで下さい。

(ト) 分 娩 介 補 産をとり上げた人は誰か、其の該當するところに○をつけて下さい。

(チ) 産 褥 經 過 産後の肥立が順調かそれとも熱が出たか、或は血が長い間とまらなかつたか、否かを該當の箇所へ○をつけて下さい。

(リ) 産 褥 就 床 日 數 産後何日間ねてゐたかその日數を記入して下さい。

(ヌ) 出 産 後 の 就 業 産後何日目から家事についたか、又は何日目から農業に従事したかを書いて下さい。

(ル) 榮 養

(1) 母 乳 子供さんに何歳何ヶ月迄お乳をくれたかそれを記入して下さい。

(2) 人 工 榮 養 若し母乳が出なかつたり不足であつたため山羊乳、牛乳其の他代りのものをやつて育つた場合は、何時から何をやつたか、そのものに○をつけて下さい。若し二つ以上の時は二つ以上夫々に○をつけて下さい。

(ヲ) 健 康 狀 態 その子供が現在健康であるか否かを記入して下さい。若し健康でない場合は否に○をつけその病名を記入し、弱いなら否に○をつけ弱と書いて下さい。

(ク) 經 過 疾 病 この子供が生後より現在までかゝつた重なる病名を書いて下さい。例へば、はしか、百日咳、チフスリヤ、水痘、肺炎等、なければなし、ある時は病名とその時の數へ年を記入して下さい。

(カ) 死 亡 日 時、死 因、死 亡 場 所 不幸子供が死亡した場合はその年月、死んだ場所の縣名、死因を記入して下さい。死因は精氣の時病名、變死、負傷などの場合はその旨をなるべく詳しく書いて下さい。

昭和十五年九月

多產者家系調查要綱

人口問題研究所

多産者家系調査要綱

一 調査目的

本調査ハ多産者ノ家系ヲ調査シ、多産ノ遺傳スルヤ否ヤノ事實ヲ明カニシ以テ人口政策ノ基礎資料ノ一トナスタメ實施スルモノナリ

二 調査客體

昭和十四年五月神奈川縣ニ於テ行ヒタル多産者子女育成功勞褒賞者(現存セル十名以上ノ子女ヲ有スル婦人)九九三名ニ就キ調査ス

三 調査方法

(A) 第一調査

神奈川縣警察部ニ依頼シ前記九九三名ノ婦人ニ別添ノ調査票ヲ配布シ調査事項ヲ記入セシム

調査項目

(一) 夫妻ニ關スル調査事項

- イ、現住所
- ロ、本籍地

ハ、氏名

ニ、職業

ホ、農業ノ場合耕作反數

ヘ、夫妻ノ平均月收

ト、出生年月日

チ、婚姻年月日

リ、初婚再婚ノ別

ヌ、死亡ノ場合ノ年月日

ル、同胞數

(二) 夫妻ノ父母ニ關スル調査事項

イ、夫ノ父母ノ同棲期間

ロ、妻ノ父母ノ同棲期間

(三) 子供ニ關スル調査事項

イ、出生順位

ロ、性別

ハ、出生年月日

ニ、死亡ノ場合ノ年齢（數ヘ年）

ホ、配偶者ノ有無

ヘ、配偶者ノ年齢（數ヘ年）

ト、婚姻年月日

チ、子供ノ數

(四) 夫妻ノ同胞（現在生存シ配偶者ヲ有スル者）ニ關スル調査事項

イ、氏名

ロ、年齢（數ヘ年）

ハ、現住所

(B) 第二調査

前調査ニ於テ住所氏名ヲ記入セシメタル夫妻ノ現存同胞ニ對シ調査票ヲ配布シ次ノ事項ヲ記入セシム

(一) 夫妻ニ關スル事項

イ、氏名

ロ、出生年月日

ハ、婚姻年月日

ニ、配偶者死亡セルモノナルトキハソノ年月日

ホ、初婚再婚ノ別

(二) 子供ニ關スル調査事項

イ、男女別ノ子供數

ロ、右ノ内死亡者ノ數



多産者家系調査票

調査ノ目的

此ノ調査ハ多産ノ遺傳スルモノナリヤ否ヤノ事實ヲ明カニシ我國ノ人口政策ノ基本資料ヲ提供セントスルモノデアリマス

調査日 昭和 年 月 日 厚生省 人口問題研究所

現住所		府 縣 市 郡 區		町 村 大字		番 地		本 籍		府 縣 市 郡 區		町 村 大字		番 地	
夫ノ氏名		出生順位	性別	出生年月日	死亡場合ノ年齢(年)	配偶者有無	配偶者ノ年齢(年)	婚姻年月	子供ノ數(死及ビ死亡者ヲ含ム)	内數ノ有無					
妻ノ氏名		1	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
夫ノ職業		2	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
妻ノ職業		3	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
農作業ノ場合數		4	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
夫ノ平均月收		5	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
夫ノ出生年月	年月日	6	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
妻ノ出生年月	年月日	7	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
夫妻ノ婚姻年月	年月日	8	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
初婚再婚ノ別	夫 初婚 再婚 妻 初婚 再婚	9	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
夫死亡ノ場合	年月日	10	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
妻死亡ノ場合	年月日	11	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
夫ノ同胞數(亡者ヲ含ム)	内死亡者 人	12	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
妻ノ同胞數(亡者ヲ含ム)	内死亡者 人	13	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
(二) 夫妻ノ父母ニ關スル調査事項		14	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
夫ノ父母ノ同棲期間	満 年	15	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
妻ノ父母ノ同棲期間	満 年	16	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
(四) 夫ノ同胞ニ關スル調査事項(現在生存シ配偶者ヲ有スル者ノミ記入スルコト)		17	男女	年月日	歳	有無	歳	年月	人	人					
氏 名	現 住 所	氏 名	現 住 所	氏 名	現 住 所	氏 名	現 住 所	氏 名	現 住 所	氏 名	現 住 所	氏 名	現 住 所	氏 名	現 住 所
府 縣 市 郡 區	町 村 大字	府 縣 市 郡 區	町 村 大字	府 縣 市 郡 區	町 村 大字	府 縣 市 郡 區	町 村 大字	府 縣 市 郡 區	町 村 大字	府 縣 市 郡 區	町 村 大字	府 縣 市 郡 區	町 村 大字	府 縣 市 郡 區	町 村 大字

裏面ノ記入上ノ注意ヲヨク讀ソダ後記入シテ下サ

記入上ノ注意 (イソキ又ハ墨ヅ 書イテ下サイ)

(一) 夫妻ニ關スル調査事項

イ、「職業」ハ出來ルダケ詳シク書イテ下サイ

例ハ「農業」地主、自作、自小作、小作、小作及ビ時々日傭等ノ別、青物

商、魚行商、土木工事請負等

ロ、「農業」場合ハ耕作反數

現在田畑ヲ耕作シテキル場合ハ反未滿ヲ切り捨テ何町何反ト記入シテ下サ

イ

ハ、「夫妻」平均月收

夫妻ノ收入ヲ合計シタ月額平均ノ金額ヲ圓未滿ヲ切り捨テ、書イテ下サイ

ニ、「初婚、再婚」別

初婚者ハ「初婚」「再婚」ニ〇ヲ書イテ下サイ

ホ、「夫ノ同胞數」ハ夫ト同シ父母カラ生レタ兄弟姉妹ヲ全部數ヘテ下サイ

夫自身モ死ソダ者モ(生レテ直グ死ソダ者モ)數ノ中ニ加ヘテ下サイ

父又ハ母ノ異ル同胞、養子等ハ數ヘナイテ下サイ

「妻」ノ同胞數「モ同様」記入シテ下サイ

(二) 夫妻ノ父母ニ關スル調査事項

イ、「夫」ノ父母ノ同様期間

夫ノ父母ガ結婚シテカラ一方ガ死ビシタ時迄ノ年數ヲ書イテ下サイ、兩方

トモ生存シテキル場合ハ結婚シテカラ現在ニ至ル迄ノ年數ヲ記入シテ下サ

イ、又、離婚シタ場合ハ結婚後離婚ノ時ニ至ル迄ノ年數ヲ書イテ下サイ

ロ、「妻」ノ父母ノ同様期間

右ト同様ニ記入シテ下サイ

(三) 子供ニ關スル調査事項

イ、父母ノ間ノ實子全部ニ就テ記入シテ下サイ、生レテ直グ死ソダ子供モ書

イテ下サイ、先妻ノ子、連子、父又ハ母ノ異ル子供ハ書カナイテ下サイ

ロ、男ハ「男」ニ女ハ「女」ニ〇ヲ書イテ下サイ

ハ、子供ノ中テ結婚シタ者ハ「配偶者」ノ有無ノ欄ノ「有」ニ〇ヲ書キマダ結婚

シナイ者ハ「無」ニ〇ヲ書イテ下サイ

ニ、子供ガ結婚シテ子供ヲ産ンデキル場合ハソノ數ヲ書イテ下サイ、生レテ

直グ死ソダ子供モ加ヘテ下サイ

(四) 夫ノ同胞ニ關スル調査事項

夫ノ同胞ノ中テ現ニ生キテキテ而モ配偶ヲ有スル者ニ就テ姓名、年齢(數)

年) 現住所ヲ書イテ下サイ、父又ハ母ノ異ル同胞ハ書カナイテ下サイ

(五) 妻ノ同胞ニ關スル調査事項

右ト同様記入シテ下サイ

昭和十五年十月

初婚者所得調查要綱

厚生省人口問題研究所

初婚者所得調査要綱

一 調査ノ目的

現時ニ於ケル所得ト結婚トノ關係ヲ明カニシ、結婚年齢遲延ノ原因ヲ究明シ、我國人口政策ニ關スル基本資料ノ一タラシメントス

二 調査ノ方法

標本調査ノ方法ニ依リ、主トシテ俸給生活者並ニ工場労働者ノ多數住居セル地域（東京市ノ區）ヲ選定シ、其ノ區内ニ本籍ヲ有シ又ハ寄留セル者ニシテ、婚姻届出ヲ爲シタル場合ニ別添ノ通り、「初婚者所得調査票」ヲ配付シ其ノ記入ヲ依頼ス

但シ右調査票ノ配付ハ當該區役所ニ依頼スルモノトス

三 調査ノ地域

東京市三十五區ノ内本所區、大森區、蒲田區、世田谷區、杉並區及荒川區ノ六區トス

四 調査ノ期間

自昭和十五年十月一日
至昭和十五年十二月卅一日
三ヶ月間

五 調査ノ客體

選定シタル前記各區内ニ本籍ヲ有シ又ハ寄留セル者ニシテ、前項ノ期間内ニ婚姻届出ヲ爲シタル者但シ双方初婚者ニ限ル

六 調査ノ事項

- (一) 住 所
- (二) 夫ノ氏名
- (三) 妻ノ氏名
- (四) 夫ノ出生ノ年月日
- (五) 妻ノ出生ノ年月日
- (六) 夫ノ兄弟姉妹ノ數及順位
- (七) 妻ノ兄弟姉妹ノ數及順位
- (八) 夫ノ出生地

(九) 妻ノ出生地

(十) 結婚年月日

(イ) 實際ノ舉式ノ月日

(ロ) 婚姻届出ノ月日

(十一) 夫ノ教育程度

(十二) 妻ノ教育程度

(十三) 職業

(イ) 夫

(ロ) 妻(現在及結婚前)

(十四) 俸給又ハ賃銀月額(俸給又ハ賃銀以外ノ手當及賞與ノ月割額ヲ含ム)

(イ) 夫

(ロ) 妻

(十五) 其ノ他ノ收入

(イ) 營業收入月額

(十六) 財産收入月額概算

(イ) 父兄等ヨリノ補助月額

(ロ) 其ノ他ノ收入月額

(十七) 結婚ノ爲ニ要シタル費用(自己負擔又ハ自己以外負擔ニ区分ノコト)

(イ) 結納金

(ロ) 結婚式及披露宴ニ要シタル費用

(ハ) 交度費

(ニ) 世帯ヲ持チタル爲ニ要シタル費用

(十八) 住居ノ種類並ニ家賃又ハ室料

(イ) 父兄等ノ世帯ニ同居スルモノ

(ロ) 自己又ハ父兄所有ノ家屋ニ住ムモノ

(ハ) 借家

(ニ) アパート

(ホ) 借間

(ヘ) 其ノ他

(十九) 備考

初婚者所得調査に就てのお願い

今や聖戦三周年を迎へ、我が國は有史以來の大使命たる東亞新秩序建設の大業に邁進しつゝあるのでありますが、此の聖業完遂の爲には人的資源の充實即ち國家發展の基礎たるべき優良な國民を益々増加することが根本的の要件であります。それでは我が國の人口状態はどうであるかと申しますと、出生率に於ては今から凡そ二十年前の大正九年を最高（人口1,000に付36.19）として、それ以來減退の傾向を示してゐるのであります。然し一方に於て死亡率が低下した爲に自然増加は低下を見ずに維持出來たのであります。それが昭和十三年には出生率に於て急激な減少（人口1,000に付26.70）を示したばかりでなく死亡率に於ては前年よりも却つて上昇した結果、自然増加に於て激減を來したのであります。之は假令支那事變の影響と言ふ一時的の現象とは申せ、洵に憂慮すべきことであります。

此の出生率減退の原因に關しましては仔細な研究を必要とするのであります。其の一つの要素は結婚の延期即ち結婚年齢の遅延でありまして、之には又經濟上の問題が關係すると思はれます。そこで今回當研究所に於て東京市の協力を得まして、此の點に關する資料を得て我が國人口政策の樹立に寄與する目的を以て本調査を行ふことになつたのであります。何卒如上の趣旨を御諒承下さいまして本調査の實施に御協力の程を御願ひ致す次第であります。

尚、調査票各欄に夫々該當事項を御記入の上は調査票を御切取になりまして當研究所宛御送付下さる様お願い致します。

昭和十五年十月

厚生省 人口問題研究所

東京市麹町區霞ヶ關三丁目一番地 電話銀座(57) 6510番
6850番



初婚者所得調査票

自昭和十五年十月一日至同年十二月三十一日

1. 住所	道府縣 市 區 町 丁目 番地					
2. 夫の氏名			4. 夫の生年月日	年 月 日		
3. 妻の氏名			5. 妻の生年月日	年 月 日		
6. 夫の兄弟姉妹の数 及 順 位	数	男 人・女 人	8. 夫の出生地			
	順位	男(第 子)				
7. 妻の兄弟姉妹の数 及 順 位	数	男 人・女 人	9. 妻の出生地			
	順位	女(第 子)				
10. 結婚年月日	(1) 年 月 日	昭和 年 月 日	(2) 届出の年月日	昭和 15 年 月 日		
11. 夫の教育程度	無就學	小學校	中等學校	専門學校以上	自分の修業又は卒業した 學校中最高のものに相當 する所に○を附して下さい	
		修 卒	修 卒	修 卒		
12. 妻の教育程度	無就學	小學校	中等學校	専門學校以上		
		修 卒	修 卒	修 卒		
13. 職 業	(1) 夫		(2) 妻		なるべく詳しく記入して下さい 例) 〇〇銀行水店員 △△工場製造者等 記入して下さい	
	現 在		結 婚 前			
14. 俸給又は賃銀月額 (俸給以外の手当及賞與 も月額として加算して下さい)	(1) 夫	國		俸給生活者及賃銀労働者のみ記入して下さい 勤勞により受くる手当、賞與の類も 月額にして月給に相当して記入して下さい		
	(2) 妻	國				
15. 其の他の収入月額	營業収入	財産収入	父兄等より補助	其の他	俸給生活者又は賃銀労働者 でも該當の収入があればその月 額を記入して下さい	
	月	月	月	月		
16. 結婚費用に要したる費用	夫	(1) 結納金	(2) 結婚式及 披露宴の費用	(3) 支度費	(4) 世帯持ち世帯 持ちの費用	計
		自己買捨	國	國	國	國
	自己以外買捨	國	國	國	國	國
	妻	自己買捨	國	國	國	國
自己以外買捨	國	國	國	國	國	國
17. 住居の種類及 家賃又は空料 (空料のみに○を 附して下さい)	(1) 父兄等の世帯 に同居するもの	(2) 自己又は父兄等の 家賃に住むもの	(3) 借 月 家 賃	(4) アパート 月 賃	(5) 借 月 間 賃	(6) 其の他 月 賃
	國	國	國	國	國	國
18. 備 考						

切 取 線

厚生省

人口問題研究所

昭和十五年 月 日 第 號 檢印



初婚者所得調査票

区

自昭和十五年十月一日 至同年十二月三十一日

初婚者所得調査に就てのお願い

今や聖戦三周年を迎へ、我が國は有史以來の大使命たる東亞新秩序建設の大業に邁進しつゝあるのでありますが、此の聖業完遂の爲には人的資源の充實即ち國家發展の基礎たるべき優れた國民を益々増加することが根本の要件であります。それでは我が國の人口状態はどうであるかと申しますと、出生率に於ては今から凡そ二十年前の大正九年を最高（人口1,000に付36.19）として、それ以來減退の傾向を示してゐるのであります。然し一方に於て死亡率が低下した爲に幸に自然増加は低下を見ずに維持出來たのであります。それが昭和十三年には出生率に於て急激な減少（人口1,000に付26.70）を示したばかりでなく死亡率に於ては前年よりも却つて上昇した結果、自然増加に於て激減を來したのであります。之は假令支那事變の影響と謂ふ一時的の現象とは申せ、洵に憂慮すべきことであります。

此の出産力減退の原因に關しましては仔細な研究を必要とするのであります。其の一つの要素は結婚の延期即ち結婚年齢の遅延でありまして、之には又經濟上の問題が關係すると思はれます。そこで今回當研究所に於て東京市の協力を得まして、此の點に關する資料を得て我が國人口政策の樹立に寄與する目的を以て本調査を行ふことになつたのであります。何卒如上の趣旨を御諒承下さいまして本調査の實施に御協力の程を御願ひ致す次第であります。

尚、調査票各欄に夫々該當事項を御記入の上は調査票を御切取になりまして、添附致しました封筒にて當研究所宛御送付下さる様お願ひ致します。

昭和十五年十月

厚生省 人口問題研究所

東京市麹町區霞ヶ關三丁目一番地 電話銀座(57) 6510番 6850番

切取線

1. 住所	道府縣	郡市	區	町	丁目	番地
2. 夫の氏名				4. 夫の生年月日	年	月 日
3. 妻の氏名				5. 妻の生年月日	年	月 日
6. 夫の兄弟姉妹の數及順位	數	男 人、女 人				
	順位	男(第 子) 嗣				
7. 妻の兄弟姉妹の數及順位	數	男 人、女 人				
	順位	女(第 子)				
10. 結婚年月日	學式の年月日	昭和 年 月 日	届出の年月日	昭和 15 年 月 日		
11. 夫の教育程度	無就學	小學校 修 卒	中等學校 修 卒	專門學校以上 修 卒	自分の修業又は卒業した學校中最高のものに相當する所に○を附して下さい。	
12. 妻の教育程度	無就學	小學校 修 卒	中等學校 修 卒	專門學校以上 修 卒		
13. 職業	(イ) 夫	(ロ) 妻	現 在	結 婚 前	なるべく詳しく記入して下さい。例へば○○銀行本店員、△△工場旋盤工の如く記入して下さい。	
14. 俸給又は賃銀月額 (俸給以外の手当及賞與も月割として加算して下さい)	(イ) 夫	(ロ) 妻	圓	俸給生活者及び賃銀労働者のみ記入して下さい。勤勞により受くる手当、賞與の類も月割にして月給に加算して下さい。		
15. 其の他の収入月額	(イ) 營業収入 圓	(ロ) 財産収入 圓	(ハ) 父兄等よりの補助月額 圓	(ニ) 其の他 圓	俸給生活者又は賃銀労働者でも該當の収入あらばその月額を記入して下さい。	
16. 結婚の爲に要したる費用	(イ) 結納金	(ロ) 結婚式及披露宴に要したる費用	(ハ) 支度費	(ニ) 世帯を持ちたる爲に要したる費用	(ホ) 計	
	夫 自己負擔	圓	圓	圓	圓	圓
	夫 自己以外の負擔又は餘出	圓	圓	圓	圓	圓
	妻 自己負擔	圓	圓	圓	圓	圓
妻 自己以外の負擔又は餘出	圓	圓	圓	圓	圓	圓
17. 住居の種類及家賃又は室料 (賃貸の原に○を附して下さい)	(イ) 父兄の世帯に同居するもの	(ロ) 自己又は父兄の家屋に住むもの	(ハ) 借月家額	(ニ) アパート月額	(ホ) 借月間額	(ヘ) 其の他月額
			圓	圓	圓	圓
18. 備考						

別面記載の「記入に就ての注意」並に「記入例」をよく讀んだ上記入して下さい

昭和十五年 月 日 非本第 號 檢印

記入に就ての注意

初婚者所得調査票

区

記入例

自昭和十五年十月一日 至同年十二月三十一日

I 此の調査の目的は所得と結婚との関係を明らかにし、現時に於ける結婚年齢遅延の原因を究明して我が國人口政策に関する基本資料の一たらしめようとするものであります。

II 記入事項は凡て秘秘の取扱をなし、統計作成以外の目的には絶対に使用致しませんから有りの儘を正確に記入して下さい。

III 本調査の対象となるのは昭和十五年十月一日から同年十二月三十一日迄の間に婚姻の届出をした夫妻双方初婚者に限ります。

- 1 住所 現在の住所を記入して下さい。
- 2 夫の氏名・3 妻の氏名 氏名を記入することを避けたい方はこの欄は空欄のまゝでも構いませんが、此の調査は極めて重要な調査でありますからその他の記入事項は正確に記入して下さい。
- 4 夫の生年月日・5 妻の生年月日 生れた年月日不詳の場合には「数へ年」を記入して下さい。
- 6 夫の兄弟姉妹の數及順位・7 妻の兄弟姉妹の數及順位 同一の父母から生れた同胞であれば生存せると、死亡せると、或は同一戸籍内にあると否とを問はず全部數へて記入して下さい。又嗣子の方は嗣の字に○を附し、嗣子でない方は斜線にて消して下さい。
- 例へば夫に現在姉二人(既に嫁ぎ他家へ入籍)、弟三人、妹一人あり、外に數年前死亡せる兄一人あつた場合には、數の欄は「男五人、女三人」と記入し、順位の欄は「次男(第四子)」となり嗣子でありますから◎と記入して下さい。妻に異母姉一人、實弟二人ある場合、數の欄は「男二人、女一人」と記入し異母姉は數へないで下さい。又順位の欄は戸籍上は次女ですから「次女」と記入しますが括弧内は(第一子)とし異母姉は數へないで下さい。
- 8 夫の出生地・9 妻の出生地 道府縣名及郡市町村名を記入して下さい。
- 10 結婚年月日
 - (イ) 學式の年月日 實際に結婚した年月日を記入するのです。
 - (ロ) 届出の年月日 區役所の戸籍係で婚姻の届出を受理した日即ち婚姻届書記載の年月日を記入して下さい。
- 11 夫の教育程度・12 妻の教育程度 自分の修業又は卒業した學校中最高のものに相當する欄に○印を附して下さい。若し現在尙在學中であるならば、その學校に相當する欄に「在學」と記入して下さい。
- 13 職業
 - (イ) 夫 現在の職業を詳しく記入して下さい。
 - (ロ) 妻 現在又は結婚前の職業あらば記入して下さい。
- 14 俸給又は賃銀月額 月額は勤務に依り受くる過去一ヶ年間の總収入の平均月額を算定し圓位未

滿を切捨て記入するのです。俸給又は賃銀以外の手當、賞與の類も月額にしたものを加算して記入して下さい。此の場合も圓位未滿は切捨て下さい。

15 其の他の収入月額 月額は各欄共前項と同様過去一ヶ年間の總収入の平均月額を算定して記入して下さい。

16 結婚の爲に要したる費用 此の欄には結婚の爲に要した費用を夫及妻に就て夫々自己負擔又は自己以外の負擔に區分し記入するのですが、平素の生活費と明かに區分し得ないものは書くには及びません。

「自己負擔」とは自分で稼いで結婚の爲の費用に充てた場合であり、「自己以外の負擔又は齎出」とは父兄其の他親族、先輩又は自分の勤務してゐる會社、工場等で結婚の爲に要した費用を負擔又は齎出した場合であります。

(イ) 結納金 普通婚姻の場合には夫の欄に、婿養子婚姻又は入夫婚姻の場合は妻の欄にその金額を記入して下さい。

(ロ) 結婚式及披露宴に要したる費用 結婚式及披露宴に直接要した費用の合計額を記入して下さい。式服を作つた費用はこゝには入りませんが若し衣裳屋等から當日借りてその借賃を支拂つた場合にはこゝに入ります。

(ハ) 支度費 舉式する爲に紋付、袴、モーニング其の他式服を調製し、洋服、洋傘等を購入した場合の費用は此の欄に記入して下さい。媒酌人への謝禮金も此の欄に加算して記入して下さい。所謂持參金は記入を要しませんが、結婚の爲の調度品を購入する代りに之に充つべき金額を現金又は預金として娘に持たせて嫁入させた場合には此の金額を妻の欄に記入して下さい。

(ニ) 世帯を持ちたる爲特に要したる費用 例へば勝手用及來客用調度品等購入費又は借家する爲の敷金等は此の欄に記入して下さい。従つて結婚しても父兄等の世帯に同居する場合には原則として此の欄の記入事項はないわけです。

17 住居の種類及家賃又は室料 此の欄には結婚した後の夫妻の住居の種類に就いて記入するので、該當の欄に○印を附して下さい。

家賃又は室料は月額を記入して下さい。アパート等にて室料の外に瓦斯代、電燈料、雜費等を毎月定額にて支拂ふ場合には「(ハ)其他」の欄にその月額を記入して下さい。

18 備考 以上の各欄にて記入した事項で尙説明を要すること又はお氣付の點がありましたら此の欄に記入して下さい。

尙、記入の必要のない欄は斜線を引いて下さい。

1. 住所	東京 道府縣 東京 郡市 大森 區 上池上 町 小池 丁目 71 番地					
2. 夫の氏名	丸山 重夫	4. 夫の生年月日	大正 3 年 9 月 18 日			
3. 妻の氏名	丸山 英子	5. 妻の生年月日	大正 7 年 5 月 27 日			
6. 夫の兄弟姉妹の數及順位	數 男 5 人、女 3 人 順位 次男(第 4 子) ◎	8. 夫の出生地	神奈川縣横濱市中區			
7. 妻の兄弟姉妹の數及順位	數 男 2 人、女 1 人 順位 次女(第 1 子)	9. 妻の出生地	静岡縣志太郡藤枝町			
10. 結婚年月日	(イ) 學式の年月日 昭和 15 年 6 月 10 日 (ロ) 届出の年月日 昭和 15 年 10 月 2 日					
11. 夫の教育程度	無就學	小學校 修 卒 中等學校 修 卒 專門學校以上 修 ◎	自分の修業又は卒業した學校中最高のものに相當する所に○を附して下さい。			
12. 妻の教育程度	無就學	小學校 修 卒 中等學校 修 ◎ 專門學校以上 修 卒				
13. 職業	(イ) 夫 中野運輸會社 經理部 職員 (ロ) 妻 松尾商事會社 營業部 職員	現在 結婚前	なるべく詳しく記入して下さい。例へば○○銀行本店員、△△工場旋盤工の如く記入して下さい。			
14. 俸給又は賃銀月額	(イ) 夫 135 圓 (ロ) 妻	俸給生活者及び賃銀労働者のみ記入して下さい。勤務により受くる手當、賞與の類も月割にして月給に加算して記入して下さい。				
15. 其の他の収入月額	(イ) 營業収入 圓 (ロ) 財産収入 圓 (ハ) 父兄等よりの補助月額 圓 (ニ) 其他 圓	俸給生活者又は賃銀労働者でも該當の収入あらばその月額を記入して下さい。				
16. 結婚の爲に要したる費用	(イ) 結納金	(ロ) 結婚式及披露宴に要したる費用	(ハ) 支度費	(ニ) 世帯を持ちたる爲特に要したる費用	(ホ) 計	
	夫 自己負擔	圓	100 圓	120 圓	30 圓	250 圓
	夫 自己以外の負擔又は齎出	100 圓	165 圓	100 圓	80 圓	445 圓
	妻 自己負擔	圓	圓	200 圓	圓	200 圓
妻 自己以外の負擔又は齎出	圓	70 圓	250 圓	180 圓	500 圓	
17. 住居の種類及家賃又は室料(該當の所に○を附して下さい)	(イ) 父兄の世帯に同居するもの	(ロ) 自己又は父兄の家屋に住むもの	(ハ) 借家月額	(ニ) アパート月額	(ホ) 借家月額	(ヘ) 其他月額
			28 圓	圓	圓	圓
18. 備考						

昭和十五年 月 日 非本第 號 檢印

昭和十五年九月

人口問題研究所調查指定村設定要綱

人口問題研究所

人口問題研究所調査指定村設定要綱

一 調査指定村設定ノ目的

我國農村ノ社會生物學的實情ヲ知り農村ニ於ケル諸種ノ人口問題ニ關スル基礎資料ヲ得ンガ爲ニハ一定ノ村ニツキ相當長期間ニ涉リ研究所員自ラ精密ナル臨地的調査ヲ行ヒ深く探究スルヲ要ス、斯カル目的ノ爲調査指定村ヲ設定セントスルモノナリ

二 調査指定村ニ於テ實施スベキ調査事項

(一) 基礎資料ノ蒐集整理

- イ、村内人口ノ個票作成
- ロ、現住人口動態簿ノ作成
- ハ、家系調査票ノ作成

(二) 事變ノ人口ニ及ボシタル影響ニ關スル調査

- イ、出生率及ビ死亡率ノ變化ノ調査
- ロ、村民一般ノ健康狀態ノ變化ノ調査
- ハ、人口ノ地域及職業的變化ノ調査

ニ、出稼歸郷者ノ健康調査

(三) 出産力ニ關スル調査

- イ、社會階級別出産力調査
- ロ、結婚難ノ原因調査
- ハ、不妊、死流産ノ原因調査
- ニ、産兒制限調査

(四) 死亡ニ關スル調査

- イ、死因調査 職業及住居ノ關係
- ロ、乳幼兒死因調査
- ハ、社會階級別死亡調査
- ニ、母性死亡原因調査

(五) 人口ノ體力ニ關スル調査

- イ、村民一般ノ健康調査
- 特ニ結核、性病ニ關スル調査
- ロ、青少年乳幼兒ノ體力、精神力検査及ビ發育検査
- ハ、社會的諸因子ノ村民殊ニ青少年乳幼兒ノ體力精神力ニ及ボス

影響ニ關スル調査

(六)人口ノ質ニ關スル調査

イ、家系調査

ロ、兩親ノ體格智能ト兒童ノ體力智能トノ相關ニ就テノ調査

ハ、兩親ノ年齢、家庭ノ生活程度、兄弟ノ數及順位、等ト兒童ノ

體力智能トノ關係調査

三 調査方法

(一)現住人口動態簿ノ作成整理

現住人口動態調査ニ要スル個票ヲ印刷シ之ヲ村民ニ配布シ記入ノ上蒐集ス。研究所員ハ右個票ヲ整理シ現住人口動態簿ヲ作成ス

(二)本籍人口ニシテ他府縣、他町村ニ在住スル者ニ關スル調査本籍人

ロニシテ他府縣、他町村ニ在住スル者ニ就テハ出寄留簿ヲ参照シ更ニ村當局ノ助力ヲ得テ其ノ現住所ヲ知り之ニ當テ、必要ナル調査事項ヲ印刷セル調査票ヲ配布シ蒐集整理ス

(三)家系調査

戶籍簿、除籍簿ニ基キ村當局及ビ村ノ古老ノ助力ヲ得テ村民ノ家

系調査ヲ行フ

(四)事變ノ人口ニ及ボシタル影響ノ調査

イ、村ノ既存資料ヲ基礎トシ、出生率、死亡率ノ變化ニ關スル調査ヲ行フ

ロ、一及ビニニ基キ人口ノ地域及職業的變化ノ調査ヲ行ヒ更ニ將來ノ移動變化ニ就テハ村當局及ビ區長ノ援助ヲ得テ之ヲ知り右調査ヲ補足ス

(五)出産力調査

イ、出産力ニ關スル調査票ヲ村民ニ配布蒐集シ所員之ヲ整理ス
ロ、不妊、死産調査

右出産力調査ト同時ニ行フ

(六)死亡ニ關スル調査

死亡診斷書等ノ既存資料ヲ整理分類シ疑問アルモノニ就テハ所員自ラ個別訪問シテ調査ス

(七)村民一般ノ健康、體力ニ關スル調査

區又ハ部落毎ニ時々村民ノ健康診斷、體力検査ヲ行フ

昭和十五年十一月

人口問題研究所調査指定村ニ於ケル家系調査要綱

人口問題研究所

人口問題研究所調査指定村ニ於ケル家系調査要綱

一 本調査ハ調査指定村タル埼玉縣入間郡東吾野村及千葉縣東葛飾郡梅郷村ノ現住人口ニツキ實施ス。

調査戸數 東吾野村約四五〇戸 梅郷村約六八〇戸

合計 約一、一三〇戸

右現住人口調査ニ際シ必要アル場合（例ヘバ配偶者實家ノ家系調査）ハ他町村又ハ他府縣ニ在住スル家系モ調査スルコトアリ。

ニ 本調査ハ原則トシテ本研究ノ職員自ラ之ニ當ルモノトス。

三 本調査ハ昭和十五年十一月ヨリ向フ一ケ年間ニ涉リ繼續實施ス。

四 本調査ハ社會生物學的見地特ニ遺傳生物學並ニ環境衛生學ノ立場ヨリ村民ノ家系ヲ能フ限リ深ク且廣ク詳細ニ探究ス。

五 調査實施方法

イ、先ヅ戸籍簿及ビ除籍簿ニツキ家系構成人員ノ氏名ヲ列舉シ其ノ出生。死亡。婚姻。分家。嫁入。養子。家督相續等ノ年月日ヲ調

査ス。

ロ、右ニ基キ村民ノ住家ヲ夫々訪問シ家系構成人員ノ健康狀態、死亡原因、出產狀況、死流產、精神機能等ヲ詳細ニ調査觀察シ更ニ生活狀態、職業、家屋構造等環境衛生學的狀況ヲ記錄ス。

家系構成人員調査ノ順序及ビ範圍次ノ如シ

(1) 戸主

(2) 配偶者

(3) 子供

(4) 子供ノ配偶者

(5) 子供ノ配偶者ノ兩親及ビ兄弟姉妹

(6) 孫

(7) 孫ノ配偶者及ビ孫ノ兩親、兄弟姉妹

(8) 曾孫及ビ孫ノ子孫並ニ系累

(9) 戸主家系

ノ、兩親

2、同胞及ビ其ノ配偶者

3、甥姪及ビソノ系累子孫

4、父方祖父母

5、父方伯叔父母

6、父方從兄弟姉妹及ビソノ子孫

7、父方曾祖父母

8、父方曾祖父母ノ兄弟姉妹及ビソノ子孫

9、母方祖父母

10、母方伯叔父母

11、母方從兄弟姉妹及ビソノ子孫

12、母方曾祖父母

13、母方曾祖父母ノ兄弟姉妹及ビソノ子孫

14、父方及ビ母方ノ高祖父母

(10) 配偶者家系

(9) ト同様ノ順序並ニ範圍

(11) 前記以外ノ範圍モ出來得ル限り深ク探究ス

ハ、部落ノ古老ニ各家系ノ特徴ヲ尋ネ前記調査ヲ補足ス

六 調査ニ際シ特ニ注意ヲ要スル事項左ノ如シ

イ、結 核

ロ、死流産、早産、難産

ハ、死亡者ノ死亡原因並ニ死亡ニ至ル迄ノ状態、疾病ニヨルトキハ

ソノ經過及ビ職業其ノ他環境トノ關係

ニ、現存セル者ノ健康状態、既往歴、疾病ヲ有スル者ニ就テハソノ

經過及ビ職業其他環境トノ關係

ホ、精神機能ニツイテハ次ノ點ヲ注意スベシ

(1) 智能ノ程度

極優秀、優良、普通、低能（白痴。痴愚。魯鈍）

脳膜炎、頭部外傷ノアリシモノハソノ當時ノ年齢及程度

(2) 性 格

快活、憂鬱、厭世、臆病、涙脆シ、不機嫌、移リ氣、神經過敏、
内氣、無頓着、冷淡、殘酷、無慈悲、怒リ易シ、執拗、剛情、
横着、温順、多辯、落着ナシ、性急、機敏、勤勉、熱心、果斷、
勇敢、無口、人嫌ヒ、鈍重、不精、倦中易シ、放縱、放埒、浪

費、放蕩、正業ニ付カズ、愚圖、忍耐強シ、几帳面、緻密、潔癖、吝嗇、社交的、親分肌、投機的、多趣味、素直、才人好シ、無愛想、無趣味、施毛曲、突飛、反抗的、利己的、我儘、傲慢、粗暴、喧嘩好キ、引込思案、迷信的、狂信的、保守的、煽動的、暗示ヲ受ケ易シ、嫉妬深シ、猜疑、ヒステリー性性格、正直、不正直、嘘ツキ、眞面目、不眞面目、狡猾、如才ナシ、常識アリ、常識ナシ、性的異常、好色、大酒、酒亂、犯罪行爲（種類及刑）、不良行爲

(3) 精神異常

精神病、癩、瘰癧、慢性アルコール中毒

へ、其他ノ異常又ハ特徴

盲、聾啞、畸形（先天性、後天性ノ別）等

ト、學歷、學校ニ於ケル成績（優良、可良、中等、不良、落第回數等）チ、職業 通勤スル者ハ勤務先ノ種類

過去ノ職業、轉職ノ理由

リ、飲酒量、喫煙量、其他ノ嗜好

附 記

西野研究官ハ本研究所調査指定村ニ於ケル本調査ト別個ニ愛育會指定村タル神奈川縣中郡高部屋村（戸數約六五〇戸）及ビ埼玉縣南埼玉郡日勝村（戸數約九〇〇戸）ニツキ費用別途ヲ以テ本調査ト同様ノ調査ヲ實施スル見込ナリ。

No. _____

父 系

母 系

秘

家系調査票

(戸主家系)

本籍	戸主氏名
市縣府	
區郡	
村大字	生年 月日主
番地	
現住所	年 月 日
市縣府	戸主ノ職業
區郡	
村大字	
番地	

IV
III
II
I
O
I
II
III
IV

人口問題研究所
昭和 年 月 日調査

調査者

父 系

母 系

家系調査票

(配偶者家系)

IV	
III	
II	
I	
O	
I'	
II'	
III'	
IV'	

實家本籍	戸主氏名	配偶者實家
市縣府		
區郡		
村大字		
生年	實家戸主	
番地	年月日	
現住所	年	
市縣府	月	
區郡	日	
村大字	實家戸主職業	
番地		

No.

健康診斷票

世帯番號

人口問題研究所

住所大字	番地	姓名	男・女	職業
生年月日	年 月 日	滿齡	年 月	檢查日
				第一回 月 日
				第二回 月 日
生活歴				
家族歴				
既往歴				
所見				
体温	℃	脈膊	血壓	
ツ皮内反應 (48時)		赤沈 ()		30分 1時 2時
梅毒血清反應		寄生蟲卵		
備考				

昭和十六年三月

人口問題研究所要覽

人口問題研究所

人口問題研究所要覽

目次

- 一 人口問題研究所官制 (昭和十四年勅令第六百三號) 一
 - 二 人口問題研究所事務分掌規程 (昭和十四年八月二十五日
厚生省訓令第三百六十四號) 二
 - 三 人口問題研究所長職務規程 (昭和十四年九月二十八日
厚生省訓令第十五號) 二
 - 四 人口問題研究所事務分掌規程細則 (昭和十四年十月十八日
人口問題研究所何定) 三
 - 五 人口問題研究所ニ於テ直ニ調査研究ニ着手スベキ主要調査研究事項 (昭和十四年十一月十五日
人口問題研究所決定) 六
- 附 錄
- 一 人口問題研究所職員住所氏名 一五
 - 二 人口問題研究所參與住所氏名 一六

人口問題研究所官制 (昭和十四年勅令第六百三號)

沿革 昭和十五年勅令八百二號改正 (昭和十五年十一月二十六日公布)

第一條 人口問題研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題ノ調査研究ヲ掌ル

第二條 人口問題研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長		
研究官	專任	十一人
研究官補	專任	十四人
書記	專任	三人
		兼任

所長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 人口問題研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第四條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第五條 所長ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ受ケ所務ヲ掌理ス

第六條 研究官及研究官補へ上官ノ命ヲ承ケ調査研究ヲ掌ル
第七條 書記へ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令へ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(註 昭和十四年八月二十五日公布)

人口問題研究所事務分掌規程 (昭和十四年八月二十五日)
(厚生省訓令第三百六十四號)

- 第一條 人口問題研究所ニ企畫部及調査部ヲ置ク
- 第二條 企畫部ニ於テハ企畫、連絡、庶務及他部ニ屬セザル事項ヲ掌ル
- 第三條 調査部ニ於テハ人口及民族ニ關スル調査研究ヲ掌ル

人口問題研究所長職務規程 (昭和十四年九月二十八日)
(厚生省訓令第十五號)

- 第一條 所長ハ判任官、囑託ノ進退賞罰ヲ厚生大臣ニ具狀ス
- 第二條 左ノ事項ハ所長之ヲ專行ス
 - 一 職員ノ職務擔任ニ關スル事項
 - 二 雇員及傭人ノ進退給與ニ關スル事項
 - 三 職員ノ内國出張ニ關スル事項但シ所長ノ出張ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 四 職員ノ除服出仕及請假ニ關スル事項
- 第三條 所長ハ前年度中ニ於ケル事務成績ヲ毎年五月末日迄ニ厚生大臣ニ報告スベシ但シ臨時必要ト認ムル事項ハ其ノ都度報告スベシ

人口問題研究所事務分掌規程細則 (昭和十四年十月十八日)
(人口問題研究所併定)

企 畫 部

庶 務 班

- 一、機密ニ關スル事項
- 一、人事ニ關スル事項
- 一、官印ノ管守ニ關スル事項
- 一、文書ノ受授發送並ニ編纂保存ニ關スル事項
- 一、會計ニ關スル事項
- 一、所内取締ニ關スル事項
- 一、他ノ主管ニ屬セザル事項

企 畫 班

- 一、調査研究ノ統轄ニ關スル事項
- 一、調査研究ノ企畫ニ關スル事項

- 一、調查研究資料ノ蒐集整理及編成ニ關スル事項
- 一、調查研究ノ連絡ニ關スル事項

調查部

第一班

- 一、人口理論ニ關スル調査研究事項
- 一、人口史ニ關スル調査研究事項
- 一、人口政策ニ關スル調査研究事項
- 一、人口ニ關スル統計學的調査研究事項
- 一、外國ノ人口事情及政策ニ關スル調査研究事項
- 一、其ノ他、他ノ主管ニ屬セザル人口問題ニ關スル一般的調査研究事項

第二班

- 一、民族及人種理論ニ關スル調査研究事項
- 一、民族及人種ニ關スル歴史的調査研究事項
- 一、民族政策ニ關スル調査研究事項
- 一、民族、人種ノ特質ニ關スル社會科學的調査研究事項
- 一、民族、人種ニ關スル自然科學的調査研究事項

第三班

- 一、人口問題ニ關スル社會科學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル經濟學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル社會政策學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル地理學的調査研究事項

第四班

- 一、人口問題ニ關スル社會生物學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル社會基礎醫學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル社會臨床醫學的調査研究事項
- 一、人口問題ニ關スル民族衛生學的調査研究事項

(參考)

研究官配置一覽

企書部	部長	北岡	研究官
庶務班		根村	研究官
企書班		館	研究官
調查部	部長	中川	研究官
第一班		岡崎	研究官
			五

第四班	(兼)	青木	研究官
第三班	(兼)	西野	研究官
	(休)	左右田	研究官
	(兼)	關山	研究官
第二班	(兼)	小山	研究官
	(兼)	友安	研究官

六

人口問題研究所ニ於テ直チニ調査研究ニ着手スベキ主要調査研究事項 (昭和十四年十一月十五日決定)

第一 事變ノ人口現象ニ及ボシタル影響ニ關スル研究

- 一、量的影響ニ關スル研究
 - (一) 人口動態ニ關スル研究
 - (1) 自然的動態
 - (2) 社會的動態
 - (二) 人口靜態ニ關スル研究



- (1) 人口分布及其ノ變化 (都市集中)
 - (2) 體性別、年齡別人口構成及其ノ變化 (勞働人口ニ重點ヲ置ク)
 - (3) 配偶關係別構成及其ノ變化 (出生ニ對スル影響ヲ中心トス)
 - (4) 職業別、産業別人口構成及其ノ變化 (工業化及農業人口ニ關スル事項ニ重點ヲ置ク)
- 二、質的影響ニ關スル研究 (社會衛生學的研究)
- (一) 體力 (精神能力、身體能力)
 - (二) 疾病 (結核、花柳病、精神病等ニ重點ヲ置ク)
 - (三) 優生學的影響
 - (四) 其ノ他
- 三、社會的經濟的變化ノ人口現象ニ及ボスベキ影響ニ關スル研究
- (一) 勞働狀況ノ變化
 - (二) 國民生活ノ變化

第二 出生増加方策ニ關スル研究

- 一、基本的研究
 - (一) 出生率低下現象ノ多面的觀察
 - (1) 一般出生率ノ觀察

(2) 差別出生率ノ觀察

- イ 出生速度
 - ロ 年齢別出生率
 - ハ 職業別出生率
 - ニ 所得階級別出生率
 - ホ 教育程度別出生率
 - ヘ 地域別出生率
 - ト 質ノ差異ニヨル出生率
 - チ 其ノ他
- (二) 出生率低下原因ノ究明
- (1) 婚姻及配偶關係ニ關スル研究
- イ 婚姻數並婚姻率
 - ロ 婚姻年齢
 - ハ 有配偶者數並有配偶率
 - ニ 配偶關係繼續期間
 - ホ 離婚數並離婚率
 - ヘ 配偶關係繼續期間別離婚

ト 死 別

- (2) 産兒制限ノ傳播及墮胎ニ關スル研究
- イ 思想、知識ノ傳播狀況
 - ロ 實行狀況
 - ハ 動 機
 - ニ 手段及效果
- (3) 不妊ノ原因ニ關スル社會衛生學的研究
- イ 疾 病
 - ロ 民 族 毒 (酒精、微毒、麻藥)
 - ハ 民族的妊孕能力
 - ニ 其ノ他社會婦人科學的原因
- (4) 母性死亡ニ關スル研究
- (5) 胎兒死亡ニ關スル研究
- (6) 出生率低下現象ノ社會的經濟的背景ニ關スル研究
- イ 思 想
 - ロ 社會關係
 - ハ 經濟關係

ニ 法 制
ホ 宗 教
ヘ 其 ノ 他

二、政策ニ關スル研究

- (一) 婚姻獎勵政策
- (二) 出生獎勵政策
- (三) 母性保護政策
- (四) 早死流産防止政策

第三 死亡減少方策ニ關スル研究

一、基本的研究

- (一) 死亡率ノ多面的觀察
 - (1) 一般死亡率ノ觀察
 - (2) 差別死亡率ノ觀察
 - イ 體性別、年齢別死亡率
 - ロ 職業別死亡率
 - ハ 所得階級別死亡率

ニ 教育程度別死亡率
ホ 地域別死亡率
ヘ 其 ノ 他

(二) 死亡ノ原因及疾病ニ關スル研究

- (1) 死因及疾病ニ關スル一般的研究
- (2) 乳幼兒ノ死因ニ關スル研究
 - イ 先天性弱質
 - ロ 消化器疾患
 - ハ 呼吸器疾患
 - ニ 其 ノ 他

(3) 乳幼兒ノ健康ニ關スル研究

(4) 結 核

二、政策ニ關スル研究

- (一) 乳幼兒死亡率ノ低下政策
- (二) 結核死亡率ノ低下政策
- (三) 國民ノ榮養増進政策

(四) 體力向上政策

第四 社會的環境ト人口ノ質ニ關スル研究

- 一、兩親ノ質ト人口ノ質ニ關スル研究
- 二、兩親ノ所得別、職業別、教育程度別兒童ノ質
- 三、家族數(同胞數)別兒童ノ質
- 四、地域別人口ノ質
- 五、私生兒ノ質

第五 人口收容力ニ關スル研究

(産業構造ノ變化ト人口增加トノ關係ニ關スル研究)

一、内地

農業、工業、商業等

二、朝鮮、臺灣及南洋

三、大陸及其ノ他

第六 近住民族及在外邦人ノ人口現象ニ關スル研究

第七 外國人口現象及人口政策ノ調査

一、人口現象ノ調査

二、人口問題ノ研究及學說紹介

三、人口政策ノ調査研究及紹介

以上ノ諸研究ヲ達成スル爲既存ノ關係諸機關ト緊密ナル連絡ヲ圖ルト共ニ諸種ノ實地調査ヲモ行フ
近ク標本の出産力調査ヲ行フ豫定

人口問題研究所職員住所氏名

所長(兼)厚生次官

研究官

兒玉政介

澁谷、幡ヶ谷本三ノ三六七

(電 四 谷 7881)

三等級 企 畫 部 長 從四勳三 北岡壽逸

澁橋、下落合二ノ八一七ノ五

(電 落合長崎 3643)

三等級 調 査 部 長 正五勳六 中川友長

澁谷、代々木大山一、〇五九

(電 四 谷 7755)

三等級 厚 生 技 師 正五勳六 岡崎文規

大森、久ヶ原九一

(電 池 上 804)

四等(兼) 同 西野陸夫

大森、上池上八九〇

五等(兼) 同 青木延春

中野、鷺ノ宮二ノ八八一

五等(兼) 内閣統計局統計官 友安亮一

世田谷、太子堂三〇八

六等五級 正 七 小山榮三

澁谷、八幡通二ノ二七

(電 澁 谷 462318)

六等八級(休) 正 七 左右田武夫

横濱、磯子、森三、〇二〇

六等六級 正 七 館 稔

世田谷、代田一ノ三六九

(電 世田谷 3893)

六等七級 正 七 關山直太郎

大森、北千束六八一

七等九級 從 七 根村當三郎

杉並、和泉二八五

(電 松 澤 4103)

研究官補

横 田 年

阿杉並、佐ヶ谷五ノ五九

書記

- 笠間尙武 神奈川、中郡、二宮一八五
- 北山正邦 豊島、池袋三ノ一、六三〇
- 島村俊彦 杉並、荻窪三ノ一九八
- 雪山慶正 杉並、方南四二三 第一信陽莊
- 柴田徹 世田谷、下代田一九八 松波方
- 上田正夫 目黒、緑ヶ丘二、九九一
- 兒山千秋 中野、大和一四三
- 窪田嘉彰 板橋、板橋三ノ二三一 伊集院方
- 松尾定俊 荒川、日暮里二ノ一、七七一 同潤會三輪アパート四三
- 信國西尾 荏原、戸越一、一七四
- 遠山民次郎 麻布、笹笥八
- 中野博司 本郷、湯島四ノ一三 梅澤方

人口問題研究所參與住所氏名

- 内閣統計局長 川島孝彦 豊島、椎名一ノ一、八七〇 (電大 塚⁽³⁵⁾三七二〇)
- 企畫院部長 中島清二 澁谷、代々木、富ヶ谷一、四九四 (電澁 谷⁽⁴⁵⁾三〇五〇)

- 興亞院部長 鈴木貞一 澁谷、美竹、五 (電青 山⁽³⁵⁾〇二〇五)
- 内務省計畫局長 藤岡長敏 澁谷、宇田川七一 (電澁 谷⁽⁴⁵⁾二三三〇)
- (陸軍省兵務局長) 田中隆吉 牛込、市ヶ谷谷町五五 (電四 谷⁽³⁵⁾一一八五)
- (海軍省人事局長) 中原義正 大森、久ヶ原八五六 (電池 上 四九六)
- 文部省普通學務局長 中野善敦 麴町、麴二ノ一〇ノ四 (電九 段⁽³³⁾〇三八二)
- 農林省總務局長 周東英雄 大森、馬込、西四ノ二八四〇 (電大 森⁽⁴⁵⁾五九九五)
- 商工省總務局長 椎名悦三郎 赤坂、青山高樹一、二一五 (電青 山⁽³⁵⁾五〇五六)
- 拓務省拓南局長 森部隆 杉並、天沼一ノ五二 (電荻 窪 五二八〇)
- 厚生省豫防局長 高野六郎 四谷、南寺二三 (電四 谷⁽³⁵⁾三〇五二)
- 厚生省衛生局長 加藤於菟丸 世田ヶ谷、玉川奥澤二ノ六七四 (電田園調布 三七七一)
- 厚生省労働局長 持永義夫 荏原、中延一、〇五九 (電荏 原⁽⁴⁵⁾七六〇〇)
- 厚生省體力局長 佐々木芳遠 小石川、原九三 (電大 塚⁽³⁵⁾七七八一)
- 厚生省社會局長 熊谷憲一 杉並、井荻一ノ八三 (電荻 窪 五〇二三)
- 厚生省職業局長 内藤寛一 目黒、大岡山二、二三二 (電荏 原⁽⁴⁵⁾六二五三)
- 厚生省書記官 青木秀夫 小石川、白山御殿一二四 (電小石川⁽³⁵⁾五六〇五)
- 厚生科學研究所技師 林春雄 大森、田園調布三ノ一二七 (電田園調布 二二五三)
- 正三位勳一等(旭) 下條康麿 麴町、六番、七ノ一 (電九 段⁽³³⁾一八八〇)

從二位 勳一等(旭)
 從四位 勳三等
 正五位 勳四等
 從三位 勳二等
 從四位 勳四等

關屋貞三郎	勳町、紀尾井三	(電 九 段 ⁽³³⁾ 二二九〇)
那須 皓	世田ヶ谷、世田ヶ谷四ノ四一五	(電 世田谷 三八三六)
古屋芳雄	淀橋、下落合四ノ二ノ一一三	(電 落合長崎 二一六三)
下村 宏	大森、田園調布三ノ二二	(電 田園調布 三四〇〇)
永井 亨	杉並、井荻三ノ四三	(電 荻 窪 三八一九)
井上雅二	豊島、目白三ノ三、五五三ノ一	(電 大 塚 ⁽⁸⁾ 三六一七)
暉峻義等	世田ヶ谷、北澤二ノ一六三	(電 世田ヶ谷 二三一六)

東京市麴町區霞ヶ關三丁目一番地

人 口 問 題 研 究 所

電話銀座 57
 三六六
 六八五
 六五一
 八〇〇

人口問題資料 第一輯

我が國人口問題概要

人口問題研究所

我が國人口問題概要

「人口政策確立要綱」には、出生増加、死亡減少および資質増強の三方策が掲げられてゐるが、特に「人口ノ増加ハ永遠ノ發展ヲ確保スルタメ、出生ノ増加ヲ基調トスルモノトシ、併セテ死亡ノ減少ヲ圖ルモノトス」と指示してゐるのであつて、人口の増加に關し、死亡減少策はもとより等閑視すべきではないが、しかし出生増加策がその中心目標となつてゐる點を見逃してはならない。

物資の不足勝ちなこの非常時局において、出生増加策を積極的に實施することは、國民の經濟生活を一層重壓することになるから、差當り死亡率の低下を圖ることをもつて満足すべきではないかと考へてゐる人々に取つては、出生増加策をその中心目標とする「人口政策確立要綱」の計畫はあまりにも無謀ではないかとの感を與へるにちがひない。

なるほど、わが國の死亡率は、近年、低下の傾向を辿つてはゐるが、しかし歐米諸國の死亡率に比較すれば、遙かに高い。例へば昭和十二年の死亡率は、ドイツの一一・七、イタリアの一四・二、フランスの一五・〇、イギリスの一二・四、アメリカの一・二に對して、わが國においては一七・〇の高率に達してゐる。この事實に基いて、現に低下しつつある出生率は自然のままに放任するとしても、死亡率を一層低下させることに成功すれば、自然増加率の低減を阻止することはあながち困難ではなからうと考へる人があるかも知れない。しかし問題はしかく

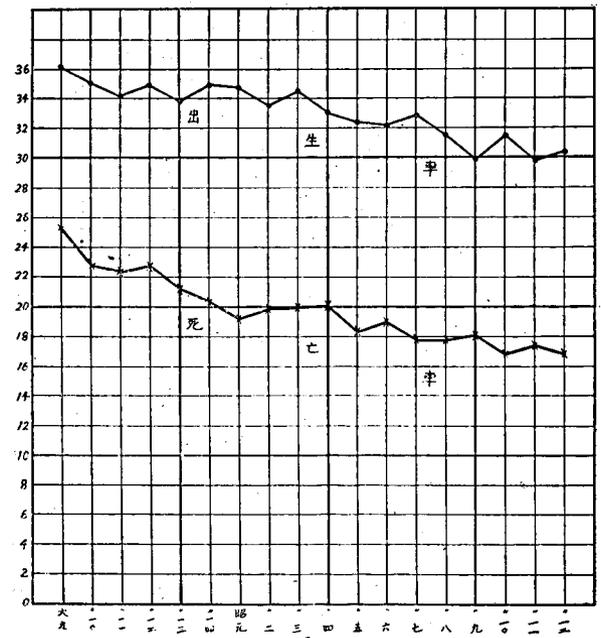
簡單ではない。

いま、昭和十年における人口動態を見るに、出生数は二百十九萬七百四、死亡数は百十六萬一千九百三十六、自然増加數（出生數より死亡數を差引きたるもの）は百二萬八千七百六十八である。そして昭和十年における人口總數は六千九百二十五萬四千四百四十八であるから、人口千に付き出生率は三一・六三、死亡率は一六・七八、自然増加率は一四・八五である。然るに昭和十三年における人口總數は七千二百二十二萬二千七百であり、出生数は百九十二萬八千三百二十一であるから、出生率は二六・七〇に低下してゐる。もし昭和十年と同一の自然増加率一四・八五を維持せんとすれば、自然増加數は百七萬二千五百七でなければならぬから、死亡數は出生數と所要の自然増加數との差八十五萬五千八百十四に引下げる必要がある。この死亡率は一・八五に當るが、一六・七八の死亡率を僅か三年間でこゝまで引下げることは決して容易ではない。更に幾年かを經過して、出生率が二〇・〇に低下したと假定しよう。もし一四・八五の自然増加率を維持せんとすれば、死亡率を五・一五に引下げなければならぬ。しかし死亡率を五・一五に引下げることが全く不可能であるといつてよい。現在、最も低いとされてゐるニュージーランドの死亡率でさへ九・七であつて、かかる低き死亡率はまだわれわれの經驗にはなきものである。

なほこゝに注意しておきたい問題がある。出生率が低下の傾向にあつて、死亡危険の少き青壯年階級の總人口に對する割合が比較的に増大しつつある場合には、その政策にして適正であるなれば、死亡率は容易に低減するであらうが、ある期間を經過して、死亡危険の多き老年階級の總人口に對する割合が比較的に増大し來たるにおいては、死亡率は再び上昇せざるを得ないのである。故に人口の年齢構成の推移を考慮に入れるならば、最初のある期間内においては、出生率の減退を、死亡率の低減でもつて償ひ得るであらうが、やがて死亡危険の多き老年階級の

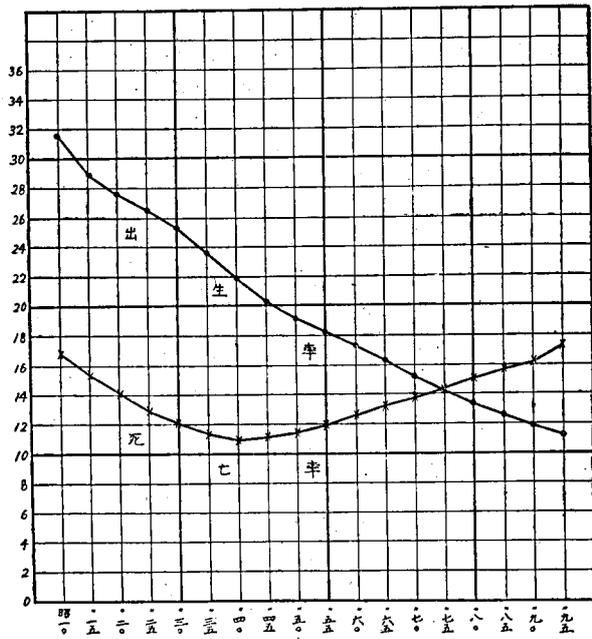
總人口に對する割合が比較的に増大するにおいては、社會衛生施設が如何に發達しても、死亡率は必ず上昇するのである。

わが國の出生率は大正九年の人口千に付き三六・一九を最高として、爾來、低下の傾向を示し、死亡率も亦同様の傾向を示してゐる。いま、大正九年から昭和十二年に至る出生率及び死亡率を圖示すれば次の如くである。



右の圖表について見れば、年によつて多少の凹凸はあるが、出生率および死亡率ともに、年を追うて次第に低下し、従つて自然増加率は略ぼ一定である。しかしこの事實に基いて、將來においても、出生率の低減を死亡率の低下でもつて償ひ得ると考へるなれば、それは大なる誤りである。すでに述べた如く、出生率および死亡率の低下は、人口の年齢構成を次第に変化せしめ、總人口に對する老年階級の割合は徐々に増大するのであるから、やがて死亡率の低下でもつて、出生率の低減を償ひ得ざる時期が到來する、否、出産力旺盛なる女子人口の減少により、出生率は低下の一路を辿るに反して、死亡率は却つて上昇する時期が到來するのである。

いま、支那事變の影響を全く考慮に入れないで、出生率および死亡率ともに從來の低下傾向を持續するものと假定して、將來の出生率および死亡率を推算すれば、次の圖表の如くである。



右の圖表によつて見られる如く、出生率は、昭和十年には三一・六三であるが、低下の一路を辿り、昭和九十五年には一一・二〇に激減するものと豫想せられる。これに反して、死亡率は、昭和四十年までは次第に低下するが、一〇・九〇が底であつて、それ以後、上昇の傾向を辿り、昭和七十五年には出生率よりも稍々高くなり、このにおいて自然増加率は略々零に、そしてそれ以後、自然増加率のマイナスは次第に大きくなる。すなはち昭和七十

五年以後、わが國における人口の絶對數は、最近のフランスにおけると同様、年々、減少することになる。

故に現に低減の傾向を辿りつゝある出生率を自然のまゝに放任して、死亡率を低下させることによつて、これを償はんとする計畫は所期の目的を達成すること不可能であつて、自然増加率の低下をもたらすことは明らかである。現に低減の傾向を辿りつゝある出生率をいつまでも自然のまゝに放任せよ、といふのではなく、物資の不足勝ちなこの非常時局において、當分の間、出生率改善策を斷念し、將來、適當な時機において、出生率改善策を購すべきであると、主張する人があるかも知れない。しかしこの見解も誤つてゐる。

周知の如く、十九世紀の中葉以來、フランスにおける出生率は次第に低下の傾向を示し來たつたのであるが、これは一時的現象に過ぎず、やがてまた上昇し來たるものと考へ、死亡率改善策に主力が注がれたのであつた。死亡率改善策は若干の効果を擧げることが出來たが、低下しつゝある出生率は、自然のまゝに放任せられたから、豫想を裏切つて、次第に、しかも急激に減退するに至つたのである。その後、出生率の激減におどろいて、人口増加策特に出産奨励に關するあらゆる種類の對策が實施せられたが、時すでにおそく、殆んど何等の効果をも擧げ得ないで、現在、悲惨な状態に立ち至つてゐるのである。

フランスの誤れる人口對策こそはわれわれにとつて好個の參考でなければならぬ。現に低下の傾向を辿りつゝある出生率を自然のまゝに放任すれば、その低下は次第に激成される危険がある。出生率が激減した後、改善策を講じて、所期の目的を達成することは頗る困難である。この非常時局下において、出生率改善策を實施することは、少からざる困難を伴ふことは明らかであるが、それにも拘らず、「人口政策確立要綱」が出生率改善策を最も強調してゐる所以のものは、實にかゝる配慮に出てゐるものであることを知らなければならぬ。

二

人口は國運隆昌の原動力であり、殊に東亞諸民族の指導者たるべきわが國においては、人口増加の永遠的發展性を確保することこそ現下喫緊の要務でなければならない。

かつて人口と經濟との關係から、經濟の發展力を最大可能に強化し、人口の増加力を適度に制限することは、國家の繁榮上、および國民の福祉上、最も望ましきことであるといふ謂ゆる適度人口説なるものが流布されたことがある。この説は一般的抽象理論としては一應もつとも感ぜられるであらう。たしかに、人口の増加率低く、國富豊かなる國は、平時においてこそ幸福なる生活を享受することが出來やうが、しかし力を伴はざる文化は一瞬にして壊滅する。今次の歐洲動亂の勃發するや、その是非を訴へる暇とてもなく、オランダやベルギーは、殆んど一瞬にして強力なるドイツ軍に蹂躪されたことは生々しき事實である。孤立國といふやうなものが存在する場合においてのみ、適度人口説は存在の價値をもつであらうが、現實のこの世界においては、かゝる孤立國は空想的存在に過ぎない。従つて適度人口説も亦空想的理論以外のなものでもない。もし現實のこの世界において、人口對策の基準をこの人口適度説に求めるならば、その國は必らずやオランダ或はベルギーと同一の運命を辿らなければならぬであらう。適度人口説は經濟理論としても果して正當のものであるや否や大いに疑問がある。

「人口政策確立要綱」は昭和三十五年における内地人口一億の實現を目標としてゐる。もつともこの一億の人口を全部内地に留めておくといふのではない。この人口一億は如何なる根據に基いて要求せられてゐるかを簡単に説明しておきたい。第一に、すでに述べた如く、現に低下しつゝある出生率および死亡率が將來も持續するものと假

定すれば、わが國の人口は昭和七十五年に最頂點に達し、それ以後、次第に絶對數の減少を來たすのである。すなはち現に低下しつつある出生率および死亡率はわが民族の將來を衰滅に導く危険線であつて、この衰滅線上にある昭和三十五年の人口は九千五百九十五萬餘である。しかるに將來における出生率を昭和十年の出生率三一・六以上に引上げ、死亡率を今後二十年にして現在のドイツの死亡率一一・七程度まで引下げると、將來におけるわが國の人口は永遠に發展する形をとるのであつて、この發展線上にある昭和三十五年の人口は約一億、精密にいへば、一億四百十五萬餘となるのである。第二に、この出生率と死亡率とをもつて發展すれば、わが民族は近隣諸國の増殖力によつて脅される危険は先づない。第三に、この出生率と死亡率とをもつて發展すれば、高度國防國家における必要なる兵力および勞力を確保する上においても、また東亞諸民族に對する指導力を確保する上からいつても、差當り大した不足を來たさないことになつてゐる。しかしこの人口一億は最低所要人員であるから、三一・六以上の出生率、今後二十年にして實現すべき死亡率一一・七も、目標の最低限界を示してゐるものであることを念頭において、人口増加を圖らなければならぬ。

三

「人口政策確立要綱」は、昭和三十五年における内地人口一億を目標となし、出生率三一以上を維持せんとしてゐるのであるから、昭和三十五年以後、わが國の出生數は三百萬を突破することになるのであつて、かゝる大量の増加人口を收容し得るだけの生活資料はわが國において増産し得るだらうかと、考へる人があるかも知れない。

マルサスの「人口論」の根本的出發點は、周知の如く、「人口は、もし制限せられることがないとしたならば、

幾何的比例をもつて増加するが、生活資料は算術的比例をもつて増加するに止まる。」といふのであつて、この主張は、その初版以來、彼の生存中に發行せられた最後の第六版に至るまで一貫してゐる。生活資料の増加力は人口の増殖力に比較して遙かに及ばないといふ命題は、彼が獨斷的に立てたものであり、そして生活資料の増加力は比較的に緩慢であるといふ主張は、靜態的に成立つ收益遞減の法則を理論的根據とせざるを得ないものである。マルサスの此の命題は一定の社會及び一定の技術の下における人口と生活資料との關係を靜的、抽象的に取扱つてゐるに過ぎないのであつて、之を動的、具體的に取扱ふことを忘れてゐる。即ち未耕地の開拓、技術の進歩及び國際經濟の發達は、常に收益遞減の法則の作用を止揚しつつある事實を見逃してゐる。

明治維新以後の人口増加について見るに、明治五年初頭には三千三百十一萬餘に過ぎなかつたが、昭和十年には六千九百二十五萬餘に達し、約六十年間に三千八百九十萬、即ち明治五年の人口に比較して二倍以上の増加を示してゐる。人口のこの著しき増加は決して偶然に現はれたものではなく、明治維新以後における保健衛生施設の普及に負ふところも少くはないであらうが、しかしその主要原因は各種産業の劃期的發展に基く生活資料の増産にあつたことは否定出來ないと思ふ。

明治維新以後の産業の發展は、人口の増加以上に生活資料の増加を大ならしめたがために、二倍以上に増加した人口を收容し得たのみならず、更にその生活水準をも向上せしむることが出來たのである。もつとも、程度の差こそあれ、工業においても、農業におけると同様、收益遞減の法則は作用するものであつて、その作用が現はれ來たるのは、農業の場合より比較的に緩慢であるに過ぎないから、一定の生産技術の範圍内においては、生活資料の増産力は人口の増加力に及ばない時期にやがては到達するであらうが、しかしわれ／＼人間は一定の生産技術にいつ

までも捉はれてゐるものではなく、収益遞減の法則が大なる作用を働く前に、生産技術を改善して、収益遞増の法則の作用を利用し得るやう常に新らしき工夫をめぐらすだけの智力を有つてゐる、故にマルサスの理論は、靜的、抽象的のものに過ぎないのであつて、動的、具體的のものではない。従つてかゝる理論は、近代的文明國の實情から見て全く價値なきものと言はなければならない。マルサスの見解の根本的誤謬は、人口と生活資料との關係を自然法則として取扱ひ、その歴史的性質を全然無視してゐる點にある。

年々の出生數が三百萬にも達すると、それを收容し得るだけの經濟的餘力はなからうといふ論者は、マルサスの見解に捉はれてゐて、わが國の逞しき經濟的發展力を無視してゐる。或はわが國の生産技術はこれ以上に發達する見込がないと主張するならば、それはわが國民の智力を侮蔑してゐる。或はまた、耕地面積と人口密度との關係から見て、生産技術が如何に進歩し、また如何に集約的に經營せられても、わが國の農産額は、これ以上に増加する人口を收容することは出来まいと主張するならば、論者の視界のあまりにも狭いことに驚く外はない。われわれの生活資料は決して農産品のみから成り立つてゐるものでもなければ、またその生活資料を自國の領土内において自給しなければならぬものでもない。東京市は、現在、七百萬に近い人口を擁してゐる。しかもその耕地面積は問題にならないほど狭いものである。もし耕地面積によつて人口の收容量が決定せられるものであるとするならば、東京市の人口の大部分は生存出来ないわけである。しかるに東京市におけるこの大人口は、何等の不安をも感ずることなくして、生活をつゞけてゐるのは、地方の慈善的喜捨によつてゐるものでもなければ、また暴力的掠奪によつてゐるものでもない。農産品こそ生産してゐないが、他の産業における生産に従事することによつて正當に生存してゐるのである。この事實は國際的に擴大しても當嵌まることである。たとへわが國の農産額が、國民全體の食料

を自給するに不足を來たす場合ありとするも、われわれは外國の慈善的喜捨によつて、或はまた暴力的掠奪によつてその生存を續けなくとも、農業以外の諸産業によつて、増加する人口を自ら收容する手段を講ずべきである。増加する人口を收容するために、國內農業の高度化を圖るとともに、更に國際經濟的發展を圖ることは、如何なる意味においても不正ではない。もしそれを武力でもつて阻止せんとするものがありとするならば、わが國家及び國民の生存權の擁護上、武力をもつてしてもそれに應へなければならないであらう。

わが國家及び民族が永遠に發展するためには、差當り昭和三十五年には少くとも一億の人口を保有しなければならぬ。また年々の出生數は、二十年後には、三百萬以上に達するであらう。われわれは片々たるマルサスの「人口論」なんか捉はれて、尻込みをしたり、悲觀したりしてゐる時機ではない。われわれは、われわれの勝れたる智力と逞ましき經濟力とでもつて、増加すれば増加するほど、多くの人口を收容し得るやう工夫をこらすべきである。

人口の増加力と經濟的發展力との關係から見て、人口の著しき増加は、國民の經濟生活を重壓する場合も生じ來たるであらうが、それは一時的の現象であつて、人口の増加は生産技術の進歩、經濟的發展を促進し、やがて躍進的に生活資料の増大を齎らすものと考へられる。明治維新以來、今日に至るまで、經濟的發展が人口を増加させ、更にまた人口の増加が經濟的發展を促し、兩者は相互關係において、互に進展を遂げ來たつたものである。しかもある一定の時期を限つて觀察すれば、國民の經濟生活は相當に壓迫せられたことのないではなかつたが、全體として之を觀察すれば、國民の生活水準は次第に高まりつゝある事實は否定出来ないと思はれる。故に年々の出生數が三百萬に達すると、わが國の經濟力では收容し切れまいといふ悲觀説や國民の生活水準を引下げねばなるまいといふ不安説は、わが國の勝れた生産技術と、逞しき經濟力とを信頼する者に取つては全く無價値のものである。

「人口政策確立要綱」には、死亡率の改善とともに、出生率の改善に必要な各種の方策が取り上げられてゐるのである。これ等の諸方策は、出生率を改善する上において、いづれも必要缺くべからざるものであることは言ふを俟たざるところである。しかし、これ等の諸方策の中には、婚姻及び出産奨励のための物質的援助方策、例へば婚資貸付制度、家族負擔調整金庫制度等があるが、これ等の諸方策が實施せられても、その必然的結果として直ちに出生率が改善せられるに至るとは斷定出来ないであらう。といふ意味は、わが國民の妊孕力そのものが生理的に減退し來たつてゐるといふのではなく、婚資貸付制度の設置そのものと婚姻率の改善、また家族負擔調整金庫制度そのものと出生率の改善との間には必らずしも必然的相互關聯ありと斷定出来ないであらうといふのである。婚資貸付制度を創設するとも、婚姻適齡期にある青年男女にして、積極的に結婚する意志と實行力とをもたざる限り婚姻率は改善せられる筈はない。また家族負擔調整金庫制度を創設するとも、妊孕可能期にある夫婦にして、出産を回避する態度を是正せざる限り出生率は改善せられる筈はない。故に一方において婚姻適齡期にある青年男女に結婚せんとする意志を鼓吹し、また妊孕可能期にある夫婦に出産回避の態度を放棄せしめ、他方において婚資貸付制度や家族負擔調整金庫制度を創設するならば、こゝにおいて初めて出生率改善策は所期の目的を達成し得るに違いない。出生率改善に關する各種の物質的援助策は、徹底せる精神運動或は社會教化運動と並んで、といふよりはこれを基礎として實施せられる場合、初めて所期の効果を擧げ得るものと言はなければならぬ。

周知の如く、一九三九年七月に公布せられたフランスの「家族法典」は、出産奨励のために施すべきあらゆる種類の方策を羅列してゐる感がある。家族補助、家族保護、兒童保護、民族衛生及び税制に至るまで、如何なる國の出

産奨励策も、到底、及びもつかないほどに行きとゞいたものである。この法典は一九四〇年初より施行せられる筈になつてゐたが、フランスはすでに今次の歐洲動亂で敗北したから、おそらく豫定通りに實施されなかつたであらう。従つてその実績については全く知る由もないが、この法典が豫定通りに實施せられてゐたとしても、どれほどの効果を擧げるかは甚だ疑問である。骨の髄まで徹底的な個人主義に蝕んでゐるフランス國民は、この法典による出産奨励策によつて、果してどれほどの出生増加を齎らすかは頗る疑はしい。フランスは人口増強策では最も古き歴史と最も豊富なる經驗とをもつてゐるに拘らず、殆んど何等の効果も擧げ得なかつたのは、一に個人的安慰に耽け、民族的使命を全然自覺しなかつたからに他ならない。この法典には、「人口問題に關する教育」といふ項目があつて、程度の如何を問はず、公私立學校はいづれも統計的に、また道德問題、家族問題との關係上から、少くとも一年に六時間は人口問題について教育しなければならぬことになつてゐるところから察すると、國民一般に對しても、人口問題を中心とする精神運動も行はれることになつてゐたかも知れない。が、しかし假りにかゝる精神運動が行はれることになつてゐたとしても、新らしき世界觀から出發してゐるナチスドイツとは反對に、舊態を墨守することをもつて生命としつゞけて來たフランスの精神運動は、おそらくフランス國民をして舊來の個人主義精神を揚棄し、百八十度の轉回をなさしめ得るやうな迫力をもつものとは信ぜられない。

然るにナチスドイツの人口政策及び人種政策は、新らしき世界觀の基礎の上に打ち建てられてゐるものであつて、その根本思想は民族觀念である。ブルグデルファーが、正當に述べた如く、ナチスドイツの出生率改善は、たゞ單に外部の方策のみに原因してゐるものではなく、ナチス改革に基く新情勢即ち政治的、精神的並に經濟的改善の結果である。第一次世界大戰以來、ナチス政權が確立するに至るまでの間、ドイツの出生率は年を追うて低下の

傾向をつづけ、最後にはフランスの出生率にさへ劣るやうな憂慮すべき状態にまで立ち至つたことは、すでに述べたところである。この恐るべき人口の危機を脱し、いま、出生率の改善に着々成功しつゝある所以のものは、たゞ單に人口増強に關するナチスの外部的方策のみによるものではない。それには、明らかにナチスの新世界觀たる民族觀念を基礎とする精神運動と、その精神運動を國民一般が心の底から理解し、ナチスの人口政策に熱意をもつて協力したことが大いになつてかなつたものと信するのである。

そこで「人口政策確立要綱」について見るに、出生率改善の外部的方策と、ともに精神的方策を示し、これを重要視してゐることは、まことに適切なる處置であると考へられる。即ち人口政策の目的を達成するための基本精神として、(一) 永遠に發展すべき民族たることを自覺すること、(二) 個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立、徹底を圖ること、(三) 東亞共榮圈の確立、發展の指導者たるの矜恃と責務とを自覺すること、(四) 皇國の使命達成は内地人口の量的及び質的の飛躍的發展を基本的條件とするの認識を徹底することの四項を擧げ、更に人口増殖の基本的前提として、不健全なる思想の排除に努むるとともに、健全なる家族制度の維持強化を圖ることを擧げてゐるのであつて、人口増強の外部的諸方策が所期の効果を擧げ得るか否かは、専らこの精神的諸方策が成功するか否かと極めて密接なる關係あるものと信するのである。

精神的諸方策の中でも、最も重要なものは「個人を基礎とする世界觀を排して家と民族を基礎とする世界觀の確立」であると信する。これこそは、わが民族がよつて立つところの基本觀念であるからである。しかし、これは、ナチスの世界觀の如く新らしく作り出されたものではなく、わが國在來の精神である。國家および國家の構成細胞たる家族は決して抽象的觀念的存在ではなく、歴史的發展性をもつ具體的にして特殊の形態をそなへてゐる。わが

建國の精神は千古不變であつて、わが國家は權力服從の人為的關係又は利益的契約に基いて構成せられてゐるものではなく、萬世一系の 天皇を上に戴く一大家族國家である。 天皇と臣民との關係は、義は君臣にして情は父子であるといふ信念、われ等日本臣民は、民族的に相結合して、一大家族を構成してゐるといふ國家思想は、國史を貫いて炳として輝いてゐる事實であつて、この國民的信念は建國の初めより不動の大本であり國家の發展とともに益々固く、未來永劫不變でなければならぬ。この國民的信念こそは世界無比のものであるとともに、また世界に最も誇るに足るものであると信するのである。従つてわが國においてこそ、家族は、文字通りに、國家の細胞であつて、家族の發展なくして國運の隆昌を考へることは出来ない。二千六百年の歴史あつてこの方、今日の發展と繁榮とをもたらしたのは、建國以來の旺盛なる國民精神に則り、われ等の祖先の不斷の努力の賜に他ならない。この光輝ある國家の限りない發展に寄與することこそ、われわれ現代の國民に課せられたる最大の任務でなければならぬ。

われわれ現代の國民が果さなければならぬ任務は少くないであらうが、すでに述べた如く、家族は國家の細胞であり、家族の發展なくして、國家の隆昌を考へることが出来ないとする限り、人口増殖の責任こそは最も根本的のものであり、かかる責任は、普通、最大可能に人口を増加させることによつて果されるものである。われわれ現代の國民が如何に偉大なる事業を成し遂げやうとも、もし出生率が極端に減退するならば、やがて兵力も經濟力も次第に衰へ、國家は徐々に滅亡に近づく他はない。古い人口史を繙くひまもなく、われわれはこの好き實例を現代のフランスにおいて見ることが出来る。故にわれわれ現代の國民は、政治、經濟、軍事、文化、その他あらゆる方面に互つて、それぞれの分野における責務を果すことは、いふ迄もなく、必要なことではあるが、それにも増して肝要な

ことは次代の國家を背負ふべき子孫を出来るだけ多く生み出し、そして健全に育成するといふ任務である。わが國人口の發展性が停滯することありとすれば、それは取りも直さず國家の隆昌が停頓する第一歩でなければならぬ。かくの如く考へ来るならば、各人が多くの子女を生み、全體としての出生率を高めることは、ただ單に個人の問題ではなくして、實に國家及び民族の興亡に關する大問題であることを知らなければならぬ。個人主義的配慮からすれば、自己の幸福と安慰とを圖るために多くの子女をもつことを好まないであらう。しかし、かかる處置は國家及び民族の發展とは相容れないものである。人口政策の指導原理は、個人主義的觀念を排除して、民族的思想を鼓吹せざるを得ないのである。わが國においても、特に都市生活者の間には、やゝもすれば、個人主義的思想が相當に傳播してゐると言はれてゐるが、しかしそれは決してわが國固有のものではないであらう。泰西文化の移入とともに持ち込まれた一つの悪疫に過ぎないのであつて、わが國民の胸底には、都鄙の區別なく、いままなほわが國特有の國民精神が宿つてゐることを固く信じて疑はないのである。新らしき觀念をたゞき込むことは頗る困難である。しかし家と國家を重んじなければならぬといふ日本精神を喚起することは決して難事ではない。何故ならば、この精神運動及び社會教化運動は、各人の胸底にひそんでゐる日本精神を呼び醒すことをもつて足るからである。われわれは、この精神運動は必ず大なる効果を擧げ得るものと樂觀してゐる。一方において、望み多きこの精神運動に力を入れると同時に、他方において、適正なる外部の方策が實施せられるならば、わが國の人口増強策の効果は期して待つべきものがあらうと確信するものである。



人口問題研究資料 (一)

支那事變による出生及死亡の變化

人口問題研究所

支那事変による出生及び死亡の変化 (昭和十四年末迄)

一 序言

支那事変は、周知の如く、我が國民生活の凡ゆる方面に一大変動を與へつゝあるが、人口現象も亦その影響から免れるものでない。尤も支那事変は今なほ繼續中であり、また事変終結と同時に人口現象に及ぼすその影響は直ちに消失するものではないから、支那事変が果して我が國の人口現象にどの程度の影響を及ぼすかを、いま精確に推斷することは不可能である。しかし、それを見極めた上で徐ろに対策を講ずるの時は時宜を失するばかりではなく、適正なる人口政策の樹立は、支那事変がなくとも、緊要の國家政策として重大視せられてゐる。内閣統計局は既に昭和十三年の「人口動態統計」を公刊し、また人口問題の調査研究のため特に昭和十四年の「出生及び死亡概数」の統計資料を提供せられた。勿論、この統計資料には、出生及び死亡概数のみが収録せられてゐる。

年齢別或は死因別死亡統計の表章を欠いてゐるし、また婚姻統計については何等の表章もないから、詳細なる分析的検討を加へることは出来な
いが、差し当り、この等の統計資料に基いて、支那事変勅発以来、昭和十四年末に至る期間の出生及び死亡の変化について略述し、人口政策樹
立の一参考資料に供し度い。

二 出生及出生率の変化

我が國の出生率は、近年、稍々低下の傾向を示しつつありと言はれて
ゐる。確かに大正九年の出生率三六・一九を最高として、その後多少の減
退を續け、昭和十一年には二九・九二まで低下してゐる。しかし最近五
年の出生率を見るに、昭和八年には三一・五五、昭和九年には二九・九七、
昭和十年には三一・六九、昭和十一年には二九・九二、昭和十二年には三〇・
六一であつて、これを大正時代の出生率に對比すれば確かに減退してゐ
るが、この期間内では、多少の高低ありと云ふ程度で、目立つほどの漸

減傾向を示してゐるとは考へられぬから、この五ヶ年 平均出生率に
対する昭和十三年及び昭和十四年の出生率の变化は、主として支那事変
の影響によるものであると考へても差支へないであらう。尚、支那事変
が出生に及ぼす影響は、事変勃発と同時に現はれるものではなく、少く
とも八ヶ月を経過した後、即ち昭和十三年三月以降に於て初めて現は
れ乘たるものであらうから、嚴密に言へば、この点を考慮に入れて昭
和十三年の出生率を算定すべき筈であるが、これは相當に面倒な手續を
要するため、昭和十三年の出生率は、その年の人口と出生数との比によ
つて求めて置いた。

昭和八年乃至昭和十二年の一年平均出生数は二一七、六八八、人口
千に付 出生率は三〇・七であつた。然るに昭和十三年の出生数は一九二八
三二一、出生率は二六・七であつて、出生数に於て一九九、三六七、出生率
に於て一三〇・四%を減じてゐる。更に昭和十四年の出生数は一九〇、一〇
〇六、出生率は二六一であつて、出生数に於て二二六、六八二、出生率に

於て一四九、九%を減じてゐる（附録第一図参照）

出生数及び出生率の如く急激なる減少は専ら支那事変の影響による
ものであると考へる他はない。日露戦争前の出生率は三一乃至三三であ
つたが、明治三十八年には三〇・四九、明治三十九年には二八・九三に低下
してゐる。尤も明治三十九年は兩年の年に當つてゐるので女兒出生数は
事実以上に少くなつてゐることを考慮に入れる必要があらうが、この出生
率の減退には日露戦争の影響を及ぼしてゐることは明らかである。然る
に支那事変が出生率に及ぼしつゝある影響はこれよりも遙かに大である。
しかも支那事変は日露戦争の場合よりも長期に亘つてゐるばかりではな
く、支那事変がなぐてさへも、近年、出生率は減退の傾向を示しつゝあ
つたのであるから、もし何等の対策をも講ずることなくして、之を自然
のままに放任するに於ては、人口増殖上、極めて困難なる問題を招来す
る危険があると考へられる。

支那事変前の出生率に對比して、昭和十三年の出生率は相當に大なる

第一表

月別	出生数			出生率(人口一万=付)		
	昭和八年乃至昭和十一年平均	昭和十三年	昭和十四年	昭和八年乃至昭和十一年平均	昭和十三年	昭和十四年
一月	269,997	267,970	245,364	39.40	37.38	33.88
二月	207,960	201,904	178,182	30.27	28.11	24.56
三月	233,454	215,162	184,106	33.94	29.92	25.35
四月	156,972	156,958	134,937	22.98	21.80	18.56
五月	146,496	134,631	122,700	21.24	18.68	16.87
六月	132,482	116,625	115,132	19.19	16.17	15.83
七月	149,258	132,427	123,235	21.61	18.36	18.32
八月	161,586	139,849	144,409	23.38	19.38	19.84
九月	168,474	139,865	153,230	24.36	19.37	21.04
十月	173,264	144,890	161,345	25.02	20.06	22.14
十一月	180,025	151,548	172,439	25.97	20.97	23.64
十二月	147,920	126,492	135,061	21.28	17.47	18.50

低下を示し、昭和十四年の出生率は更に悪化したことは既に述べた如くであるが、しかしこの事実から推して昭和十五年の出生率は更に一層大なる低下を示すだらうと速断してはならない。こゝで月別出生率の推移を検討して見る必要があらうと思ふのである。もし月別出生率が次第に低下の傾向を持續してある事実が明らかになれば、他の事情に同じである限り、昭和十五年に於ける出生率は更に低下するものと推断しても差支へないであらうが、しかし月別出生率が昭和十四年の後半期に於て、多少とも改善せられつつある徴候を認めることが出来るならば、昭和十五年の出生率について必ずしも悲観的な推定をなすには及ばないと考へるのである。

そこで昭和八年乃至昭和十二年一年平均月別出生率、昭和十三年及び昭和十四年の月別出生率を示せば次の第一表の如くである。この出生率は月別出生数を月別推計人口で除して一万倍したものである。

右の第一表によつて明らかである如く、出生数は月によつて大なる変動があり、従つて出生率も著しく異なつてゐる。故に一月の出生率と二月の出生率、二月の出生率と三月の出生率と云ふ風に、出生率の推移と縦に比較することは無意味であつて、昭和八年乃至昭和十二年一年平均一月の出生率と昭和十三年一月の出生率、昭和十三年一月の出生率と昭和十四年一月の出生率と言ふ風に、出生率の大小を横に比較する必要がある。

先づ昭和八年乃至昭和十二年一年平均の月別出生率と昭和十三年の月別出生率とをそれ〴〵同月のものについて対比して見るに、一月及び二月の出生率には大した差等が認められない。これは昭和十三年一月及び二月の出生率は昭和十二年六月頃に既に懐妊されてゐたものであるからである。然るに昭和十三年三月以降の出生率は昭和八年乃至昭和十二年一年平均月別出生率に比較して、いづれの月に於ても、その開きは相違に大きく、殊に十月以降に於ける両者の開きは著しく大きくなつ

てゐる。即ち十月に於ては二五〇・二に對して二〇〇・六、十一月に於ては二五・九七に對して二〇・九七、十二月に於ては二一・二八に對して一七・四九であつて、いづれも二割以上の出生減退を示してゐる。

次に昭和十三年の月別出生率と昭和十四年の月別出生率とをそれ〴〵同月のものについて対比して見るに、一月乃至六月に於ては、昭和十四年の出生率は昭和十三年の出生率よりも遙かに低い。しかし七月に於ては昭和十四年の出生率は昭和十三年の出生率に殆んど接近し、八月以降に於ては昭和十四年の出生率は昭和十三年の出生率よりも高くなつてゐる。尤も昭和十四年八月以降の出生率を昭和八年乃至十二年一年平均出生率に對比すれば、いづれの月に於ても尚考つてはゐるが、出生率は僅少なながらも改善の徴候を示してゐることは明らかに認め得られる。

(第二図参照)

これによつて見れば、支那事変が出生に及ぼしつゝある影響は昭和十三年三月より始まり、特に昭和十三年八月以降昭和十四年六月までが著

しく甚しい。昭和十四年に於ける出生率の減退が昭和十三年のそれと比較して一層大であるのは、昭和十四年一月乃至六月に於ける出生率の激減によるものと言ふことが出来る。しかし昭和十四年七月以降の出生率は、昭和十三年同期の出生率よりも幾分改善せられつゝあるから、もしこの傾向が将来も持續するものとすれば、昭和十五年に於ける出生率は昭和十四年の出生率よりも必ずしも悪化するとは言へないであらう。昭和十四年七月以降の出生率が多少とも改善せられつゝある原因を的確につきとめることは甚だ困難であるが、昭和十三年後半期以来、有配偶者たる兵員が大量に無配偶の兵員と交替して歸還したやうな事実があるのにはなからうかと想像せられる。

次に支那事変が出生に及ぼせる影響を郡市別に分ちて觀察しよう。昭和八年乃至昭和十三年一ヶ年平均及び昭和十三年並ニ昭和十四年の出生数と出生率とを郡市別に示せば左の第二表の如くである。

第二表

昭和八年乃至 昭和十三年一ヶ 年平均	出生数		出生率		百分比	
	郡部	市部	出生率	百分比	出生率	百分比
昭和十三年	一三六、五〇二	五六七、八一九	二九四	八八・五五	二一九	八五・五四
昭和十四年	一三〇、九四〇	五九二、五六六	二八三	八五・三四	二二三	八七・一一

先づ郡部について見るに、昭和八年乃至昭和十三年一ヶ年平均出生数は一五四八、五七二、出生率は三三・二であった。然るに昭和十三年の出生数は一三六、五〇二、出生率は二九・四であつて、出生数に於て一八・八〇七、出生率に於て一・四五%を減少してゐる。更に昭和十四年の出生数は一三〇、九四〇、出生率は二八・三であつて、出生数に於て二・三九一五、出生率に於て一・四七六を減少してゐる。昭和十四年に於ける全国の出生減退数は二二六、六八二であつたから、同年に於ける郡部の出生減退

教の方が一層大きくなつてゐる。故に郡部に於ては特に著しき出生教の
減退があつたと言はなければならぬが、この原因を凡て夫那事象によ
る郡部人口の出生力低下に歸することは出来ないのであつて、その一原
因として郡部に於ける出生可能人口中、少なからざる部外が夫那事象と
共に都市に流入したことを挙げなければならぬ。郡部人口がどの程度
に都市に流入したかは個別の調査によりなければ確實なことを言ひ得な
いが次に説明する如く、市部の出生教は昭和十三年に於ても大した減少
を示さず、また昭和十四年には却つて増大せる事實によつて、容易に之
を推測することが出来る。

次に市都について見るに、昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均出生教
は五七九一・一六、出生率は二五六であつた。然るに昭和十三年の出生
数は五六七・八一九、出生率は二一九であつて、出生教に於て一一・二九七
出生率に於て一四・四%を減少してゐる。また昭和十四年の出生教は五九
一・五八六、出生率は二二三であつて、出生教に於ては一二・四七〇の増加
大

を示してゐるが出生率に於ては一・八九%を減少してゐる。

そこで郡部と市部に於ける出生率の變化を比較して見るに、昭和十三
年には、市部の出生率減少の割合は郡部のそれと比較して一層大である。
然るに昭和十四年に於ては、之と反対に、市部の出生率減少の割合は、
郡部のそれよりも小である。また市部に於ては、昭和十四年の出生率は
昭和十三年のそれよりも、僅少であるが、増大してゐる。昭和十四年に
於ける市部の出生率が斯くの如く改善の徴候を示してゐるのは、出生可
能人口が地方より都市へ大量に流入したことに一原因があるのではな
らうか。(第三圖参照)

右に述べた如く、市都に於ける出生教並に出生率の減退は郡部に於ける
それと比較して輕微であるが、市部の内で特に大大都市に於ける出生教
及び出生率が如何なる變化を示してゐるかを觀察しようと思ふ。大大都
市に於ける昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均、昭和十三年及び昭和十

四年の出生数及び出生率を示せば左の第三表の如くである。

市	出		数		出		生		率	
	昭和八年 及昭和十二 年一年平均	昭和十三年	昭和十四年	昭和八年 及昭和十二 年一年平均 の差	昭和十四年 の差	昭和八年 及昭和十二 年一年平均	昭和十三年	昭和十四年 昭和八年 及昭和十二 年一年平均 の比		
東京市	152,181	143,464	150,953	-8,717	-1,228	25,90	22,22	22,94	85.79	88.57
大阪市	67,291	63,831	66,954	-3,460	-337	22,92	19,22	19,73	83.86	86.28
京都市	25,325	21,914	22,068	-4,458	-3307	23,49	18,90	18,75	80.46	79.82
名古屋市	31,357	31,202	32,959	-1,55	+1,622	29,05	25,49	26,37	89.74	90.77
神戸市	20,990	18,642	18,919	-2,328	-2,051	23,27	18,85	18,80	81.01	80.79
横浜市	19,037	18,693	21,628	-344	+2,591	26,52	24,04	24,97	90.65	94.16

右の第三表について先づ出生数の変化を見るに、いづれの都市に於ても昭和十三年の出生数は昭和八年乃至昭和十二年一年平均出生数よりは減少してゐる。出生減退の絶対数は東京市の八七一七が最も多く、京都市の四四五八が之に次いでゐるが、減少率から言へば、京都市の一三・六三%が最も高く、之に次いで神戸市の一一・一〇%が高い。之に反して名古屋市の減退率が最も少く、僅かに〇・五五%である。之に次いで横浜市の一・八一%が低い。東京市及び大阪市の減退率はその中間に位してゐる。次に昭和十四年に於ては、いづれの都市に於ても例外なく出生数は昭和十三年よりも増加してゐる。尤も京都市及び神戸市に於ては、出生数の増大は極めて僅少であるが、東京市及び大阪市に於ては、昭和八年乃至昭和十二年一年平均出生数に略ぼ接近し、殊に横浜市及び名古屋市に於ては昭和八年乃至昭和十二年一年平均出生数よりも却つて増加してゐるのである。これは支那事変勃發以來、出産可能人口が横浜市及び名古屋市に最も多く流入し、京都市及び神戸市にその流入が比較的

少なかつたことを暗示してゐるやうに思はれるのである。

次に出生率の変化を見るに、昭和十三年には、いづれの都市に於ても出生率は相當に大なる減退を示してゐるか。横濱市及び名古屋市に在つては、出生数の減少が比較的になつたこと、照應して、出生率の減退も最も少ない。即ち横濱市に於ては九三・五%、名古屋市に於ては一二六%の減少に當つてゐる。之に反して京都市の一八九・四%、神戸市の一八九・九%の減退が最も高い。東海市及び大坂市の減退割合はその中間に在してゐる。また昭和十四年について見るに、京都市及び神戸市に於ては、出生数は昭和十三年よりは多少とも増加してゐるに拘らず、出生率は實に悪化してゐる。これは出生数の増加よりも人口の増加が一層大であつたことに基因してゐるものと考へらる。また名古屋市及び横濱市に於ては、昭和十四年の出生数は昭和八年乃至昭和十二年一十年平均出生数を遙かに凌駕してゐるに拘らず、出生率はそれより尚九三・三%、五八・四%を減少してゐる。これも出生数の増加に比較して人口の増加が一層大であつたことに基因してゐると考へらる。

之によつて見れば、六大都市の内、京都市及び神戸市に於ては、支那事変以來、出生数及び出生率の減退が最も大である。恐らく流入人口が比較的になつてゐるに拘らず、出生に及ぼす支那事変の影響が最も著しく作用してゐるのであらう。即ち婚姻の激減、有配偶者たる兵員が大量に應召したることによつて生じたる出生減退が比較的になつてゐるに拘らず、出生率の減退が比較的になつたからうか。然るに名古屋市及び横濱市に於ては、出生減退に對するこれと同一の原因が存在してゐるに拘らず、出生率の減退が比較的になつたからうか。大量に流入せる出産可能人口の出産が興つてゐるものと考へらる。(第四圖参照)

最後に道府縣別による出生数及び出生率の変化を觀察しよう。道府縣に於ける昭和八年乃至昭和十二年の一年平均、昭和十三年及び昭和十四年の出生数及び出生率を示せば、左の第四表の如くである。

第四表

總數	出	生		數		出		生		總數	
		昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年 平均	昭和十四年 平均	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年 平均	昭和十四年 平均		
1	北海道	105,174.2	98,106	92.6	92.8	34.28	32.64	30.08	95.22	97.25	1
2	青森	39,060	36,559	91.9	81.0	41.34	35.81	31.18	86.62	75.37	2
3	岩手	39,885	38,638	96.8	89.0	96.08	35.45	32.30	93.09	84.82	3
4	宮城	44,589	41,323	92.7	88.3	36.05	31.99	30.20	88.74	83.77	4
5	山形	40,343	37,490	92.9	83.7	38.86	35.06	31.40	90.22	86.80	5
6	福島	40,060	36,442	91.0	85.6	35.73	31.98	29.96	89.50	83.85	6
7	茨城	54,718	51,421	94.0	88.2	34.61	31.61	29.47	91.33	85.15	7
8	栃木	51,272	47,305	92.3	88.0	33.00	29.80	28.29	90.30	85.73	8
9	群馬	40,453	36,107	89.3	85.7	33.86	29.24	28.04	86.83	82.90	9
10	埼玉	40,829	37,921	92.9	89.0	32.78	29.69	28.30	90.57	86.33	10
11	千葉	50,922	45,966	90.3	89.3	33.38	29.24	28.79	89.60	86.19	11
12	東京	49,486	43,198	89.3	88.0	32.03	29.10	23.14	84.60	92.24	12
13	神奈川	167,358	157,466	94.1	98.9	26.31	22.61	23.32	85.94	88.64	13
14	新潟	53,106	50,026	94.2	99.9	28.93	25.31	26.44	89.49	91.39	14
15	富山	69,552	63,459	91.2	87.1	34.45	31.19	29.61	89.76	85.38	15
16	石川	27,707	23,052	83.2	83.4	34.56	28.42	28.38	82.23	82.12	16
17	福井	23,912	19,664	82.0	80.9	31.26	25.35	24.95	81.09	79.81	17
18	山梨	20,387	16,982	83.3	80.1	31.64	25.56	24.44	80.78	79.24	18
19	長野	20,991	19,652	93.6	91.2	32.25	29.94	29.06	92.84	90.11	19
20	岐阜	52,128	44,859	87.8	87.7	29.97	27.95	26.71	93.26	89.12	20
21	愛知	40,999	36,386	88.7	87.4	33.46	28.99	28.46	86.64	84.88	21
22	三重	63,812	56,902	89.2	86.7	32.96	28.06	27.03	85.13	83.01	22
23	滋賀	88,077	80,507	91.4	93.3	30.90	26.44	26.65	85.57	86.25	23
24	京都	37,211	32,627	87.7	81.8	31.44	27.53	25.63	87.56	81.52	24
25	大阪	20,796	17,596	84.6	78.4	29.12	24.31	22.45	83.88	77.09	25
26	兵庫	43,086	36,982	85.8	83.5	25.31	20.60	19.81	81.39	78.27	26
27	奈良	101,258	95,184	94.0	98.1	23.98	19.98	20.41	83.32	85.11	27
28	和歌山	79,211	69,424	87.6	87.3	21.31	22.44	22.08	82.17	80.85	28
29	鳥取	17,644	14,614	82.8	78.7	28.58	23.00	21.73	80.48	76.03	29
30	島根	24,034	20,519	85.4	81.5	27.72	23.19	22.02	83.66	78.44	30
31	岡山	14,531	12,799	88.1	80.6	29.36	26.06	23.83	88.76	81.16	31
32	広島	23,089	19,489	84.4	84.4	30.80	25.92	25.89	84.16	84.06	32
33	山口	37,601	32,051	85.2	84.3	28.23	23.52	22.06	83.32	78.14	33
34	徳島	51,093	44,515	87.1	83.8	28.47	23.75	22.65	83.42	79.56	34
35	香川	33,196	28,794	86.7	86.4	27.97	23.57	23.29	84.05	83.27	35
36	愛媛	24,271	20,594	84.9	86.8	33.12	27.97	28.58	84.45	86.23	36
37	高松	23,813	19,789	83.1	81.0	31.61	26.09	25.37	82.54	84.26	37
38	松山	31,524	32,674	87.0	88.8	32.07	27.71	28.23	86.40	88.03	38
39	高知	20,015	16,876	84.3	84.5	27.63	23.67	23.74	85.67	85.92	39
40	高知	80,828	73,619	91.0	96.2	29.36	25.41	26.56	86.55	90.46	40
41	高知	22,502	19,050	84.7	89.5	32.64	27.92	29.52	85.48	90.44	41
42	高知	40,437	37,924	93.8	96.7	31.14	28.38	29.07	91.14	93.35	42
43	高知	42,881	38,109	89.0	86.9	30.76	27.13	26.40	88.20	85.83	43
44	高知	31,691	27,449	86.6	84.7	32.36	27.40	26.66	84.67	82.39	44
45	高知	27,606	25,172	91.2	89.7	33.42	29.13	28.37	87.16	84.89	45
46	高知	57,468	46,480	90.3	94.2	32.06	28.82	29.96	89.89	93.45	46
47	高知	15,660	16,355	104.4	99.5	26.37	27.18	25.81	103.07	97.88	47

右の第四表について各府縣に於ける出生数の変化を見るに、沖縄縣を除けばいづれの府縣に於ても、昭和十三年の出生数は昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均出生数よりも減少してゐる。しかし出生数の減少割合は府縣によつてこれぐ差等がある。その減少割合の最も甚しき地方は北陸の富山縣（一六、八%）、石川縣（一八、〇%）、福井縣（一六、七%）大阪府を除く近畿の滋賀縣（一五、四%）、京都府（一四、二%）、兵庫縣（一三、四%）、奈良縣（一七、二%）、和歌山縣（一四、六%）、三重縣（一三、三%）、四國の徳島縣（一五、一%）、香川縣（二六、九%）、愛媛縣（二三、〇%）、高知縣（一五、七%）及び中國の島根縣（二五、六%）、岡山縣（二四、八%）、九州の佐賀縣（一五、三%）、大分縣（三四、四%）等である。之に反して減少割合の比較的に小さい地方は、北海道（四、四%）、岩手縣（三、二%）、福島縣（五、〇%）、東京府（五、九%）、神奈川縣（五、八%）、大阪府（六、〇%）等である。

昭和十三年の出生数が比較的に大なる割合で減少してゐる地方は、又那事變の勃発と同時に比較的に多く有配偶者たる應召兵員を出したか、或は多くの勞務員を縣外に供出したかに原因してゐるであらう。またその出生数が比較的になる割合で減少してゐるに過ぎない地方は一般に應召兵員が少なかつたか、或は多くの勞務員を移入したことに原因してゐるであらう。

次に昭和十四年の出生数を見るに、多くの地方に於ては、昭和十三年の出生数よりも減少してゐる。殊に東北地方に於てはその減少割合は極めて顕著である。即ち昭和八年乃至十二年の出生数を一〇〇とする場合、青森縣に於ては昭和十三年に九一、九%であつたが、昭和十四年には八一、〇%に激減してゐる。その他に岩手縣では九六、八%であつたものが八九、〇%に、宮城縣では九三、七%であつたものが八八、三%に、秋田縣では九三、九%であつたものが八三、七%に、山形縣では九一、〇%であつたものが八五、六%に、福島縣では九四、〇%であつたものが八八、二%にそれぞれ激減してゐる。その他にも昭和十四年の出生数が減少してゐる府縣も少くないが、斯くの如く大なる割合で減少してゐる場合は極めて稀である。

之に及して昭和十四年の出生数が、昭和十三年の出生数よりも増大してゐる府縣がある。即ち千葉縣、東京府、神奈川県、愛知縣、大阪府、福岡縣、佐賀縣、長崎縣及び二三の諸縣である。京都府直及び兵庫縣を除く大大都市所在の各府縣並に大重工業工場の所在する福岡縣、長崎縣等に於ける出生数の増大は、専ら出産力ある労働人口が大量に流入したことに原因してゐるであらう。これと関連して、東北諸縣の出生数の激減は、かかる労働人口が大量に縣外へ流出したことに原因してゐるのびはなからうか。

次に各府縣の出生率について觀察しよう。

昭和十三年に於ける全国の出生率は、既に述べた如く二六・七であつたが、これよりも低い府縣を挙げると、東京府（二二・六一）、神奈川県（二五・三一）、石川縣（二五・三五）、福井縣（二五・五六）、愛知縣（二六・四四）、滋賀縣（二四・三一）、京都府（二〇・六〇）、大阪府（一九・九八）、兵庫縣（二二・四四）、奈良縣（二三・〇〇）、和歌山縣（二三・一九）、鳥取縣

（二六・〇六）、島根縣（二五・九二）、岡山縣（二三・五二）、廣島縣（二三・七五）、山口縣（二三・五一）、香川縣（二六・〇九）、高知縣（二三・六七）、福岡縣（二五・四一）等がある。これ等の諸府縣の大部分のものには昭和八年乃至昭和十二年の一ヶ年平均出生率が全国のそれよりも既に低いのであるが、ただ石川縣、福井縣、愛知縣、島根縣、香川縣等に於ても、全国の出生率よりも高かつたのであるから、これ等の諸縣の出生率は昭和十三年には特に大なる打撃を受けたことになる。

また沖縄縣を除けば、いづれの府縣に於ても、昭和十三年の出生率は、昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均出生率よりも低下してゐる。尤も出生率の減少割合は府縣によつて差等がある。この減少割合の最も大なる府縣は富山縣（一七・七七％）、石川縣（一八・九一％）、福井縣（一九・二二％）、滋賀縣（一六・五二％）、京都府（一八・六一％）、大阪府（一六・六八％）、兵庫縣（一七・八三％）、奈良縣（一九・五二％）、和歌山縣（一六・三四％）、島根縣（一五・八四％）、岡山縣（一六・六八％）、廣島縣

(一六、五八%)、山口縣(一五、九五%)、徳島縣(一五、五五%)、香川縣(一七、四六%)、等である。故に富山縣、石川縣、福井縣、滋賀縣、京都府、奈良縣、鳥根縣、岡山縣、徳島縣、香川縣等に於ては、出生数のみならず、出生率も亦大なる減少を示してゐるのである。要するにこれ等の諸府縣に於て出生数そのものみならず、人口との關係に於ける出生数も亦比較的に大なる減少を示してゐるのであるから、出生率減少の理由も、大量の労働人口を他府縣へ供出したことのみならず、出生率減少に應召したのであつて、出産と密接なる關係ある有配偶者たるの女員が多数に應召したることあつて力あるものと推定されるのである。

次に昭和十四年の出生率を見るに、昭和十三年の出生率よりも著しく低下した府縣が少くない。即ち青森縣に於ては昭和八年乃至昭和十二年一ケ年平均出生率に對して、昭和十三年の出生率は八六、六%であつたが、昭和十四年には七五、三%に激減してゐるのである。同様に岩手縣では九三、〇%から八四、八%に、秋田縣では九〇、二%から八〇、八%

%に、山形縣では八九、五%から八三、八%に、福島縣では九一、三%から八五、一%に、千葉縣では八四、六%から七二、二%に、滋賀縣では八三、四%から七七、〇%に、鳥取縣では八八、七%から八一、一%に、いづれも激減してゐる。思ふにこれ等の地方に於ては、昭和十四年に於て大量の兵員が應召したか或は労働人口を大量に縣外に流出したことによつて、斯くの如き出生率の激減を来したものであらう。北陸地方の各縣に於ては、昭和十四年の出生率は依然として低いが、昭和十三年よりも更に著しく悪化してゐるやうには思へない。しかし昭和十三年の出生率と比較して、昭和十四年の出生率が改善せられてゐる地方がある。即ち東京府に於ては、昭和八年乃至昭和十二年一ケ年平均出生率に對して、昭和十三年の出生率は八五、九%であつたが、昭和十四年には八八、六%に増え、また神奈川県では八七、四%が九一、三%に、愛知縣では八五、五%が八六、二%に、大阪府では八三、三%が八五、一%に、徳島縣では八四、四%が八六、二%に、愛媛縣では八六、四%

が八八〇三%に、福岡縣では八六五五%が九〇、四六%に、佐賀縣では八五、四八%が九〇、四四%に、長崎縣では九一、一四%が九三、三五%に、鹿児島縣では八九、八九%が九三、四五%に、いづれも増大してゐる。京都府市及び兵庫縣を除く大都市所在の府縣及び大重工業所在の福岡縣及び長崎縣に於て、昭和十四年の出生率が昭和十三年の出生率よりも増大せる一原因として、これ等の府縣に於て特に大量の歸還兵員があつたとは考へられなうのであつて、出産可能人口が大量に流入したことを挙げるべきではなからうか。

三、死亡及死亡率の變化

昭和十三年の死亡数は一、二五九、八〇五、昭和十四年の死亡数は一、二六七、六八〇であつて、昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均死亡数一、二〇五、七五七に對比すれば、昭和十三年に五四〇、四八、昭和十四年には六一、九二三を増加してゐるが、人口も亦増加してゐる故に、死亡率は不変であ

つて、常に一七、四である。(第五圖参照)

我が國の死亡率は、近年、低下の傾向を示しつつありと言はれてゐる。なるほど大正九年の死亡率は二五、四一であつて、大正十四年まで、死亡率は常に二〇代であつた、大正十五年に一九、二八に降り、一九代に死亡率は昭和四年まで持續した。そして昭和五年に死亡率は一八、一七に低下し、昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均死亡率は一七、四であるから、我が國の死亡率は確かに低下の傾向を示してゐる。従つて支那事變がなかりせば、昭和十三年及び昭和十四年の死亡率は一七、四よりも更に低下してゐたであらうとも考へられるが、しかし昭和八年乃至昭和十二年の死亡率を各年別に示せば、昭和八年には一七、七六、昭和九年には一八、一七、昭和十年には一六、七八、昭和十一年には一七、五一、昭和十二年には一六、九五であつて、必ずしも年を追うて規則正しく漸減してゐるのではない。従つて昭和十三年及び昭和十四年の死亡率が低下せず、常に一七、四を維持してゐるのを、支那事變の影響のみに歸するとは困難であらう。

もし支那事變が我が國民の死亡に影響を與へてゐるとしても、現在のところ、それは極めて微弱であると云はなければならぬ。戦時下に於ける國民生活が過勞又は栄養不良等によつて保健上の障害を蒙ることがあつても、その影響は即座に死亡率増加の形で現はれるものではないだらう。従つて支那事變が死亡に及ぼすことあるべき影響は、尙相當の時日を経過した後に検討して見る必要があると思はれる。

既に述べた如く、死亡率を全国的に見れば、事變前とその後との昭和十三年及び昭和十四年とは殆ど全く変動はないが、之を道府縣別に觀察すれば、幾分の變化を認めることが出来る。道府縣別による昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均、昭和十三年及び昭和十四年の死亡率を示せば左の第五表の如くである。

第五表

府縣及大都市	昭和十三年	昭和十四年	昭和十三年		昭和十四年	
			平均	最高	平均	最高
道 兼手 城田 形島 城木 馬玉 兼京川 瑪山 川井 梨野 宇田 知聖 賀都 阪 盧 良山 取根 山 島口 島川 媛知 岡 寶崎 本 分崎 島 總 市 市 市 市	1.6.5.0	1.8.6.1	1.8.5.0	1.8.6.1	1.8.5.0	1.8.6.1
海	2.0.0.6	1.8.6.2	2.0.0.6	1.8.6.2	2.0.0.6	1.8.6.2
北青岩宮 秋山 橋茨 柄群 崎千 東神 新富 石 橋山 長 岐 靜發 三 渡京 大 矢奈 和 島 岡 廣山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 神	1.8.8.3	1.8.8.3	1.8.8.3	1.8.8.3	1.8.8.3	1.8.8.3
歌	1.8.8.3	1.8.8.3	1.8.8.3	1.8.8.3	1.8.8.3	1.8.8.3
京 阪 都 古	1.4.4.4	1.4.4.4	1.4.4.4	1.4.4.4	1.4.4.4	1.4.4.4
東 大 京 名 神 機	1.5.5.5	1.5.5.5	1.5.5.5	1.5.5.5	1.5.5.5	1.5.5.5

右の第五表について見るに、昭和十三年の死亡率が昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均死亡率よりも増大してゐる地方は、福島縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、富山縣、山梨縣、長野縣、岐阜縣、愛知縣、三重縣、滋賀縣、鳥根縣、鳥取縣、岡山縣、広島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、高知縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、宮崎縣、鹿児島縣等である。これらの諸府縣に於ける死亡率の増大は、一方に於ては、工業都市に大量の青壮年人口を供出し、死亡危険の多き幼少年者及び老年者の人口構成中に占むる割合が増大せること、また他方に於ては、疾病による歸郷者の増加等に基因してゐるのではなからうか。しかし青森、岩手、宮城、秋田、山形等の諸縣並に大阪府を中心とする兵庫縣、奈良縣、和歌山縣等に於ても大量の青壮年人口を供出してゐる筈であるに拘らず、死亡率は殆ど増大してゐない。また昭和十三年には死亡率が増大したが昭和十四年には再び死亡率の低下してゐる地方例へば千葉、富山、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、高知、佐

賀、熊本等の諸縣も数へ上げること出来るのであるから、死亡率のこの変動は支那事変の影響のみに基づくものなりや否やは軽卒に断定することは困難である。

しかし昭和十三年及び昭和十四年を通じて死亡率が増大しつつある地方例へば福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京府、神奈川、長野、鳥取、鳥根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、長崎、宮崎等の諸府縣については、死亡率増加の原因について深く攻究する必要があると考へられる。

次に大大都市所在の府縣に於ける死亡率の変化を見るに、東京府、神奈川縣に於ては死亡率は次第に増大してゐる。愛知縣の死亡率は昭和十三年には増大してゐるが、昭和十四年には減少してゐる。之に反して大阪府及び兵庫縣に於ては、昭和十三年の死亡率は低いが、昭和十四年には増大してゐる。また京都府に於ては昭和十三年及び昭和十四年共に死亡率は次第に低下してゐる。そして大大都市に於ける死亡率の変化を見

るに、東京市及び横濱市に於ける昭和十三年の死亡率は、一三、二七及び一五、九八であつて、昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均死亡率一三、一三及び一五、〇二よりも増加してゐるが、他の四大都市に於ては昭和十三年の死亡率は昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均死亡率よりも低い。即ち、大阪市では一四、二六から一三、〇三に、京都市では一四、九一から一四、三八に、名古屋市では一五、六二から一五、三九に、神戸市では一五、〇七から一四、七〇に低下してゐる。

昭和十四年よりの死亡率について見れば、東京市、京都市、名古屋市及び横濱市に於ては昭和十三年の死亡率よりも低下してゐる。即ち東京市では一三、二七から一三、〇七に、京都市では一四、三八から一四、〇九に、名古屋市では一五、三九から一四、九二に、横濱市では一五、九八から一五、八六に低下してゐる。之に反して大阪市及び神戸市に於ては死亡率が増加してゐる。即ち大阪市では一三、〇三から一四、四五に、神戸市では一四、七九に増加してゐる。そして大阪市及び横濱市を除けば、昭和十四

年の死亡率は、昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均死亡率よりも低下し、特に京都市及び名古屋市に於ては、事変後、死亡率は次第に低下してゐる。

既に述べた如く、昭和十三年及び昭和十四年の死亡率は、之を全国的に見る場合、昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均死亡率と比較して何等の増減なく全く安定的である。また之を府縣別に見る場合、一定の増加又は減少の傾向を明瞭に看取することは困難であつて、ある府縣に於て多少増加の傾向を示してゐるも、之を直ちに支那事變の影響によるものなりや否やを判定するには、尚人口移動、年齢構成の變化等を詳細に検討して見る必要があらう。更に大大都市に於ける死亡率の變化についても一定の特徴ある傾向を把へることは困難である。殊に京都市及び名古屋市に於ける死亡率は次第に低下の傾向を示してゐるが、この原因の説明も、特別の調査を遂げるのぢなければ、容易になし得ないと考へらる。

四、結 言

以上の觀察の結果を要約すれば、昭和十三年及び昭和十四年の出生率は、昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均出生率に比較して明らかに低下してゐる。この主要原因としては先づ第一に有配偶者たる兵員が大量に應召したことを挙げなければならぬであらう。また昭和十四年の出生率減退は昭和十三年の結婚率減退によつて多少の影響を受けてゐると考へられる。昭和十二年の結婚率が異常に高くなつてゐるのは、内縁関係にあつた應召兵員による結婚届出が一時に殺到したことによるものと考えられるから、いま暫くこれを向題外として結婚率を見るに、昭和十年には八・四、昭和十一年には七・八二であつたが、昭和十三年には七・四六に減退してゐるのであつて、これを實数について見れば十二三万の減少になつてゐる。

昭和十四年の出生率は昭和十三年の出生率よりも更に低下してゐるが

ら、昭和十五年の出生率は更に悪化するのではないかと想像され易い。しかし、昭和十三年及び昭和十四年の出生率を月別について見れば、出生率の減退は昭和十三年三月頃より顕著になり、昭和十四年八月までが最も甚しいのである。そして九月以降、出生率は僅少なながらも次第に改善の傾向に向ひつゝある。この原因として、昭和十四年に結婚率が特に増大したとは想像することは出来難いのであつて（昭和十四年の婚姻統計は發表されてゐない）恐らく昭和十三年末以来、有配偶者たる兵員が大量に歸還したためたつたのではなからうかと考へるのである。この想像の適否は別向題として、昭和十四年九月以降に於ける出生率改善の傾向が持続するものとすれば、昭和十五年の出生率は必ずしも昭和十四年の出生率よりも悪化するとは断定出来ないのであらう。

出生率の減退を、市部と郡部とに分けて觀察すれば、郡部に於て甚だしく、市部に於て輕微である。この傾向は昭和十三年に於けるよりも昭和十四年に於て一層顕著である。殊に市部の内でも六大都市に於ける出

生率の減退を見るに、京都市及神戸市を除く四大都市に於ては、出生率の減退は甚だしく、流入人口が大量であるために出生率は大して増加してゐないが、出生数そのものは事変前よりも増加してゐる都市さへある。これは都市に於ける有配偶者たる女員の應召が、地方に比較して特に少なかつたとか、また婚姻率が特に高かつたと云ふことに據るものではない。一般産業地帯である大都市へ出産可能人口が大量に流入したことが主要原因をなしてゐるのであらうと考へらる。

従来、我が国人口の發展は専ら農村の高級出生率に依存して来た。都市人口の膨張も主として農村よりの人口流入に依存して来た。支那事変下に於て、有配偶者たる女員の應召、婚姻率の減退によつて農村に於ける出生率が減退することは已むを得ないこととするも、それ以上に、出生可能人口が大量に都市へ轉出したことによつて、農村に於ける出生率を一段と低下させてゐることは特に憂慮すべき点である。都市に流入せるこれ等の出産可能人口は、都市生活とその環境によつて、早晩、都會

人口と同様に出生率の低下を来たすであらう。そして農村に於ては出産力旺盛なる大量の人口を一時に喪失することによつて、出生率減退の傾向は持続的のものとなる危険點としめない。従来、最も高級出生率を維持し来たつた東北地方に於て、昭和十四年の出生率が特に著しく減退してゐることは、我が国の人口増殖上最も憂慮すべき点である。人的資源確保の目的から言つて、東北地方のみならず、出生率の減退してゐる諸地方について、流出人口、その年令、配偶関係等を詳細に調査し、適正なる對策を講ずることは最も必要にして且つ急務ではなからうか。

全国的に見ても、また地方別に見ても、昭和十三年及び昭和十四年の死亡率は特に悪化してゐるとは言へない。支那事変によつて國民が過勞に陥り、または栄養障害を来たしてゐるとしても、其の影響は未だ死亡率にひびくまでには至つてゐないのかも知れない。もし然りとすれば、死亡率に及ぼす支那事變の影響は今後に於て現はれ来るであらう。或はまた出生率の減退は、多くの場合、乳児死亡率の減退を伴ふものであるから、

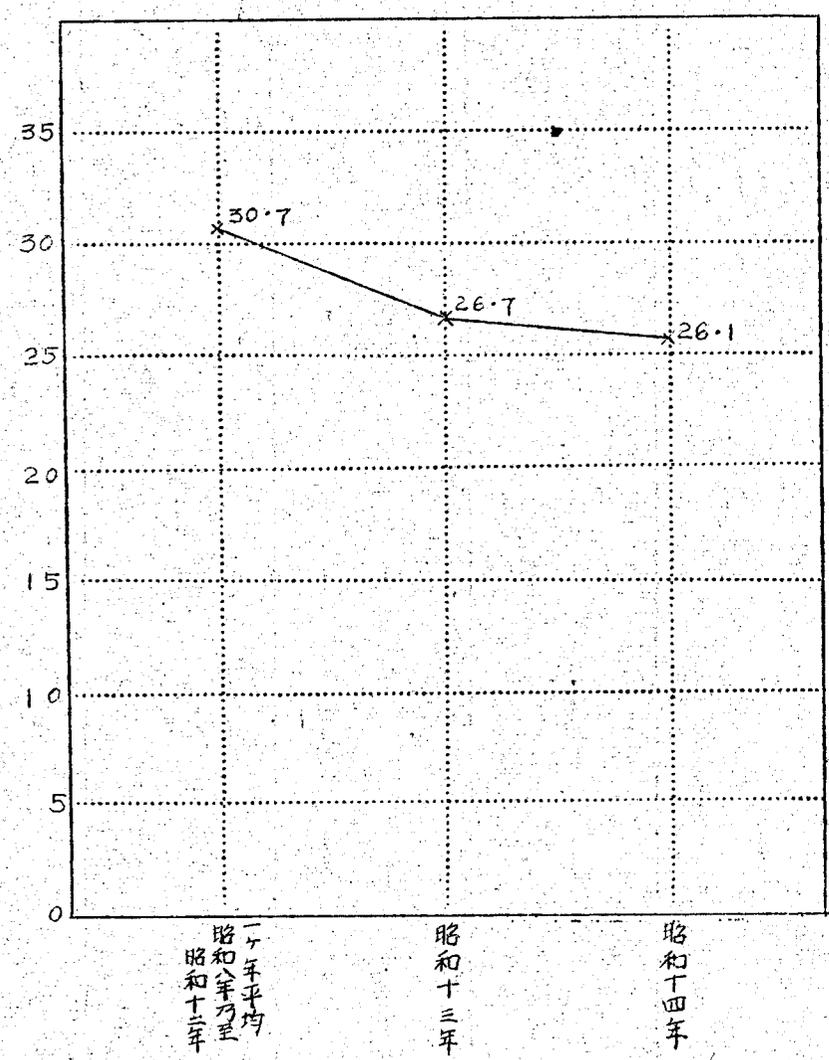
乳児死亡率の減退が一般死亡率の増加と相殺してゐるのかも知れないが、この点は統計資料が缺けてゐるので、検討を加へることは不可能である。

我が国の死亡率は、周知の如く、事発前に於ても、欧米諸国のそれよりも著しく高かつた。特に乳児死亡率、青壮年級に於ける結核死亡率は人口対策上極めて至難なる問題であつた。また内閣統計局の「家計調査」及び「栄養調査」の結果によれば、国民大衆の栄養状況は既に決して良好なるものではなかつた。昭和十三年及び昭和十四年に於ける死亡率が特に増大してゐないことは大いに喜ばべき現象であつて、戦時下に於ける国民保健政策としては、死亡率をこれ以上に増加せしめないやうに最善の努力を盡すべきである。国民生活の安定化が強調せられつゝあるが、適當なる休養と共に、十分なる栄養を摂取せしむることは、国民の健康を維持し、死亡率の増大を阻止するため、先づ第一に講ずべき対策ではなからうか。

(一五八 岡崎)

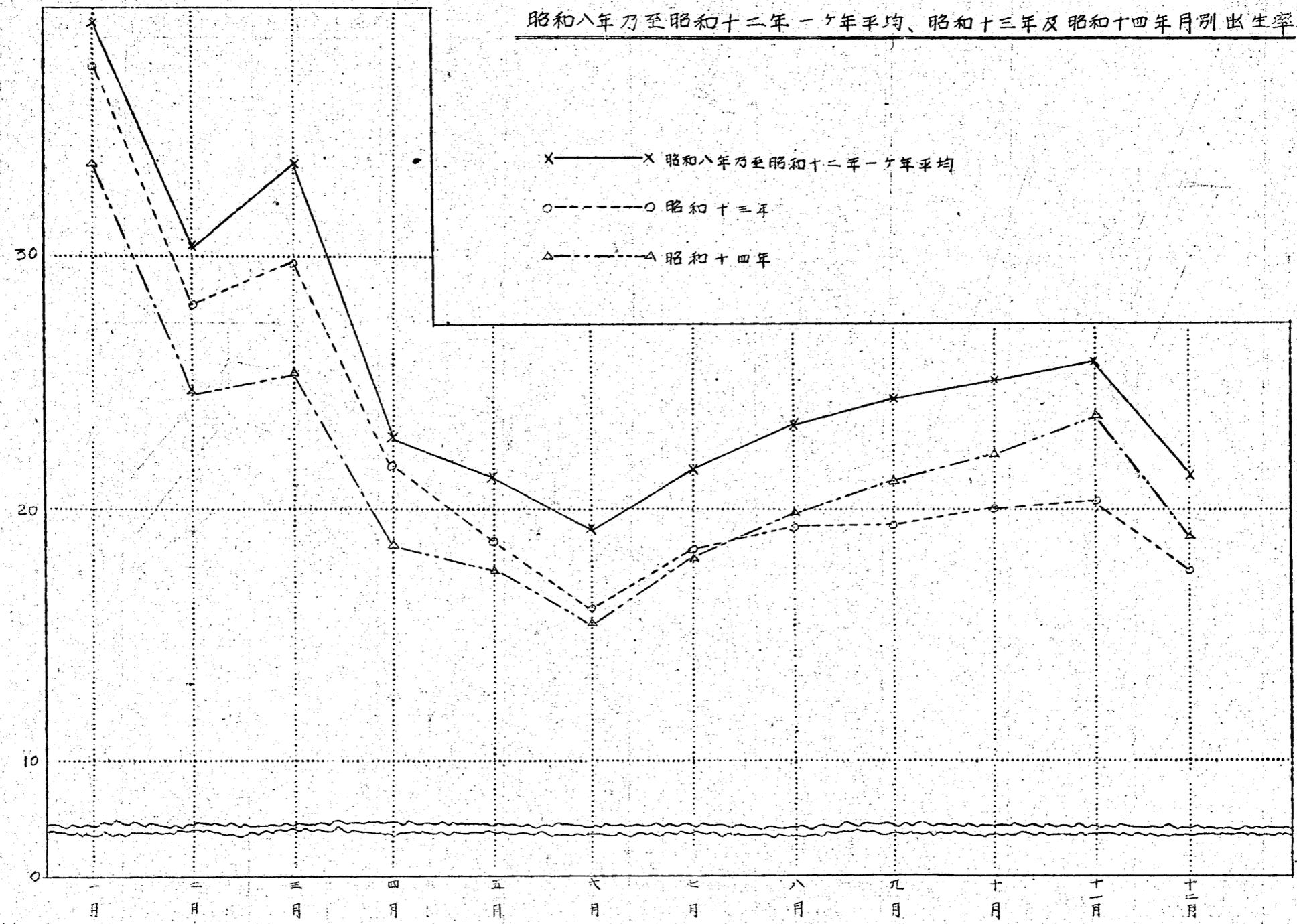
附錄 第一圖

昭和八年乃至昭和十二年一十年平均、
昭和十三年及昭和十四年出生率



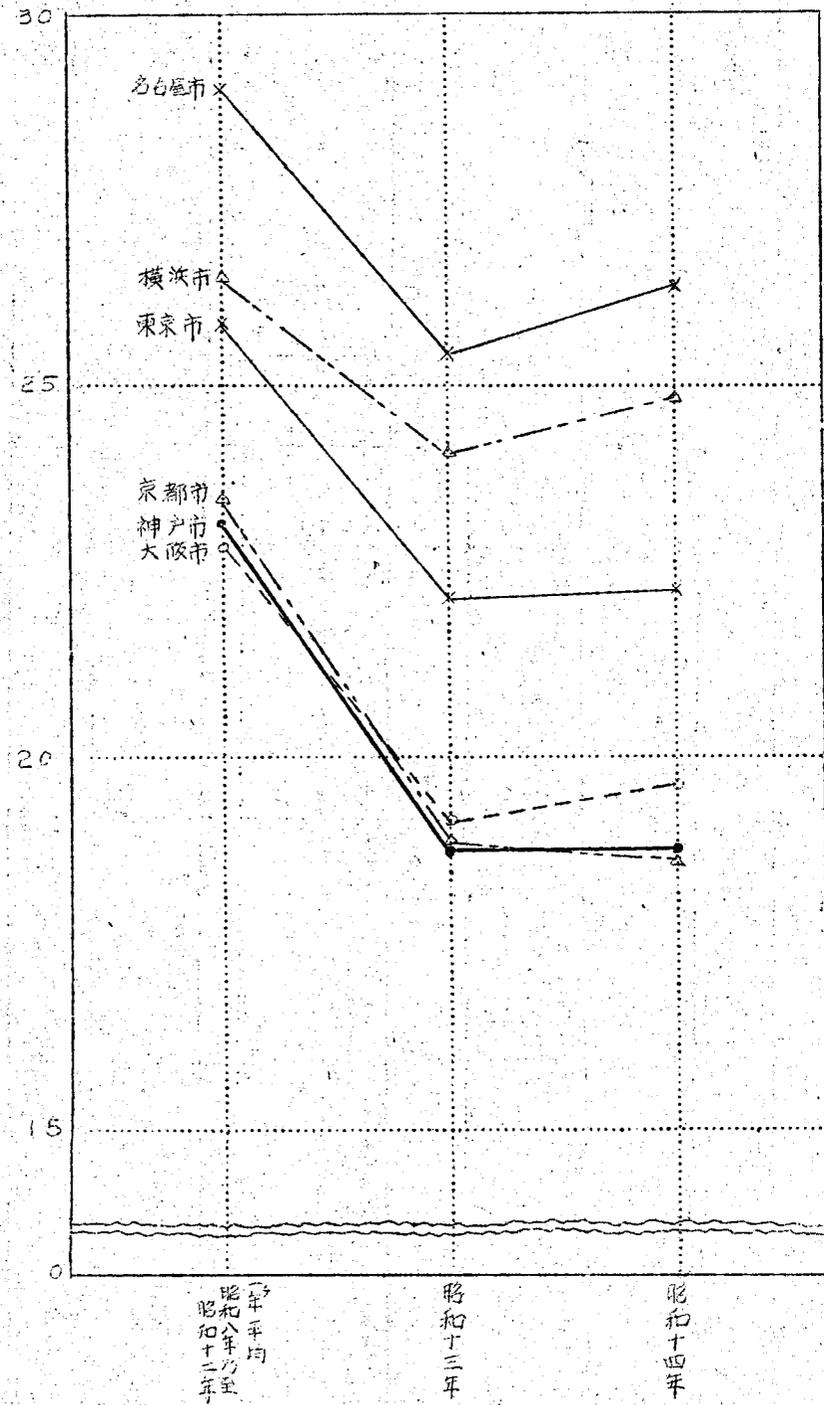
附錄 第二圖

昭和八年乃至昭和十二年一年平均、昭和十三年及昭和十四年月別出生率



附錄 第四圖

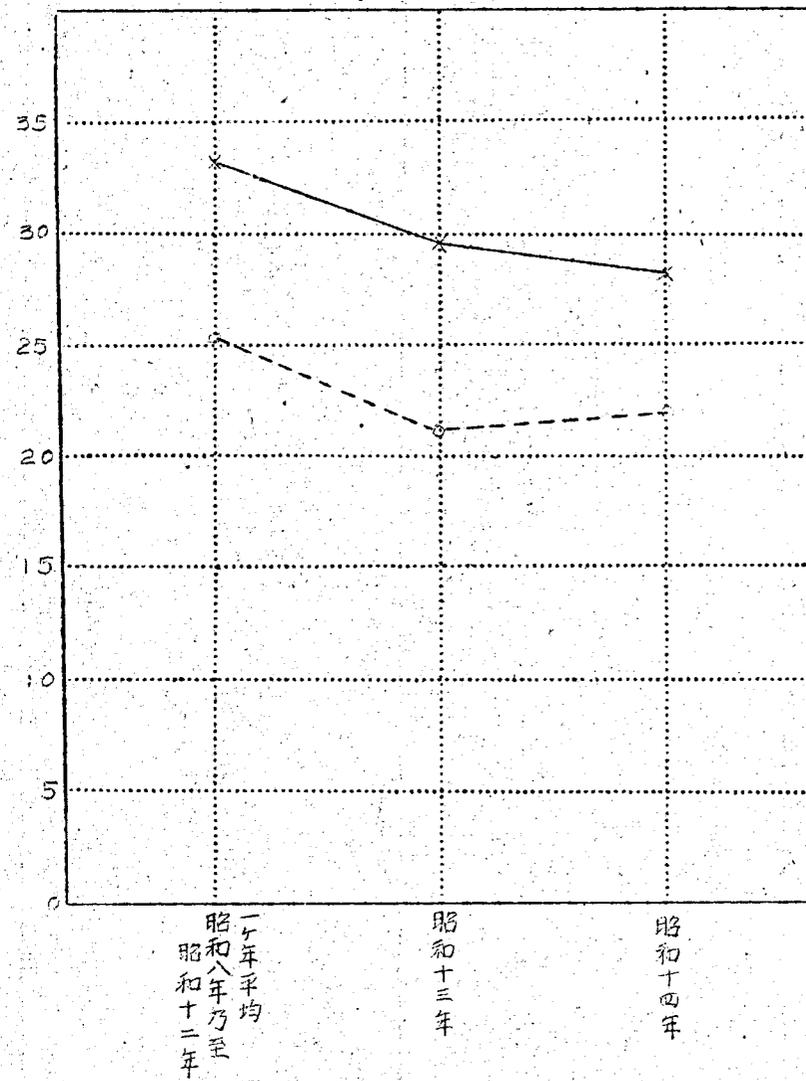
六大都市出生率



附錄 第三圖

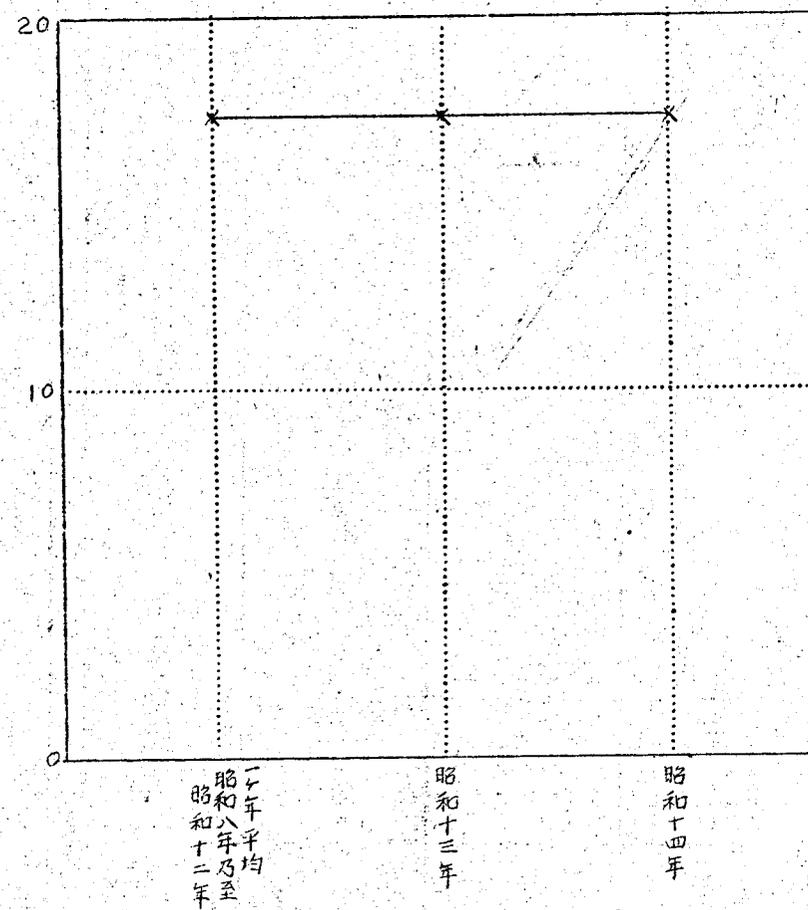
郡部及市部出生率

x—x 郡部
 o—o 市部



附錄 第五圖

昭和八年乃至昭和十二年一ヶ年平均、
昭和十三年及昭和十四年死亡率



秘

人口問題研究資料(三)

昭和十三年及昭和十四年各年男子出生數ノ減ト
其ノ對策トシテノ死亡率改善ニ就テ

人口問題研究所

昭和十三年男子出生總數八九九〇、八八八ニシテ平年出生數一、〇八九、一
 二八（昭和八年乃至昭和十二年五箇年間平均）ニ比シ九八、二四〇（九％）
 少シ、此ノ減少ヲ、此ノ出生者ノ年齢二十一歳ニ達スル迄ニ、昭和十六
 年以降順次三歳以上各歳ノ死亡率ヲ低下セシメテ回復スル爲ニ必要ナル
 死亡率ノ低下割合次ノ如シ、但シ死亡率、低下ハ現在ノ死亡率ニ逆比例
 シテ行ハル、即チ現在ノ死亡率高ク從ツテ低下ノ餘地大ナル年齢程低下
 強シトス、尚次表ニハ此ノ低下後ノ死亡率及現在ノ死亡率ヲ併セ掲ゲタ
 リ

年 齡	現在ノ死亡率	低下後ノ死亡率	低下割合
三	〇・〇一三四九	〇・〇〇〇四九	九六％
四	〇・〇〇九一一	〇・〇〇〇五二	九四
五	〇・〇〇六四八	〇・〇〇〇五五	九二
六	〇・〇〇四六〇	〇・〇〇〇五六	八八
七	〇・〇〇三六一	〇・〇〇〇四六	八七

年 齡	現在ノ死亡率	低下後ノ死亡率	低下割合
八	〇・〇〇三〇〇	〇・〇〇〇五五	八二％
九	〇・〇〇二六一	〇・〇〇〇四六	八三
一〇	〇・〇〇二四〇	〇・〇〇〇五四	七七
一一	〇・〇〇二二六	〇・〇〇〇五〇	七八
一二	〇・〇〇二三四	〇・〇〇〇四八	七九
一三	〇・〇〇二六三	〇・〇〇〇四八	八二
一四	〇・〇〇三四三	〇・〇〇〇四八	八六
一五	〇・〇〇四七九	〇・〇〇〇五五	八九
一六	〇・〇〇六三五	〇・〇〇〇五二	九二
一七	〇・〇〇七八二	〇・〇〇〇五一	九四
一八	〇・〇〇八八八	〇・〇〇〇五八	九三
一九	〇・〇〇九五〇	〇・〇〇〇四二	九六
二〇	〇・〇〇九五六	〇・〇〇〇四九	九五

右ノ如キ著シキ死亡率ノ低下ヲ以テ、年齢三歳ノ男子ガ二十一歳ニ達スル生存率〇・九九〇九トナリ、所期ノ結果即チ平年出生ノ男子ガ現在ノ死亡率ニテ二十一歳ニ生存スル數ハ二一・五二九ヲ現ハス、現在外國ノ事例中最モ良好ノ狀況ヲ示セル生存率ヲ以テスルモ、平年出生ノ場合ニ比シ二十一歳ニ於テ三二・六二〇（四四％）ノ不足ヲ示ス

上表ノ如ク三歳以上各年齢死亡率ノ低下アリトスレバ、昭和十四年男子出生總數九七三、四五九へ平年出生數ニ比シ一・一五、六六九即チ一・一％減ハニ歳ノ死亡率ガ八六％ノ低下ヲナシ〇・〇〇二九一へ現在〇・〇〇二〇四五トナレバ、平年出生ト同數ノ二十一歳男子ヲ生存ス

注意

上記計算ニ於テハ昭和十一年以降昭和十五年ノ各年ニ於テ零歳、一歳及二歳ノ各年齢死亡率ノ低下ナク、其ノ値ハ第六回生命表通りト前提ス

上記ノ如キ低死亡率ノ實現ハ果シテ可能ナリヤ問題ナルモ少クトモ急速ニ望ミ得ル所ニハ非ズ、從ツテ昭和十三年及昭和十四年ノ出生減ノ死亡率改善ニ依ル完全ナル回復ハ昭和十三年及昭和十四年ニ於テ零歳及一歳死亡率ノ改善ナキ限り最早期待シ得ザルベシ

今假ニ昭和十四年ノ男子出生減一・一五、六六九ヲ上記ノ如ク二歳以上ナラズ零歳以上ノ各年齢ニ於ケル死亡率ノ改善ニ依リ回復シ得ルモノトセバ、問題ハ甚シク簡易化セラルルニ至ル、即チ此ノ場合ニハ零歳死亡率ヲ現在ニ比シ八〇％低減セシメテ〇・〇〇二三八トナシ、同ジク一歳死亡率ヲ三九％低減セシメテ〇・〇〇二四五トナシニ歳以上ノ各年齢死亡率ハ現在通りトナスヲ以テ足ル、（之ニ依ルモ出生減ノ回復ニ付零歳及一歳特ニ零歳死亡率ノ改善ガ極テ主要ナルコトヲ知ル）然レドモ此ノ零歳死亡率〇・〇〇二三八ナル値ハ未ダ何レノ國ニモ其ノ例ヲ見ザル低率ニシテ、其ノ急速ナル實現ハ到低望ミ得ザルヲ以テ、二歳以上ノ各年齢死亡率ヲモ改善シ、零歳死亡率ノ低減ヲ急速實現性アルモノトナサントセバ、瑞西ノ今日ヨリ約二十年前ノ死亡率程度ニ各年齢死亡率ヲ低減ス

レタル零歳以上各年齢ノ最低死亡率ヲ以テスレバ、昭和十四年ノ男予出生歳八年齢二十一歳ニ於テ回復セラルルコトハ勿論、更ニ四一、九一九入即チ所要數ヨリ五%ノ増加ヲ示ス。(一五・八・中川)

昭和十六年三月

人口政策確立要綱

人口問題研究所

本要綱ハ部内ノ參考ニ資スル爲印刷ニ付シ謄寫ニ代ヘタルモノナリ

昭和十六年三月

人口問題研究所

人口政策確立要綱（昭和十六年一月二十二日閣議決定）

第一 趣 旨

東亞共榮圈ヲ建設シテ其ノ悠久ニシテ健全ナル發展ヲ圖ルハ皇國ノ使命ナリ、之ガ達成ノ爲ニハ人口政策ヲ確立シテ我國人口ノ急激ニシテ且ツ永續的ナル發展増殖ト其ノ資質ノ飛躍的ナル向上トヲ圖ルト共ニ東亞ニ於ケル指導力ヲ確保スル爲其ノ配置ヲ適正ニスルコト特ニ喫緊ノ要務ナリ

第二 目 標

右ノ趣旨ニ基キ我國ノ人口政策ハ内地人人口ニ就キテハ左ノ目標ヲ達成スルコトヲ旨トシ差當リ昭和三十五年總人口一億ヲ目標トス、外地人人口ニ就キテハ別途之ヲ定ム

一、人口ノ永遠ノ發展性ヲ確保スルコト

二、増殖力及資質ニ於テ他國ヲ凌駕スルモノトスルコト

三、高度國防國家ニ於ケル兵力及勞力ノ必要ヲ確保スルコト

四、東亞諸民族ニ對スル指導力ヲ確保スル爲其ノ適正ナル配置ヲナスコト

第三 右ノ目的ヲ達成スル爲採ルベキ方策ハ左ノ精神ヲ確立スルコトヲ旨トシ之ヲ基本トシテ

計畫ス

- 一、永遠ニ發展スベキ民族タルコトヲ自覺スルコト
- 二、個人ヲ基礎トスル世界觀ヲ排シテ家ト民族トヲ基礎トスル世界觀ノ確立、徹底ヲ圖ルコト

三、東亞共榮圈ノ確立、發展ノ指導者タルノ矜持ト責務トヲ自覺スルコト

四、皇國ノ使命達成ハ内地人人口ノ量的及質的ノ飛躍的發展ヲ基本條件トスルノ認識ヲ徹底スルコト

第四 人口増加ノ方策

人口ノ増加ハ永遠ノ發展ヲ確保スル爲出生ノ増加ヲ基調トスルモノトシ併セテ死亡ノ減少ヲ圖ルモノトス

一、出生増加ノ方策

出生ノ増加ハ今後ノ十年間ニ婚姻年齢ヲ現在ニ比シ概ネ三年早ムルト共ニ一夫婦ノ出生數平均五兒ニ達スルコトヲ目標トシテ計畫ス

之ガ爲採ルベキ方策概ネ左ノ如シ

- (イ) 人口増殖ノ基本的前提トシテ不健全ナル思想ノ排除ニ努ムルト共ニ健全ナル家族制度

ノ維持強化ヲ圖ルコト

- (ロ) 團體又ハ公營ノ機關等ヲシテ積極的ニ結婚ノ紹介、斡旋、指導ヲナサシムルコト
- (ハ) 結婚費用ノ徹底的輕減ヲ圖ルト共ニ、婚資貸付制度ヲ創設スルコト
- (ニ) 現行學校制度ノ改革ニ就キテハ特ニ人口政策トノ關係ヲ考慮スルコト
- (ホ) 高等女學校及女子青年學校等ニ於テハ母性ノ國家的使命ヲ認識セシメ保育及保健ノ知識、技術ニ關スル教育ヲ強化徹底シテ健全ナル母性ノ育成ニ努ムルコトヲ旨トスルコト
- (ヘ) 女子ノ被傭者トシテノ就業ニ就キテハ二十歳ヲ超ユル者ノ就業ヲ可成抑制スル方針ヲ採ルト共ニ婚姻ヲ阻害スルガ如キ雇傭及就業條件ヲ緩和又ハ改善セシムル如ク措置スルコト
- (ト) 扶養家族多キ者ノ負擔ヲ輕減スルト共ニ獨身者ノ負擔ヲ加重スル等租稅政策ニ就キ人口政策トノ關係ヲ考慮スルコト
- (チ) 家族ノ醫療費、教育費其ノ他ノ扶養費ノ負擔輕減ヲ目的トスル家族手當制度ヲ確立スルコト
- (リ) 之ガ爲家族負擔調整金庫制度(假稱)ノ創設等ヲ考慮スルコト
- (リ) 多子家族ニ對シ物資ノ優先配給、表彰、其ノ他各種ノ適切ナル優遇ノ方法ヲ講ズルコト

(ヌ) 妊産婦乳幼児等ノ保護ニ關スル制度ヲ樹立シ産院及乳兒院ノ擴充、出産用衛生資材ノ配給確保、其ノ他之ニ必要ナル諸方策ヲ講ズルコト

(ル) 避妊、墮胎等ノ人爲的産兒制限ヲ禁止防遏スルト共ニ、花柳病ノ絶滅ヲ期スルコト

三、死亡減少ノ方策

死亡減少ノ方策ハ當面ノ目標ヲ乳幼児死亡率ノ改善ト結核ノ豫防トニ置キ一般死亡率ヲ現在ニ比シ二十年間ニ概ネ三割五分低下スルコトヲ目標トシテ計畫ス此ノ目的達成ノ爲採ルベキ方策概ネ次ノ如シ

(イ) 保健所ヲ中心トスル保健指導網ヲ確立スルコト

(ロ) 乳幼児死亡率低下ノ中心目標ヲ下痢腸炎、肺炎及先天性弱質ニ依ル死亡ノ減少ニ置キ、之ガ爲都市農村ヲ通ジ母性及乳幼児ノ保護指導ヲ目的トスル保健婦ヲ置クト共ニ保育所ノ設置、農村隣保施設ノ擴充、乳幼児必需品ノ確保、育兒知識ノ普及ヲ圖リ併セテ乳幼児死亡低下ノ運動ヲ行フコト

(ハ) 結核ノ早期發見ニ努メ産業衛生竝ニ學校衛生ノ改善、豫防竝ニ早期治療ニ關スル指導保護ノ強化、療養施設ノ擴充等ヲナスト共ニ各廳連絡調整ノ機構ヲ整備シテ結核對策ノ

確立徹底ヲ期スルコト

(ニ) 健康保險制度ヲ擴充強化シテ之ヲ全國民ニ及ポスト共ニ醫療給付ノ外豫防ニ必要ナル諸般ノ給付ヲナサシムルコト

(ホ) 環境衛生施設ノ改善、特ニ庶民住宅ノ改善ヲ圖ルコト

(ヘ) 過勞ノ防止ヲ圖ル爲國民生活ヲ刷新シテ充分ナル休養ヲ採リ得ル如クスルコト

(ト) 國民榮養ノ改善ヲ圖ル爲榮養知識ノ普及徹底ヲ圖ルト共ニ、榮養食ノ普及、團體給食ノ擴充ヲナスコト

(チ) 醫育機關竝ニ醫療及豫防施設ノ擴充ヲナスト共ニ醫育ヲ刷新シ豫防醫學ノ研究及普及ヲ圖ルコト

第五 資質增強ノ方策

資質ノ增強ハ國防及勤勞ニ必要ナル精神的及肉體的ノ素質ノ增強ヲ目標トシテ計畫ス

(イ) 國土計畫ノ遂行ニヨリ人口ノ構成及分布ノ合理化ヲ圖ルコト、特ニ大都市ヲ疎開シ人口ノ分散ヲ圖ルコト

之ガ爲工場、學校等ハ極力之ヲ地方ニ分散セシムル如ク措置スルモノトス

(ロ) 農村ガ最モ優秀ナル兵力及勞力ノ供給源タル現狀ニ鑑ミ、内地農業人口ノ一定數ノ維持

ヲ圖ルト共ニ日滿支ヲ通ジ内地人人口ノ四割ハ之ヲ農業ニ確保スル如ク措置スルコト

(ハ) 學校ニ於ケル青少年ノ精神的及肉體的鍊成ヲ圖ルコトヲ目的トシテ、教科ノ刷新ヲ行ヒ訓練ヲ強化シ、教育及訓練方法ヲ改革スルト共ニ體育施設ノ擴充ヲナスコト

(ニ) 都市人口激増ノ現状ニ鑑ミ特ニ都市ニ於ケル青少年ノ心身ノ鍊成ヲ強化シテ之ヲシテ優秀ナル兵力及勞力ノ供給源タラシムルコト

(ホ) 青年男子ノ心身鍛鍊ノ爲一定期間義務的ニ特別ノ團體訓練ヲ受ケシムル制度ヲ創設スルコト

(ヘ) 各種厚生體育施設ヲ大量ニ増加スルト共ニ健全簡素ナル國民生活様式ヲ確立スルコト
(ト) 優生思想ノ普及ヲ圖リ、國民優生法ノ強化徹底ヲ期スルコト

第六 資料ノ整備

一、人口動態及靜態ニ關スル統計ヲ整備改善スルコト

二、國民體法ノ適用範圍ヲ擴張シ其ノ内容ヲ充實スルト共ニ其ノ他ノ體力及保健ニ關スル資料ヲ整備充實スルコト

第七 機構ノ整備

一、人口問題ニ關スル統計、調査、研究ノ機構ヲ整備充實スルコト

三、人口政策ノ企畫、促進及實施ノ機構ヲ整備充實スルコト

